東大阪市 第5期
地域福祉計画

すべての人が
地域で個性を
尊重しあい、
支えあい、

共に生きる
安心と活力の
福祉コミュニティ
の実現

東大阪市

はじめに

少子高齢化や人口減少、世帯構造の変化など地域を取り巻く環境の変化により、住民相互の連帯感は希薄化し、人々の暮らしの中において地域とのつながりのない「社会的孤立」などが問題となっています。また、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えるといった状況がみられ、従来の福祉サービスだけでは対応できない、いわゆる「制度の狭間」の問題も顕在化しています。

このような中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が提唱されています。

本市におきましても、第４期地域福祉計画の基本理念である、「すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、共に生きる　安心と活力の福祉コミュニティの実現」を継承しつつ、法制度の見直しや、国・府の動向を踏まえ、新たな地域福祉の方向性を示す「東大阪市第５期地域福祉計画」を策定しました。

今後、地域福祉の中核的役割を担う社会福祉協議会とさらなる連携を図り、本計画の取り組みを進めてまいりますが、地域住民の方や民生委員・児童委員、校区福祉委員会、自治会などの地域福祉の担い手の皆さま、日頃から福祉に携わっている事業者・団体の皆さまにおかれましても、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました、社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉計画策定懇話会の委員の皆さま、アンケート調査や地域懇談会などにご協力いただきました関係機関、市民の皆さまに心よりお礼を申し上げます。

平成３１年３月

東大阪市長　野田義和

東大阪市第５期地域福祉計画の策定にあたって

この度、東大阪市第５期地域福祉計画(以下、本計画)が、地域福祉専門分科会、地域福祉計画策定懇話会及び、関係諸機関のご協力をえて、無事策定を終えることができました。

この間、ご協力いただいた皆さまには、心より感謝いたします。本当にありがとうございました。

本計画は、「すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、共に生きる　安心と活力の福祉コミュニティの実現」という第２期計画からの基本理念を継承しながら、めまぐるしく変化する福祉施策や今日的状況を勘案し、５年後に本計画が具現化・実体化できることを念頭に作成に努めました。

1. 地域共生社会実現をめざして

従来の福祉サービスは、高齢者･障害者･子ども等といった対象別に福祉サービスを行ってきました。しかし、少子高齢化･人口減少化の進行に加え、従来の分野別の施策･サービス提供では解決できない複合的かつ深刻な問題が顕在化しています。

平成28年７月15日に「地域包括ケアの深化･地域共生社会の実現」に向けて、いわゆる「我が事･丸ごと」地域共生社会実現本部構想が打ち出されて２年が経過しました。この構想は、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ(ケアリング・コミュニティ)の構築を目指すこと。と同時に、今まで行政や社会福祉施設･機関等専門機関が、障害者･高齢者･児童等･公的扶助等の縦割り･対象別で対応してきたものを改め、多職種連携によるワンストップ型･連携強化型サービスへの転換を目指すものです。

換言すれば、**“我が事”**とは、地域住民が様々な地域福祉課題を他人事と考えず、今我々にできることは何かを考え、着実に行動に移していく**「住民の主体形成づくり」**であり、**“丸ごと”**とは、従来の縦割り体制の弊害である「制度の狭間」をつくらないための**「行政や社会福祉施設･機関等専門機関の真摯な覚悟」**であると言えます。

まさに、“我が事･丸ごと”の地域共生社会の実現を目指すためには、今まで従来の高齢者･障害者･児童と言った分野別･縦割りの福祉施策を改め、ワンストップ・連携強化型の多職種連携･地域協働システムの構築を、東大阪市全体の取組として公民協働で取り組んでいくことが必要不可欠です。

2. 社会福祉法の改正

「社会福祉法等の一部を改正する法律」が、平成28年３月31日に公布され、「社会福祉法人における経営組織のガバナンスの強化」や「事業運営の透明性の向上」といった社会福祉法人制度改革や、福祉人材の確保の促進に関する事項が改正されました。また、平成29年６月２日に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、平成30年４月に改正された社会福祉法（以下、改正法）については、以下の3点が大きな特徴です。

（1）改正法第 4 条 2 項で新しく「地域生活課題」について提起された点。

（2）改正法第 6 条 2 項、第 106 条の 3 で、

「福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務」が明記された点。

（3）改正法第 107 条で地域福祉計画が、努力義務規定となった点。

（1）改正法第 4 条 2 項で規定された「地域生活課題」とは

①福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題

②福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯の地域社会からの孤立の課題

（社会的孤立への対応）

③福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、

あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での課題

福祉、介護、介護予防、保健医療だけでなく、教育や就労にまで枠組みを広げたことが特徴的です。

（2）改正法第 6 条 2 項で、

「福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務」が明記された点。

改正法第 6 条 2 項では、国及び地方公共団体の責務として、「地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない」と明記されました。

これは、今までの社会福祉法が「地域住民と社会福祉を生業とする者（社会福祉専門職）と、地域福祉に関する活動を行う者」の三者関係で規定されていたものに、改正社会福祉法では「国及び地方公共団体」が加わり「三者関係から四者関係」への転換を意味しています。

本計画では、従来の縦割り体制の弊害である「制度の狭間」をつくらないために、基本目標に関連する項目を、本計画を主担した福祉企画課だけでなく関係部署の連携・協議のもとで作成しました。

また、これらの具現化のために、地域福祉の推進の中間支援機関として東大阪市社会福祉協議会を位置づけ、「地域福祉活動計画」との一体的な計画策定に努めました。

今後、さまざまな状況の変化に対応できるように継続改善を繰り返しながら、東大阪市の地域福祉の推進に寄与できるよう努めたいと思います。

東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

会長　新崎国広

もくじ

第１部　総論

第１章 計画の策定にあたって

１ 計画策定の背景と趣旨 1

２ 計画の位置づけ 4

３ 計画策定体制 5

４ 計画の期間 5

第２章 地域福祉を取り巻く東大阪市の現状

１ 統計からみる市の現状 6

２ 第４期地域福祉計画の主な進捗状況 18

３ アンケート調査からみた現状と課題 22

４ 地域懇談会からみる課題と今後の取り組み 40

５ 東大阪市の地域福祉をめぐる主な課題と方向性 43

第３章 計画の基本的な考え方

１ 基本理念 44

２ 基本目標 45

３ 第５期地域福祉計画の体系 47

４ 第５期地域福祉計画における地域福祉ネットワークのイメージ 48

第２部　各論

第４章 つくろう！福祉のこころと集える場

１ 地域福祉意識の向上 51

２ 多世代が集う場づくり 55

３ ボランティア・ＮＰＯなどの活性化 59

第５章 ひろげよう！福祉活動とネットワーク

１ 地域福祉活動の拡大と浸透 63

２ 地域福祉ネットワークの強化 70

第６章 まもろう！地域力による防災と防犯

１ 災害に強い福祉のまちづくり 73

２ 安全・安心な福祉のまちづくり 78

第７章 ささえよう！地域生活と福祉ニーズ

１ 包括的な相談支援体制の整備 87

２ 適正な福祉サービスと情報の提供 93

３ 隙間のない支援体制づくり 96

４ 成年後見制度の利用促進 102

第８章 計画の推進体制

１ 地域福祉ネットワーク形成による計画の推進 109

２ 計画の実効性の確保 111

資料編

１ 「社会福祉法」からの一部抜粋 113
２ 東大阪市社会福祉審議会条例 115
３ 東大阪市社会福祉審議会規則 117
４ 東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会設置要綱 119
５ 東大阪市第５期地域福祉計画策定懇話会設置要綱 120
６ 委員名簿 121
７ 計画策定経過 123
８ 用語解説 124

コラム一覧

●知っていますか？ ～ ヘルプマーク・ヘルプカード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
●妊産婦にやさしい環境づくりを ～ マタニティマーク ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
●切れ目ない支援をめざして ～ 東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」 ・・・・・・ 57
●子どもの居場所が広がるように ～ 子ども食堂・学習支援 ・・・・・・・・・・・・・・ 58
●「顔の見える関係づくり」をめざして ～ 地域福祉ネットワーク推進会議 ・・・・・・・ 72
●地域の身近な福祉の相談窓口 ～ いきいきネット相談支援センター ・・・・・・・・・・ 72
●災害時に地域で助けあうために ～ 災害ボランティアセンター ・・・・・・・・・・・・ 77
●詐欺被害を防ぐために ～ 振り込め詐欺等被害防止機器 ・・・・・・・・・・・・・・・ 81
●認知症の方を地域で見守るために
～ SOS オレンジネットワーク（認知症高齢者見守りネット） ・・・・・・・ 82
●犯罪被害ゼロをめざして ～ 安まちメール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
●高齢者の身近な相談窓口 ～ 地域包括支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
●障害者の身近な相談窓口 ～ 基幹相談支援センター・委託相談支援センター ・・・・・・ 91
●妊娠期から子育て期までの身近な相談窓口 ～ 子育て世代包括支援センター ・・・・・・ 92
●生活に不安を感じたときはご相談ください ～ 生活さいけん相談室 ・・・・・・・・・ 100
●住み慣れた地域で安心して暮らすために
～ 認知症初期集中支援チーム「東大阪市オレンジチーム」 ・・・・ 101

※計画における元号の表記について、平成 31 年 5 月で改元されますが、
計画策定時点では元号が未定ですので平成で表記しています。

第１部　総論

第１章　　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

（１）地域福祉とは

私たちが住む地域では、少子高齢化や核家族化、単独世帯化が進み、高齢者などの孤立死、子育てに悩む親の孤立、ひきこもり、高齢者・障害者・子どもに対する虐待、配偶者などへの暴力等が新たな社会問題になるとともに、ひとり暮らし高齢者、ひとり親家庭、生活困窮者など支援を必要としている人が増加している状況にあります。また、抱えている悩みや必要とされる施策は、個々人によって異なり、地域住民が抱えるニーズは複雑多様化・複合化しています。

「地域福祉」とは、こうした手助けや支援を必要としている人たちが生活する上でのさまざまな課題を地域の中で解決できるよう取り組むとともに、このような課題を生み出さないために、地域を構成する住民・行政・福祉関係機関や団体・企業などが連携・協働して何ができるかを、地域に住む人たちが主役となって考え、地域づくりの取り組みを進めていくことです。

地域の課題を、地域で把握し、地域で主体的に解決を図っていくためには、自分や家族を自ら守る「自助」、地域住民どうしで互いに協力して助けあう「共助」、公的な福祉サービスなど行政・自治体による「公助」の３つの視点が必要です。高齢者や障害者など何らかの支援を必要とする人を支えるためには、「公助」が原則であり、よりよい制度づくりを進めていくべきことは言うまでもありませんが、「公助」だけでは十分に対応できない領域があることも事実です。

その領域をカバーするものが地域福祉であり、地域福祉については、日常生活の中で何らかの支援が必要な人を、地域を基盤として包み込み、支えていく「共助」のしくみが中心となります。その推進にあたっては、地域住民、行政、社会福祉協議会、専門機関、事業者、ボランティアといった多くの人・組織などの役割分担と協働が大切になります。

「地域福祉計画」は、このようなしくみづくりの道筋を示し、地域福祉の総合的・計画的・効果的な推進を図るものです。

（２）計画策定の背景

近年、核家族化や共働き世帯の増加などにより、人々のライフスタイルや価値観が多様化して、家庭や地域で相互に支えあう機能は弱まり、地域住民が互いに助けあうという地域の「つながり」が希薄化しています。そのために、「社会的孤立」や従来の社会システムでは解決しきれない「制度の狭間」の問題など、複雑多様化した新たな課題が生まれています。

こうした社会状況の中で、高齢者に対しては、住まいや医療・介護などの生活支援が身近な地域で一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が図られ、地域住民どうしで助けたり、助けられたりする相互関係を築いていくことの重要性がますます高まってきました。

しかし、既存の制度による解決が困難な課題は高齢者だけにあるのではなく、地域で暮らすすべての住民に対して「地域包括ケアシステム」の考え方を拡大・強化していくことが求められることになります。このため、平成 30 年 4 月に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）」にともなって、「社会福祉法」が改正され、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる**「地域共生社会」**の実現に向けた取り組みの推進が法制度に位置づけられることになりました。

この社会福祉法改正に伴い、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な「地域生活課題」（福祉分野に限らず、保健医療、住まい、就労、教育及び人権に関する課題等）について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることをめざす旨が明記されました。

さらに、この理念を実現するため、市町村が地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や、住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくり、及び生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して複合化した地域生活課題を解決するための体制づくりに努める旨が規定されています。

これまでは、高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに公的な支援制度が整備され、一定の成果を上げてきましたが、ますます複雑多様化・複合化している課題の解決にあたっては、従来の対象者ごとに「縦割り」で整備されてきた支援制度で対応することが困難なケースが現れてきています。

地域における多様な支援ニーズに的確に対応していくためには、住民に身近な圏域において地域住民等が地域生活課題を他人事ではなく「我が事」として主体的に把握し解決を試みることができる環境を整備し、また、地域生活課題に関する相談を「丸ごと」受け止める包括的な支援体制が求められています。

「地域共生社会」の実現にあたっては、こうした**「我が事・丸ごと」**の地域づくりを地域福祉推進の理念とし、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、地域の住民や福祉関係者・関係機関が互いに連携・協働して解決を図っていく必要があります。

（３）計画策定の趣旨

本市の地域福祉の取り組みは、昭和 63 年策定の第１期の「東大阪市地域福祉計画」を皮切りに、平成 16 年に「東大阪市新地域福祉計画」を、平成 21 年に「東大阪市第３期地域福祉計画」を策定し、地域福祉にかかる施策を推進してきました。そして、平成 26 年３月には、「すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、共に生きる　安心と活力の福祉コミュニティの実現」を基本理念とする「東大阪市第４期地域福祉計画」を策定し、さまざまな施策や事業を展開してきました。

しかしながら、少子高齢化は一層進行し、世帯構造の変化や地域社会のつながりの希薄化などは、子育てや介護をしている家庭の孤立や社会的弱者に対する虐待、ひきこもり、配偶者などへの暴力、孤立死など新たな社会問題を引き起こしており、地域の生活課題を支えるための「地域の福祉力」の一層の強化が求められています。

そこで、そうした環境の変化や、前述した社会福祉法の改正に加え、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）、及び生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）、部落差別解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）の施行など、新たな法制度の見直しなどの動向を踏まえながら、これまでの取り組みの成果や残された課題を整理し、さまざまな人々による助けあいや支えあい、住民・地域・行政などの協働による取り組みなど、地域福祉をさらに推進するための方向性を示すため、「東大阪市第５期地域福祉計画」を策定するものです。

２　計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉推進における市町村計画として策定するものです。

本市では、「東大阪市第 2 次総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、健康増進などの保健・福祉の分野だけでなく、地域防災や教育、施設整備にかかるバリアフリーなどさまざまな分野において、個別の計画や法令・指針などに基づいて施策や事業の具体化に取り組んでいます。本計画はそれぞれの個別の分野で示されている内容を地域福祉の視点から捉え、それらに共通する理念や方向性を盛り込む福祉分野における上位計画として位置づけられるものです。

また、本計画は、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（平成 26 年 3 月 27 日社援発 0327 第 13 号）」に基づく、市町村における「生活困窮者自立支援方策」を盛り込むとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含しています。

さらに、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられている社会福祉協議会においても、地域住民や民間団体が主体となって地域福祉活動を計画的に進めていくための行動計画である、「地域福祉活動計画」を同時期に策定しています。この計画は地域福祉計画で掲げる地域福祉の理念やしくみを共有し、具体的な取り組みを行うための実施計画であり、市と社会福祉協議会は相互に連携を図り一体となって地域福祉を推進していく必要があります。

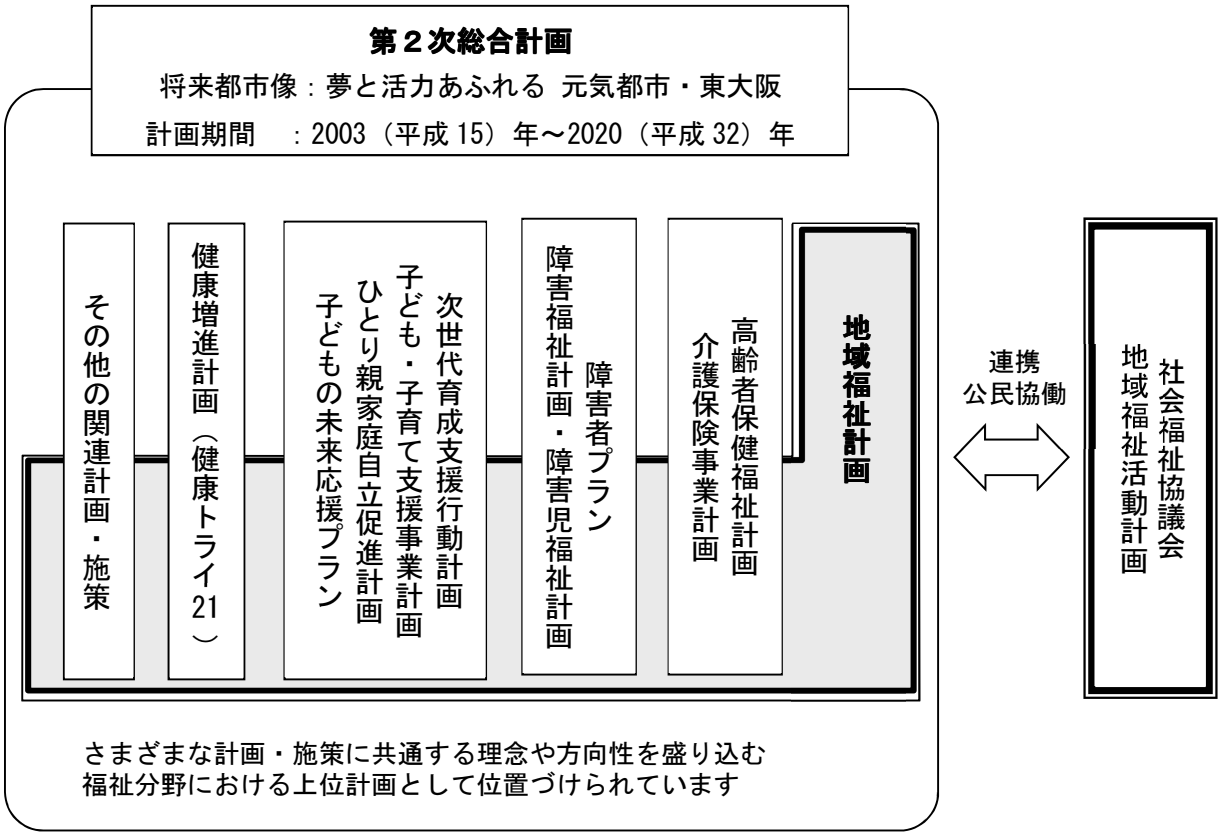

３　計画策定体制

本計画の策定にあたっては、地域住民や日頃身近な福祉の活動に携わっている地域の団体及び専門職の立場から地域の福祉に携わっている事業所などの意見を反映するため、市民アンケート調査及び事業所・団体アンケート調査を実施し、ニーズや地域参加への意識の把握を行いました。また、各リージョン区単位で地域住民や福祉に関わる関係機関によるワークショップ形式の地域懇談会を実施し、地域福祉の推進について一緒に考える機会を設けました。

また、専門的な検討を行うため、学識経験者、関係機関の代表者などで構成される東大阪市社会福祉審議会の「地域福祉専門分科会」と、公募市民などを含めた「地域福祉計画策定懇話会」の合同会議を設置し、集中的な討議を行いました。

そして、庁内組織としては「福祉推進委員会」において総合的な調整・意見集約などを行いました。

４　計画の期間

本計画は、2019（平成 31）年度を初年度、2023（平成 35）年度を目標年度とする５か年計画とし、計画最終年度に評価と見直しを行います。

本計画及び上位計画の対象期間

<table>
<tr><td>平成 26 年
（2014 年）</td><td>平成 27 年
（2015 年）</td><td>平成 28 年
（2016 年）</td><td>平成 29 年
（2017 年）</td><td>平成 30 年
（2018 年）</td><td colspan="5">平成 31 年 平成 32 年 平成 33 年 平成 34 年 平成 35 年
（2019 年）（2020 年）（2021 年）（2022 年）（2023 年）</td><td>平成 36 年
（2024 年）</td><td>平成 37 年
（2025 年）</td></tr>
<tr><td colspan="7">東大阪市第2次総合計画後期基本計画</td><td colspan="4">次期計画</td></tr>
<tr><td colspan="5">東大阪市第４期地域福祉計画</td><td colspan="5">東大阪市第５期地域福祉計画</td><td>次期計画</td></tr>
</table>

第２章　地域福祉を取り巻く東大阪市の現状

１　統計からみる市の現状

（１）人口構造

本市の人口ピラミッドをみると、下記のように 45～49 歳人口が多くなっています。

■人口ピラミッド

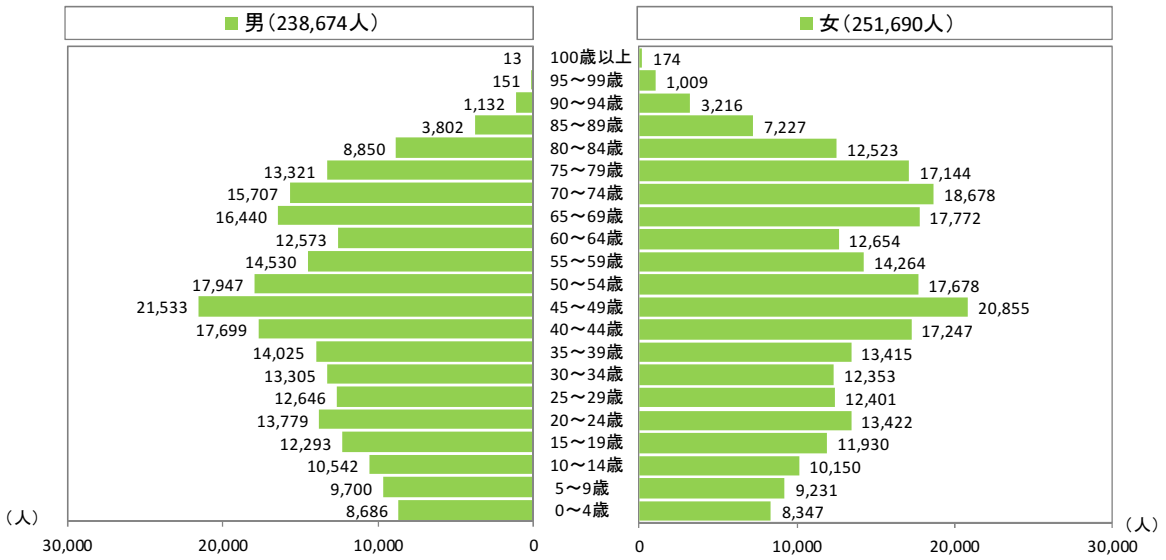

資料：住民基本台帳（平成 30 年９月末現在）

（２）人口・世帯の推移

本市の近年の人口は減少傾向にあります。平成 25 年まで 50 万人台で推移していましたが、平成 26 年に 50 万人を割り、平成 30 年に 490,364 人となっています。

世帯数は概ね増加傾向にあり、平成 30 年に 237,886 世帯となっています。一世帯当たり人員数は概ね減少傾向で、平成 30 年に 2.06 人となっています。

■人口・世帯の推移

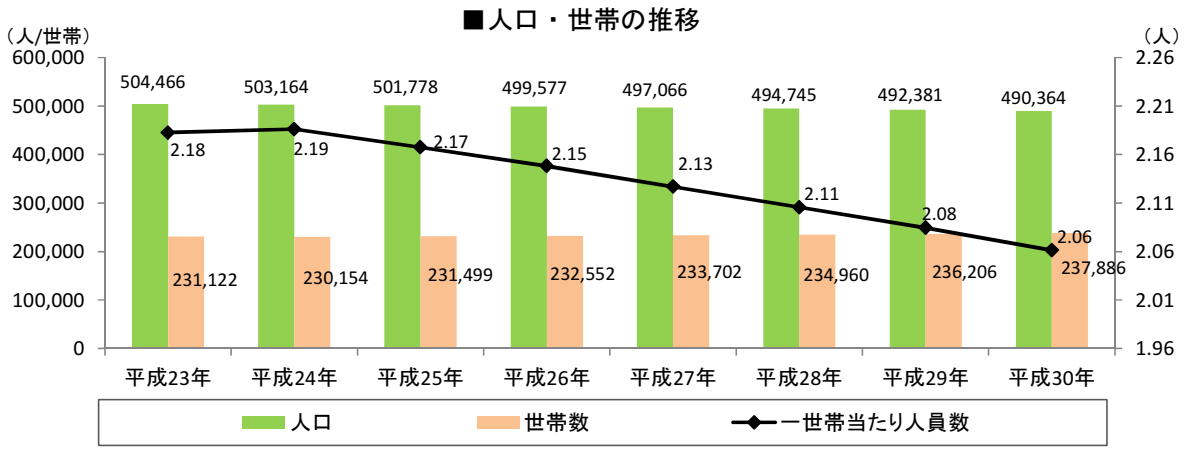

資料：住民基本台帳（各年９月末現在）

（３）年齢３区分別人口の推移

本市における近年の年齢３区分別人口推移をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にある一方で、高齢者人口は増加しています。これにともない、年齢３区分別の人口構成割合も、同様の動きを示しています。

■年齢３区分別人口の推移

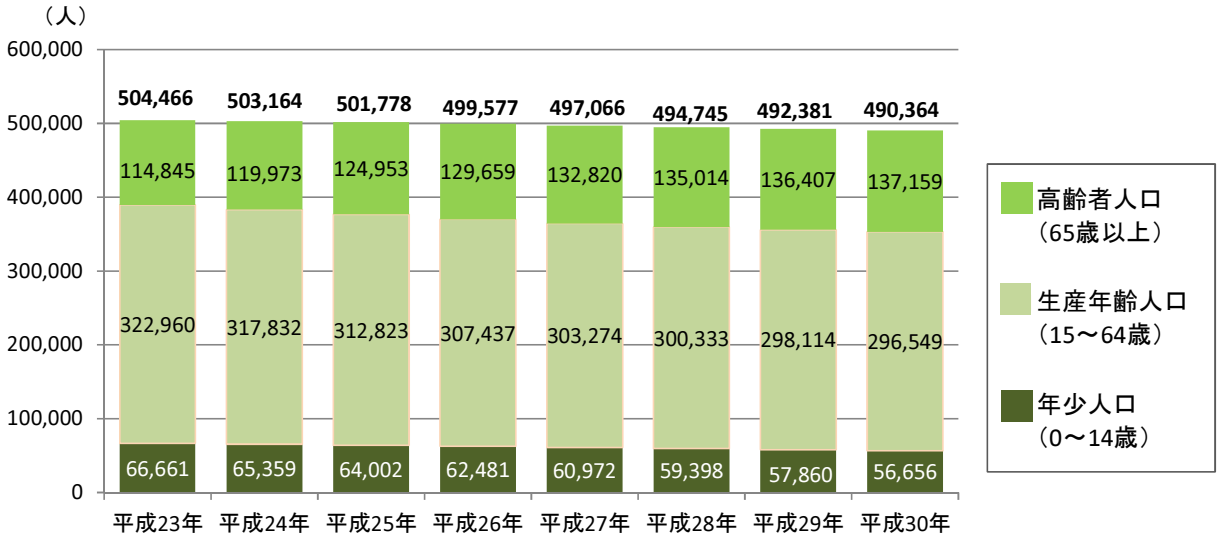

資料：住民基本台帳（各年９月末現在）

■年齢３区分別人口割合の推移

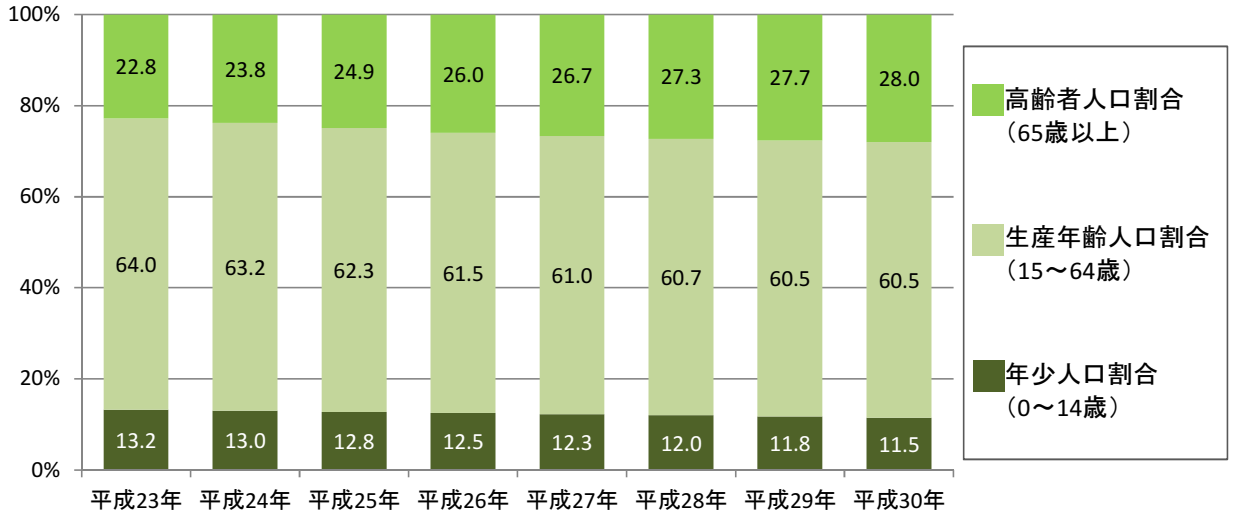

資料：住民基本台帳（各年９月末現在）

（４）子どもの状況

①出生の状況

本市の出生数は減少傾向にあり、平成 29 年に 3,278 人となっています。合計特殊出生率は、全国や大阪府の値を下回って推移し、平成 29 年に 1.25 となっています。

■合計特殊出生率・出生数の推移

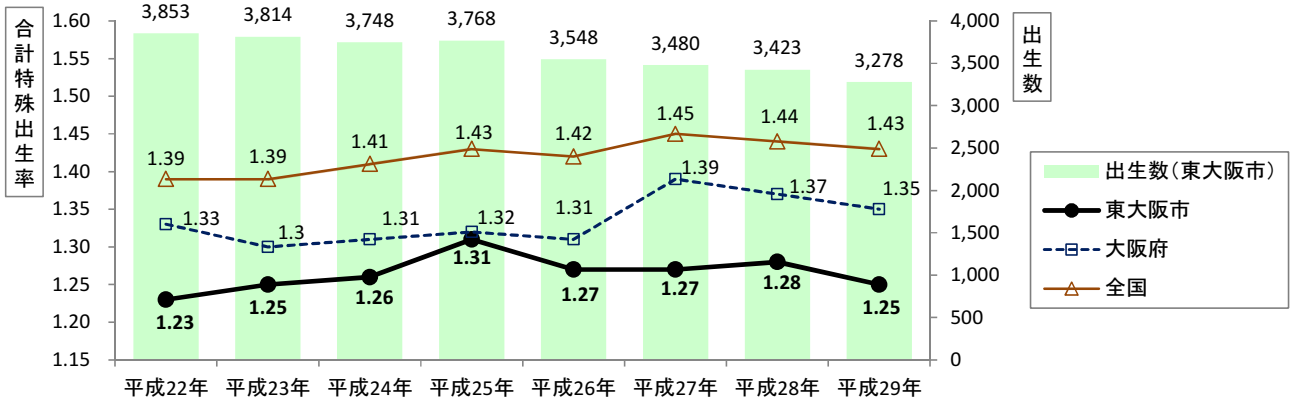

資料：東大阪市

②子どものいる世帯の状況

本市では、６歳未満の子どものいる世帯、18 歳未満の子どものいる世帯ともに減少しています。また、その割合は全国や大阪府より低い値で推移しています。

■子どものいる世帯数の推移

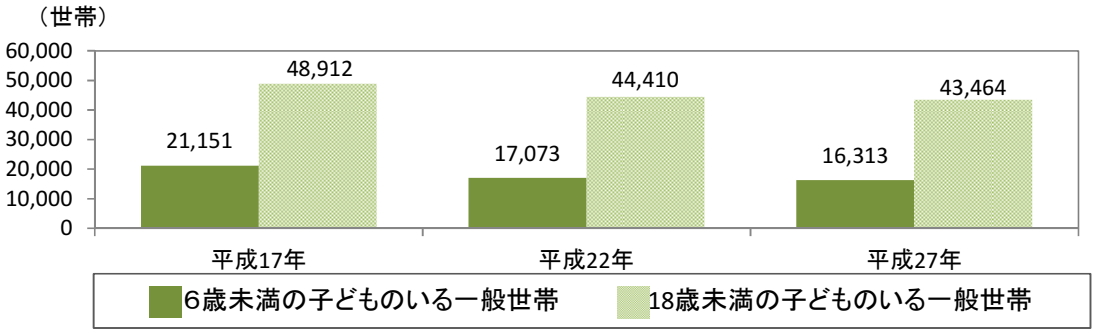

■６歳未満の子どものいる世帯割合の推移

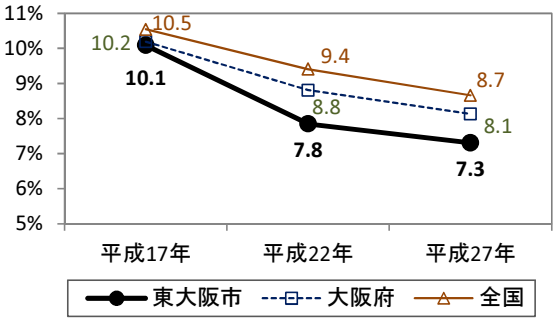

■18 歳未満の子どものいる世帯割合の推移

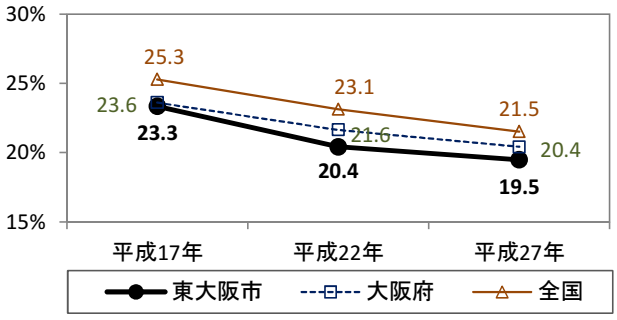

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

（５）障害者の状況

①障害者手帳の状況

本市における障害者の状況を近年の手帳所持者数でみると、身体障害者は平成 27 年に減少しましたが、概ね増加傾向にあり、知的障害者、精神障害者は増加し続けています。

■手帳所持者数の推移

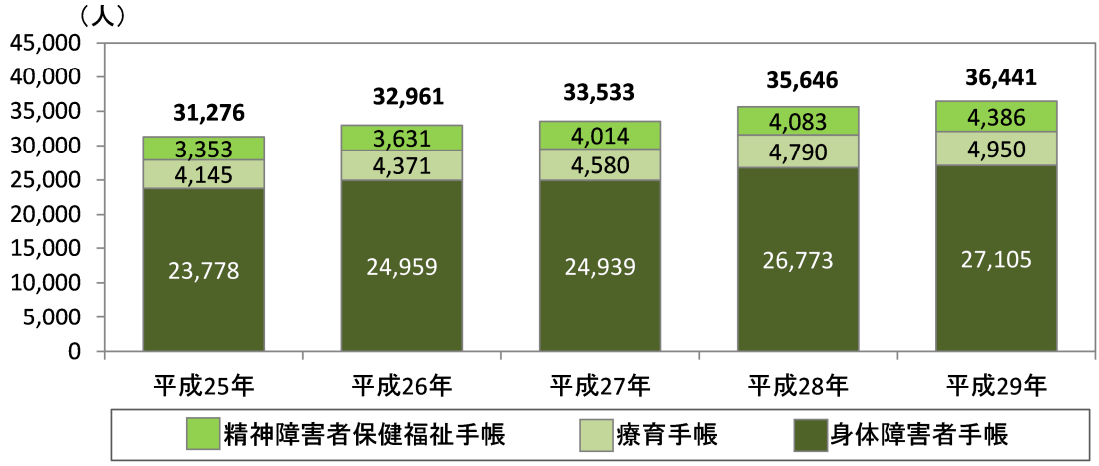

資料：東大阪市

②障害支援区分認定の状況

本市の障害支援区分認定者数は増加し続けています。最新の動向と今後の予測を見込んだ施策の展開が望まれます。

■障害支援区分別認定者数の推移

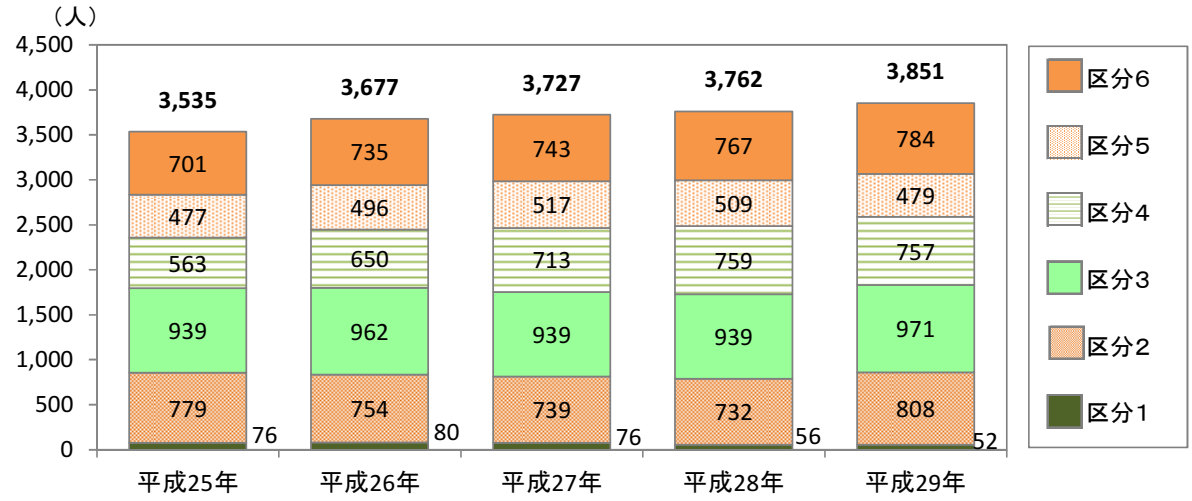

資料：東大阪市

（６）高齢者の状況

①高齢者のいる世帯の状況

本市では、65 歳以上の高齢者のいる世帯は増加し続けています。また、高齢者のいる世帯を形態別にみると、夫婦のみ世帯、ひとり暮らし世帯ともに増加しています。

■高齢者のいる世帯数の推移

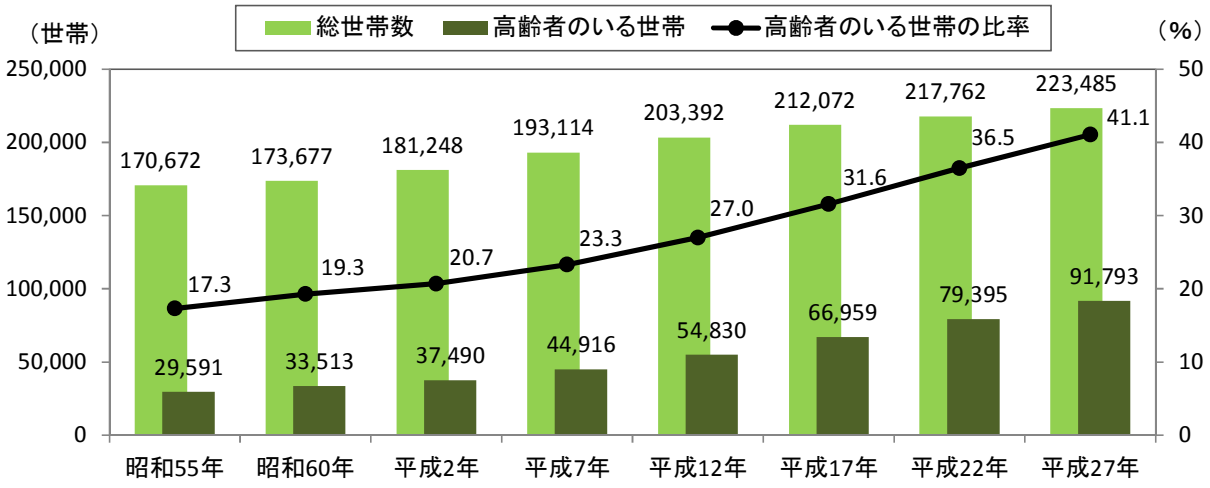

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

■高齢者のいる世帯数の形態別推移

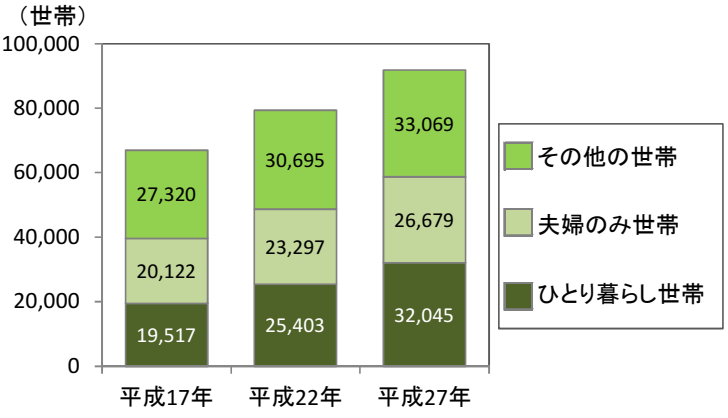

■高齢者のいる世帯数の形態別構成比

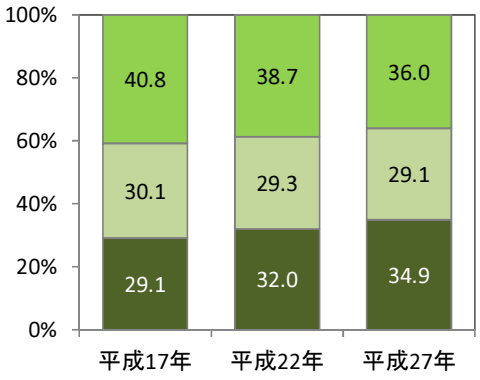

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

②要介護者の状況

本市の要介護認定者数は増加傾向にあり、要支援１、要介護１が多くなっています。認定率は上昇し続けており、全国よりも高い値で推移しています。

■要介護認定者数の推移

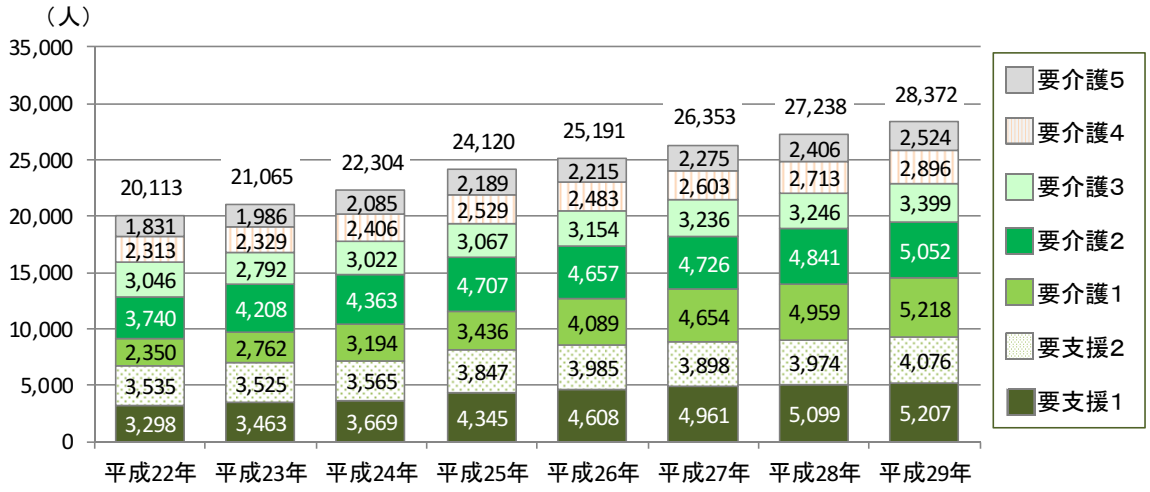

認定率(東大阪市)	17.9	18.5	19.0	19.7	19.8	20.1	20.3	20.9
認定率(大阪府)	18.0	18.7	19.2	19.7	20.1	20.3	20.5	20.7
認定率(全国)	16.2	16.9	17.3	17.6	17.8	17.9	17.9	18.0

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（各年３月末現在）

（７）地区別の状況

本市のリージョン区別人口をみると、Ｆ地域が最も多くなっています。近隣から学校区単位、リージョン区まで、規模に応じた取り組みや施策展開が求められます。

■地区別人口の状況

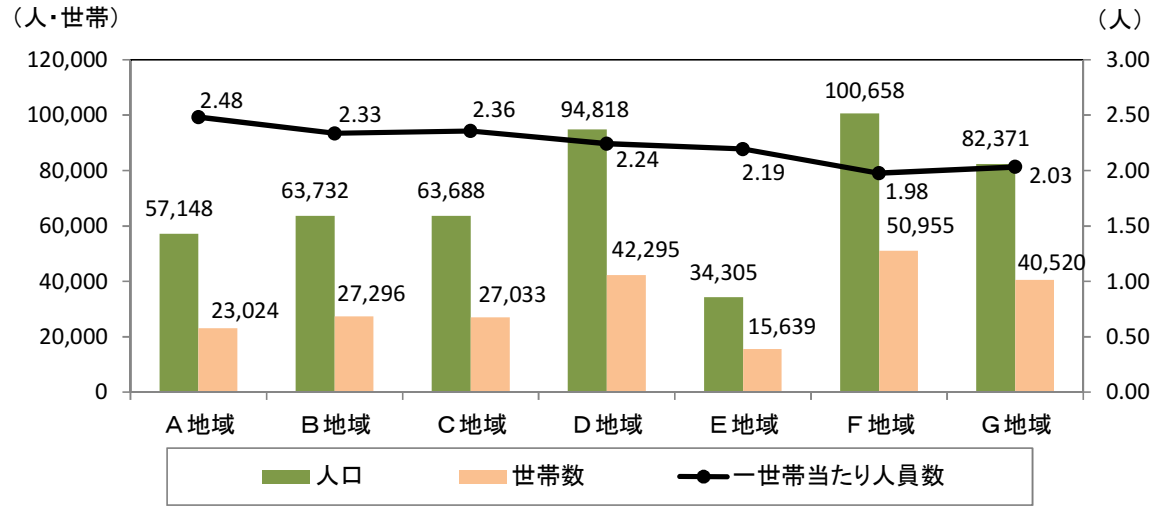

資料：東大阪市推計人口（平成 30 年４月１日現在）

（８）人口推計

本市の将来人口をみると減少傾向にあり、65 歳以上の人口は 2020（平成 32）年以降いったん減少し、2035（平成 47）年に再び増加する見込みです。

■年齢３区分別の将来人口

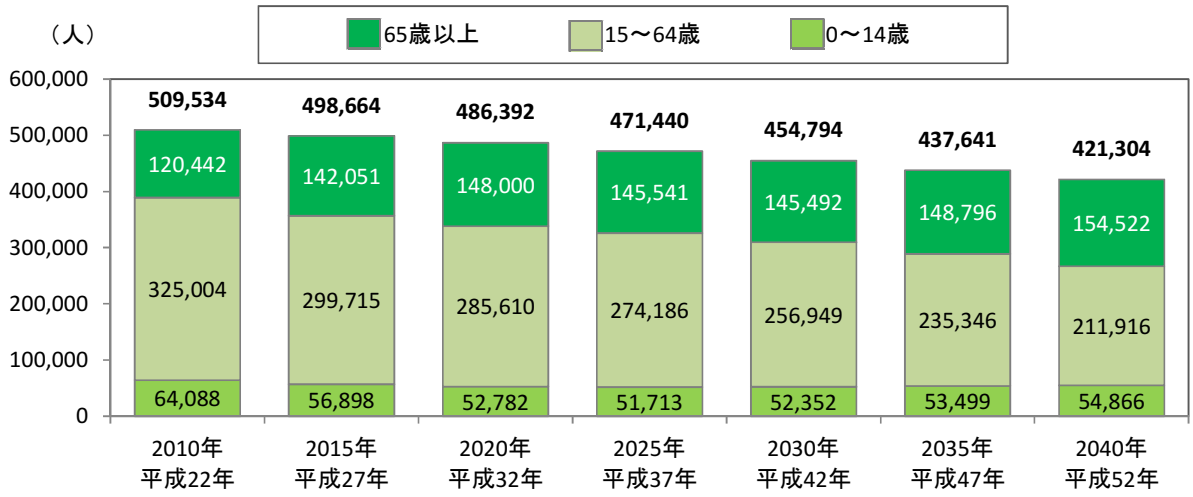

資料：東大阪市人口ビジョン（平成 28 年３月）

※端数処理により、各区分人口の合計は総数に一致しないことがある。

（９）生活保護の推移

本市の生活保護受給人員数は平成 25 年以降、生活保護受給世帯数は平成 27 年以降減少傾向にあります。保護率は平成 26 年以降低下傾向にあります。

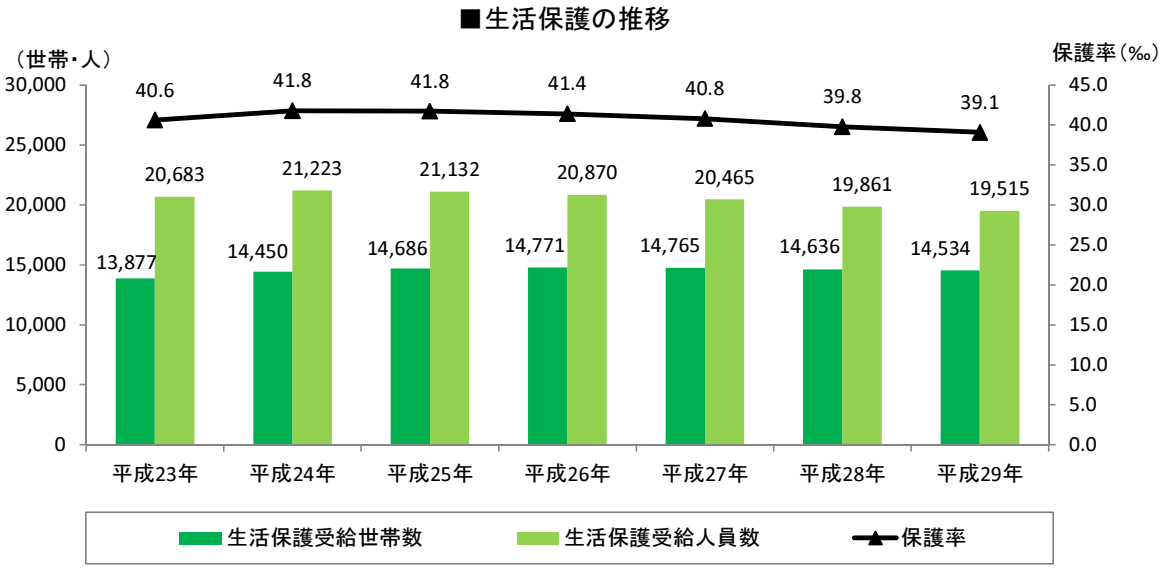

資料：東大阪市

※世帯数、人員数は各年平均

※保護率は、各年 10 月１日現在の推計人口を母数としている。

（10）ひとり親世帯の状況

本市のひとり親世帯は、母子世帯、父子世帯とも増加傾向にありましたが、平成 22 年に減少に転じています。

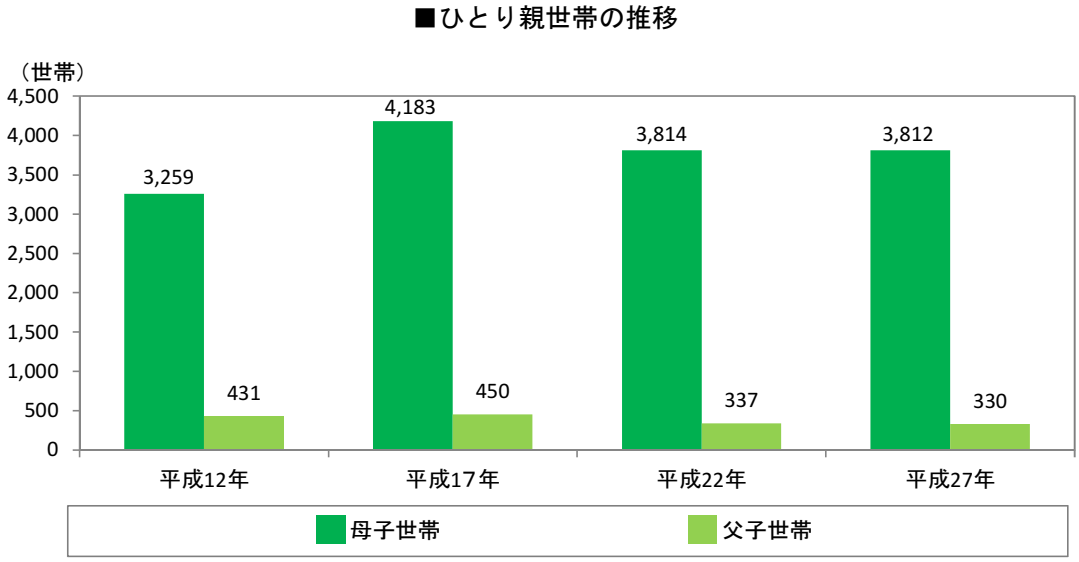

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

（11）外国籍住民の状況

本市の外国籍住民数は、概ね増加傾向で推移しています。市民 100 人あたりの外国籍住民数についても増加傾向にあります。

外国籍住民数の国籍別構成比については、韓国・朝鮮籍の割合が最も高いですが、全体に占める割合が低下しつつあります。一方で中国籍、ベトナム籍の割合が高まっています。

■外国籍住民数の推移

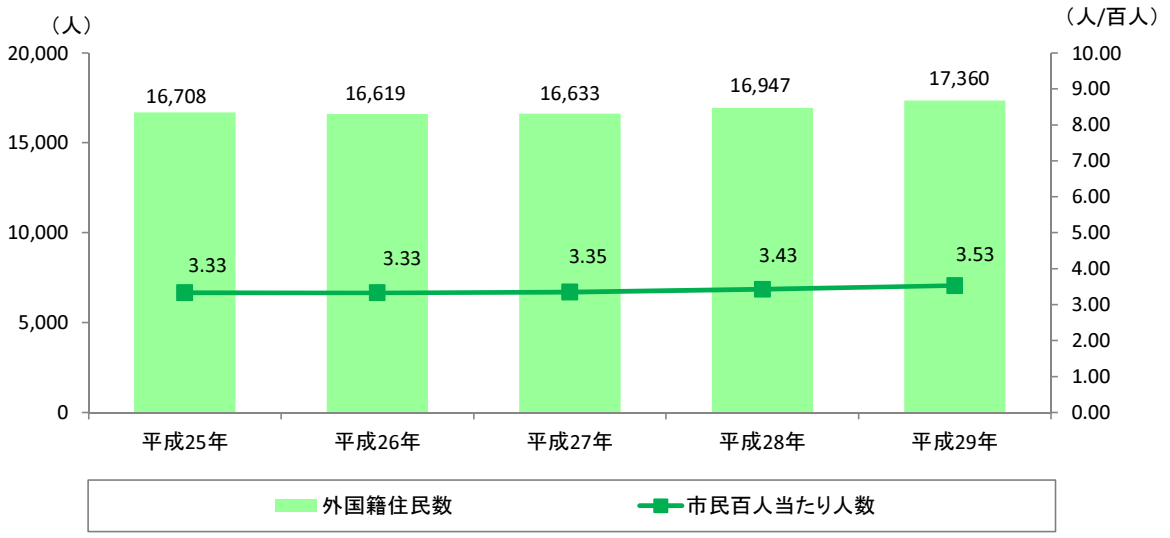

資料：東大阪市（各年 10 月 1 日現在）

■国籍別外国籍住民数割合の推移

（単位：%）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
韓国・朝鮮	71.2	69.6	67.3	64.2	60.6
中国	18.9	19.8	20.1	20.8	21.3
ベトナム	2.6	3.0	4.4	5.9	7.9
フィリピン	1.9	2.1	2.4	2.4	2.6
台湾	0.5	0.6	0.8	1.0	1.0
ブラジル	0.9	1.0	0.9	0.8	0.9
その他	3.9	3.8	4.0	4.9	5.7

資料：東大阪市（各年 10 月 1 日現在）

（12）市民活動の状況

①民生委員・児童委員

本市では、平成 30 年４月１日現在、800 人の民生委員・児童委員が各地域で市民のための活動を行っています。

■民生委員・児童委員の活動状況

（単位：件）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
分野別相談・支援件数					
	高齢者に関すること	14,664	12,600	15,655	13,264
	障害者に関すること	925	659	734	709
	子どもに関すること	3,678	3,230	3,453	3,951
	その他	4,744	3,710	4,120	3,635
	合計	24,011	20,199	23,962	21,559
その他の活動件数					
	調査・実態把握	10,141	8,775	10,949	6,584
	行事・事業・会議への参加協力	11,727	11,184	10,084	10,476
	地域福祉活動・自主活動	12,277	12,571	13,208	13,534
	民児協運営・研修	6,164	6,345	6,079	6,043
	証明事務	1,004	843	964	892
	要保護児童の発見の通告・仲介	291	235	82	77
	合計	41,604	39,953	41,366	37,606

資料：東大阪市

②小地域ネットワーク活動

地域住民の参加による小地域ネットワーク活動は、概ね小学校区を単位として、見守りや声かけといった個別援助活動、ふれあいサロンや介護予防教室といったグループ援助活動などを行っています。近年は、グループ援助活動の参加者が増えています。

■小地域ネットワーク活動における個別援助活動の状況

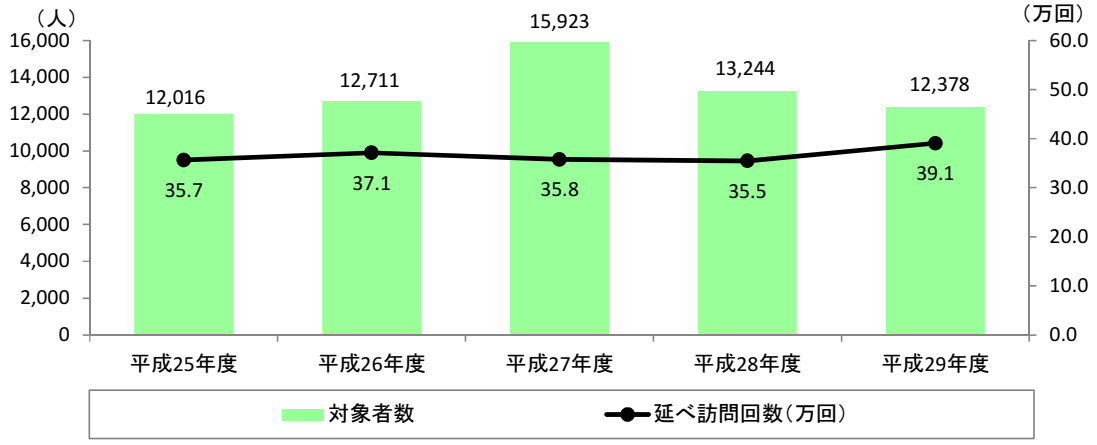

資料：東大阪市社会福祉協議会

■小地域ネットワーク活動におけるグループ援助活動の状況

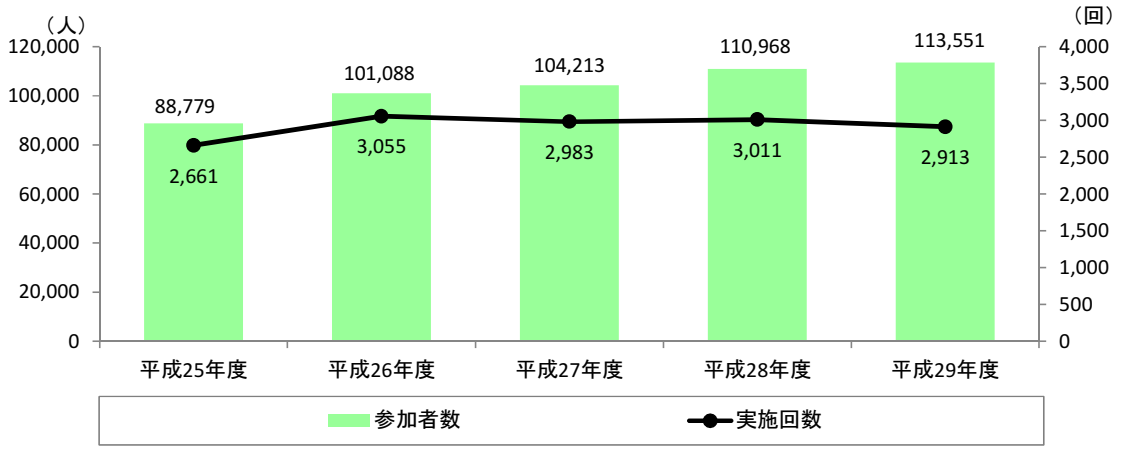

資料：東大阪市社会福祉協議会

③コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）活動の状況

コミュニティソーシャルワーカー活動において、相談する人数は増減を経て、平成 29 年度に 1,227 人となっています。また、支援するケースが複雑化、多様化していることから、相談内容の内訳については変動がみられます。平成 29 年度では、「健康・医療」、「身の回りの世話」、「家族関係」の順に多くなっています。

■ＣＳＷへの相談人数（要援護者別）

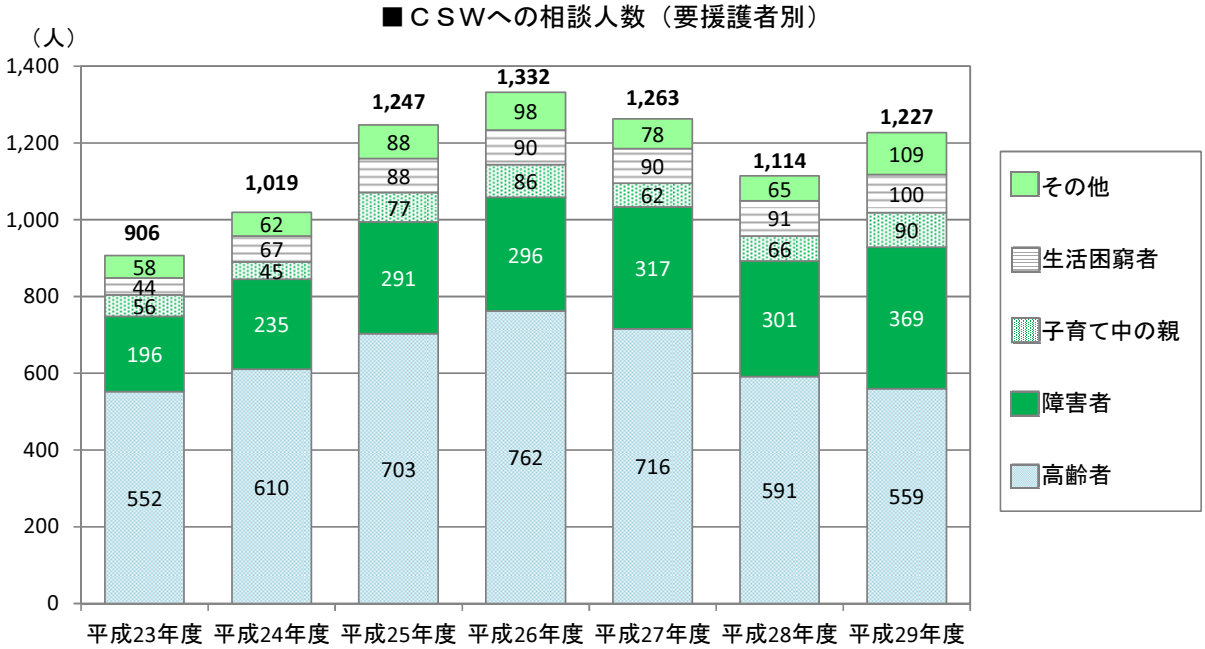

資料：東大阪市

■ＣＳＷの相談件数（相談内容別）

（単位：件）

相談分野＼年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
介護保険	2,017	1,860	2,111	2,915	3,343	2,984	3,344
障害者福祉関係	1,860	1,321	1,688	2,142	2,437	2,693	2,841
子育て・子どもの教育	1,298	379	618	763	727	593	862
生活保護制度	1,298	1,807	2,313	3,712	4,291	3,871	3,432
年金制度	523	686	1,064	1,991	1,970	1,656	1,733
健康・医療	4,864	5,350	5,730	7,964	8,931	8,218	8,080
経済的援助	795	805	997	1,444	2,065	2,152	2,264
財産管理	1,058	1,128	1,456	2,717	3,288	2,239	2,410
消費者問題	100	327	840	1,309	1,350	729	632
身の回りの世話	2,568	3,104	3,430	5,421	6,945	6,231	6,487
就労	703	656	1,071	1,687	2,248	2,282	2,357
施設入所	1,032	955	1,304	1,628	1,897	1,570	1,420
DV・虐待	313	251	200	393	519	453	511
ホームレス	32	27	62	14	113	29	97
地域活動・ボランティア	535	361	477	641	498	364	294
その他の福祉制度	1,432	1,471	1,656	2,285	2,813	1,969	1,949
近隣トラブル	774	772	1,042	1,494	1,600	1,158	1,073
家族関係	1,828	2,185	3,012	4,474	5,391	4,743	5,129
身の上相談（生活）	1,652	1,822	2,301	4,271	4,570	4,245	4,780
その他	209	203	404	371	293	608	484
合計	24,891	25,470	31,776	47,636	55,289	48,787	50,179

資料：東大阪市

２　第４期地域福祉計画の主な進捗状況

平成 26～30 年度を計画期間とする第４期地域福祉計画では、「つながり、支えあうまちをつくろう」「地域で発見、相談、支援できるしくみをつくろう」「地域福祉のこころを育もう」という基本目標を掲げて、地域福祉に関連する施策を推進しました。主な取り組みの進捗状況は以下のとおりです。

基本目標１　つながり、支えあうまちをつくろう

（１）地域福祉活動の活性化

- 民生委員・児童委員は地域住民に身近な窓口として、見守り活動や支援を必要とする人からの相談対応を行うなど、関係機関と連携しながら多様なニーズに対応しました。
- 校区福祉委員会は、地域住民が安心して生活できるよう小地域ネットワーク活動などを行うことで、地域の福祉課題の解決に取り組みました。
- 地域福祉活動の拡充に向け、各リージョン区において、ボランティアの委員が集い、それぞれの身近な地域課題の解決に取り組みました。まちづくり意見交換会では、市民の自治意識の醸成とともに、地域課題を自ら解決していく活動が行われました。

（２）地域における福祉の防災力づくり

- 災害時に自力での避難が困難な人の情報をまとめた避難行動要支援者名簿を整備し、また、地域の支援者への情報提供に未同意の対象者に同意・登録勧奨を行いました。
- 地域・学校の協力のもと、イベント時に防災ブースを設け、多くの人に防災の啓発活動を行いました。また、災害支援ボランティア活動の周知により、活動に対する理解を深めることができました。
- 避難所での要配慮者に対する食料品などの計画的な追加及び更新を随時実施し、自力での移動が困難な人のための車椅子を配備することができました。
- 社会福祉協議会や障害者団体が、当事者や支援者に向けて災害時に役立つマニュアルなどを作成し、平常時より活用してもらうよう周知・啓発しました。

（３）安全と安心の確保

- 保護者・地域・事業者・学校などが連携して「子ども１１０番の家」運動や愛ガード運動を実施し、また、市と学校園が連携して不審者情報の共有に取り組むなど、地域の子どもたちの安全確保に取り組みました。
- 日々のパトロール活動をはじめ、夏休みにおける青少年の非行防止や歳末時に多発する犯罪防止の夜間パトロールなど、地域に根ざした防犯活動を展開しました。
- 消費生活センターでは、詐欺被害など消費生活に関する助言やあっせんを行うとともに、講座などを開催し啓発活動に努めました。
- 街路灯やアーケード照明のＬＥＤ化、防犯カメラの設置や、道路・施設・公園などのバリアフリー化を推進しました。

基本目標２　地域で発見、相談、支援できるしくみをつくろう

（１）多様な相談機能の充実

・相談窓口については、市政だより、ウェブサイト、パンフレットなどを活用し、随時情報提供を行いました。

・リーフレット「悩みの相談先一覧」を毎年改訂し、さまざまな機会を捉え、対象者を広げながら配布しました。

・「子育て支援ガイドブック」を、保健センターの「こんにちは赤ちゃん事業」の訪問時に配布し、子育てを始めるときの総合的な情報提供を行いました。また、「子育て情報紙」に保育所の園庭開放などの情報を掲載したことで、市民からの問い合わせも多くありました。

・地域包括支援センターは、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう高齢者の総合相談窓口として支援を行い、相談支援件数も増加しました。

・生活保護などの各種生活相談について、適切なサービスが提供できるよう、各種機関と連携し取り組みました。また、職員に対する専門的研修については、計画通り実施することができました。

・母子・父子自立支援員が会議や研修などに参加し、スキルアップを図りました。また、離婚前の相談からひとり親家庭になってからの相談まで、継続した支援・情報提供を行いました。父子家庭の父からの相談も少しずつ増加しました。

・精神保健福祉相談では、危機介入や障害者、子ども、高齢者などを含めた困難事例・虐待関連事例への介入、自殺未遂者相談支援事業への対応など、市民のこころの健康問題に幅広く対応しました。

（２）地域福祉ネットワーク

・地域福祉ネットワーク推進会議の定期開催によって、専門職どうしの連携がとれつつあり、コミュニティソーシャルワーカー（以下、「ＣＳＷ」という。）、社会福祉協議会地域担当職員（以下、「社協ＣＯＷ」という。）などの働きかけにより、事業所における地域福祉ネットワーク推進会議の認知度は高まりました。

・自立支援協議会では、障害福祉に関わる機関・団体と行政の「顔の見える関係づくり」が進み、福祉分野のみならず、医療・教育・労働関係などの分野のさまざまな障害福祉に関わる課題について検討し、問題の解決に取り組みました。また個別支援の現場においても関係機関の円滑な連携に努めました。

・こどもの発達支援ネットワーク協議会では、定期的な連絡会議を地域ごとに開催し、現状や課題について代表者会議・幹事会へ報告するなど、情報共有を行いました。

・要保護児童対策地域協議会では、実務者会議において要保護児童の進行管理を毎月実施し、児童の所属機関にはモニタリング依頼の上、報告書を回収し、必要な際には個別ケース検討会議を開催するなど機関連携を丁寧に行いました。

（３）サービスから漏れる対象になりやすい人

- セーフティネットの充実については、ＣＳＷや社協ＣＯＷなどの働きかけにより、地域の支援者や専門職どうしの連携・協働が強化されました。
- 国際情報プラザでは、国際化に関連する情報の提供及び収集、各種相談案内業務を実施しており、外国籍住民のため、通訳・翻訳業務や語学ボランティアの派遣など、一定の成果をあげました。
- 高齢者、障害者、子どもなどに対する虐待の早期発見、再発防止に向けて市民などに啓発を行い、また、関係機関の連携を進めました。
- 成年後見制度の利用促進を目的として、認知症高齢者にとって身近な存在であるケアマネジャー、地域包括支援センターの職員、福祉事務所保護課職員等を対象に、研修などを実施しました。

（４）適正な福祉サービスの確保と情報提供

- 東大阪市福祉推進委員会は、本市の社会福祉に係る計画策定や施策の総合的な企画・調整のため、関係する所属間での情報共有の場となっており、各分野における計画の策定にあたっては、当委員会で事業周知などを行い、協力を得ることができました。
- 社会福祉法人への指導監査については、計画どおり実施できました。また、特に悪質な運営を行っていた社会福祉法人に対しては、行政処分を行いました。
- 福祉サービスを提供している事業者などに対する苦情相談が寄せられた際は、可能な限り事実関係を詳細に聞き取り、申立者の希望を踏まえたうえで、必要に応じて事業者にその内容を伝え、助言、指導などを行いました。
- リージョンセンター公民協働事業では、広報紙の発行を行うとともに企画運営委員会のウェブサイト及び市民活動情報サイトによる情報の提供を行いました。

（５）社会・地域とつながる場づくり

- 子育て支援センターやつどいの広場は、子育て中の親や子が気軽に集い、交流したり相談できる場として機能し、子育て中の親の不安感や孤独感をなくし、子育てを楽しめたり、地域の育児力を育てる活動を推進しました。
- 社協ボランティア・市民活動センターが開催した「地域型ボランティア養成講座」の受講者を老人センターにて登録し、個人ニーズなどに対応しました。また、「まちあるき案内人」「お・も・て・な・し英会話教室」などを開催することにより、ボランティア育成を図りました。
- 社協ＣＯＷやＣＳＷなどの活動を通じた交流促進については、新たな共生型サロンの取り組みや、障害者作業所との連携ができました。世代間交流の新たなサロンに向けても取り組みました。
- 障害に対する理解啓発のため、障害者と交流し、障害に関心を持ってもらうための場として「ふれあいのつどい」を開催しました。

基本目標３　地域福祉のこころを育もう

（１）地域福祉意識の啓発

・福祉教育の体験学習を通じて、子どもも高齢者も、障害のある人もない人も、全ての人がこの社会の中で、心豊かで幸せな生活を送ることができるようにするために自分自身がどうあるべきかを考え、「人と人のつながりや関わり」「他者への思いやりと関心」を学ぶ場づくりに努めました。

・学校教育については、全小中学校において、福祉教育を実施し、子どもたちが障害者福祉や高齢者福祉について正しく理解し、思いやりと助けあいの心を育むことができる場づくりに努めました。

・東大阪市生涯学習市民推進会議において、「第三次東大阪市生涯学習推進計画」に基づき実施されている福祉や子育て関連の事業や講座・イベントの現状や進捗状況を把握し、生涯学習の推進に努めました。

・市民に対する福祉教育では、地域住民のこころの健康を支える人材を地域に養成する取り組みが定着し、研修受講修了者数が増えました。また、市民をはじめさまざまな職種を対象に、幅広く継続的に研修を実施し、理解の促進に取り組みました。

・高齢者が生きがいのある生活をおくることを目的にシニア地域活動実践塾「悠友塾」を開講し、受講後のアンケートでは、多くの受講者から高い満足度を得ることができました。

（２）ボランティア、ＮＰＯなどの活動

・ボランティア活動の効率的・効果的かつ円滑な推進のため、ボランティア連絡会は、ボランティア及びボランティアグループ相互の連絡、調整を行い、組織的に市民へのボランティア活動の啓発を行うなど、地域福祉意識の向上に努めました。

・地域福祉意識の啓発に向けた活動の基盤づくりとして社協ボランティア・市民活動センターにて「地域型ボランティア養成講座」を実施しました。また、サテライト機能を加えることによって、老人センターにおいてもボランティア登録や必要な情報を得ることが可能になり、身近な地域でボランティア活動がしやすい体制を整えることができました。

・社協ボランティア・市民活動センターの専用回線を設置し、市政だよりや福祉関係、ボランティア活動などの情報を 24 時間いつでも、どこでも、誰でも聞くことができるテレフォンサービスを実施することで、必要な情報を提供することができました。

・社協ファミリー・サポート・センターでは、子育ての援助をしたい方（援助会員）と子育ての援助を受けたい方（依頼会員）からなる子育て支援のための相互援助ネットワークを組織していますが、各地域にサポート体制が図れるよう特に援助会員を必要としている地域を中心に、援助会員養成講座の啓発を行いました。また、市民に広く周知を図れるように各リージョンセンターや図書館・子育て施設・商業施設などにチラシを設置したことで、問合せの件数も増加しました。

３　アンケート調査からみた現状と課題

（１）　アンケート調査の概要

①地域福祉に関する市民アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の地域福祉や地域を支えあう活動（ボランティア活動等）に対する意識や実態を把握し、計画の策定や地域福祉の推進に向けた基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

■調査対象者：市内在住 18 歳以上の市民 3,000 人（無作為抽出）
■調査期間：平成 30 年６月 27 日～7月 17 日
■調査方法：調査票による本人記入方式（郵送による配布・回収）
■有効回収数：965 票（回収率 32.2%）

②地域福祉に関する事業所・団体アンケート調査の実施

上記と同様、日頃地域に根ざして福祉活動に取り組んでいる事業所や団体に、地域福祉に対する意識や課題の把握を目的としてアンケート調査を実施しました。

■調査対象者：市内で活動する福祉にかかわる事業所や団体 189 ヶ所
■調査期間：平成 30 年６月 27 日～7月 17 日
■調査方法：調査票による自己記入方式（郵送による配布・回収）
■有効回収数：130 票（回収率 68.8%）

（２）　調査結果と考察【市民編】

①近所づきあいの状況

「近所の仲の良い人とよく行き来している」は 10.3%から 9.2%に低下しており、「あいさつ程度がほとんど」が多いことから、近所づきあいの希薄化が進行していることがわかります。

■近所づきあいの状況

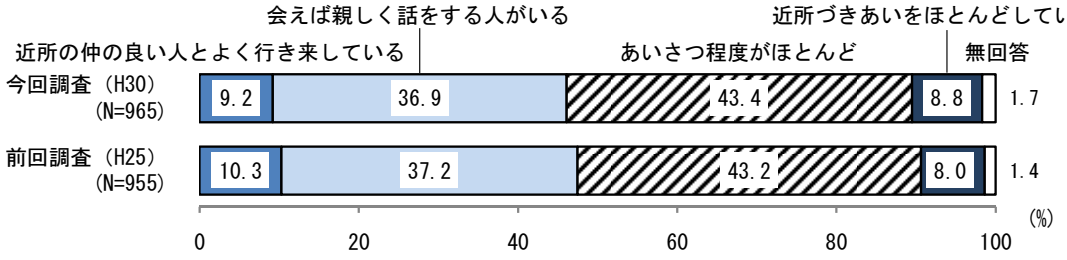

②近所でのお手伝いの状況

近所でのお手伝いの状況は多種多様であり、「お手伝いをすることがある」こととしては「話し相手や、相談事の相手」、「買い物や簡単な用事」の順に多くなっています。「お手伝いをしてほしい」こととしては、「病気など緊急時の看病や、医者を呼ぶなどの手助け」、「簡単な家の修繕や家具の移動、家電品の設置、庭の草刈りなど」などが比較的多くなっています。お手伝いをすること、してもらうことは、助けあいの関係ですが、自分ができることと、他人にしてもらいたいことは異なります。いずれも地域生活課題として、地域住民どうしで解決できそうなことは、積極的に取り組んでいけるような近隣関係の構築が必要です。

■近所でのお手伝いの状況

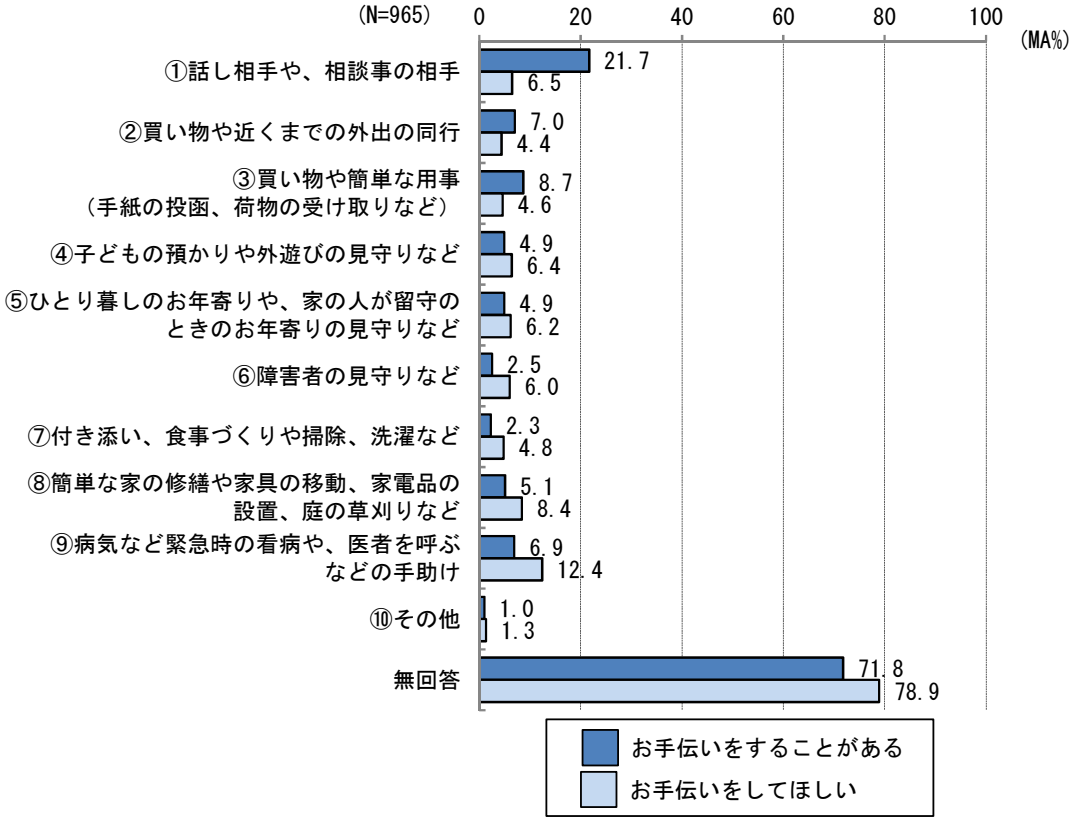

③地域活動や行事への参加状況

地域活動や行事への参加について、過去の参加経験は、「祭り、盆踊り、地蔵盆など」が40.3%と最も多く、現在の参加状況は、「自治会（町内会）の活動」が 18.9%と最も多く、今後の参加意向は、「健康維持のための健康教室や介護予防教室」が 19.2%と最も多くなっています。

■地域活動や行事への参加状況

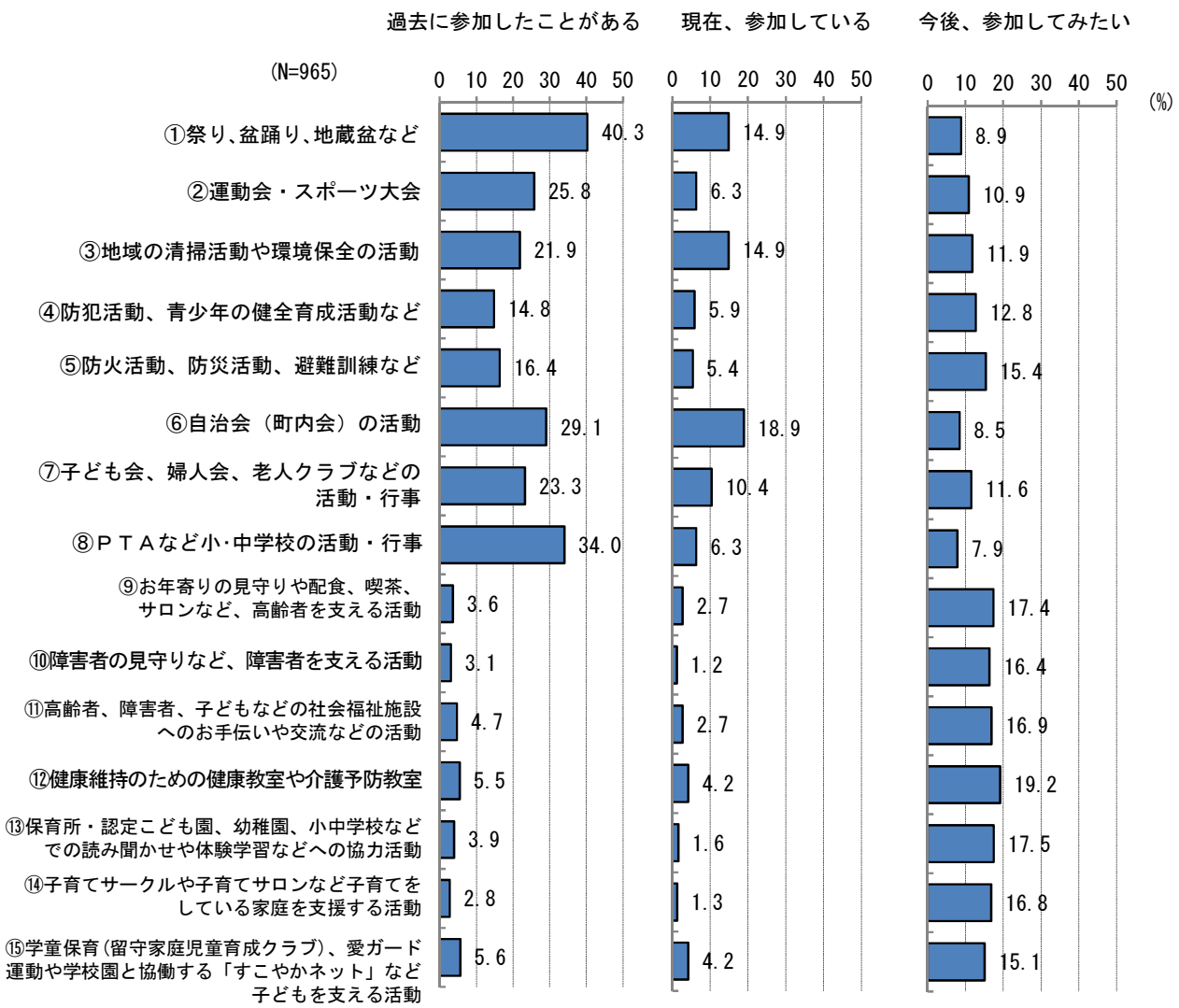

④地域活動、ボランティア活動への参加状況

地域活動、ボランティア活動への参加状況については、「現在参加している」が１割にも満たず、「参加したことはない」人が多くなっています。前回調査（H25）と比較すると、「現在参加している」が 1.7 ポイント減少し、「参加したことはない」が 1.8 ポイント増加しており、市民の地域活動、ボランティア活動への参加率は低下しています。

■地域活動、ボランティア活動への参加状況

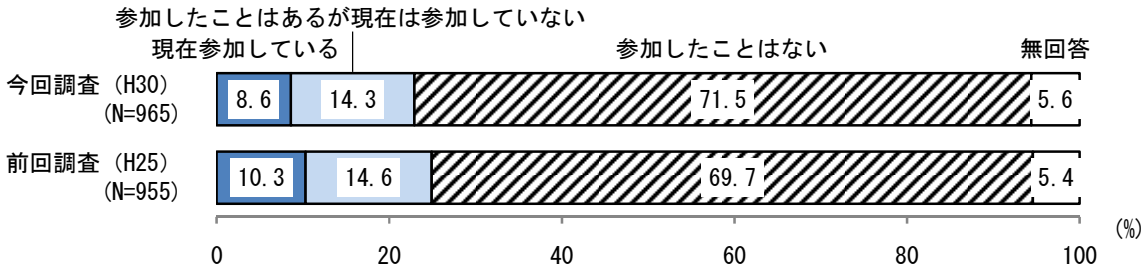

⑤地域活動、ボランティア活動に参加しない理由

地域活動、ボランティア活動に参加しない理由について、「時間がとれない」が 44.7%と最も多く、次いで、「どんな活動があるのかわからない」が 35.6%、「活動に興味がない」が 16.7%となっています。前回調査（H25）と比較すると、「どんな活動があるのかわからない」が 4.3 ポイント減少し、「活動に興味がない」が 4.3 ポイント増加しています。

■地域活動、ボランティア活動に参加しない理由

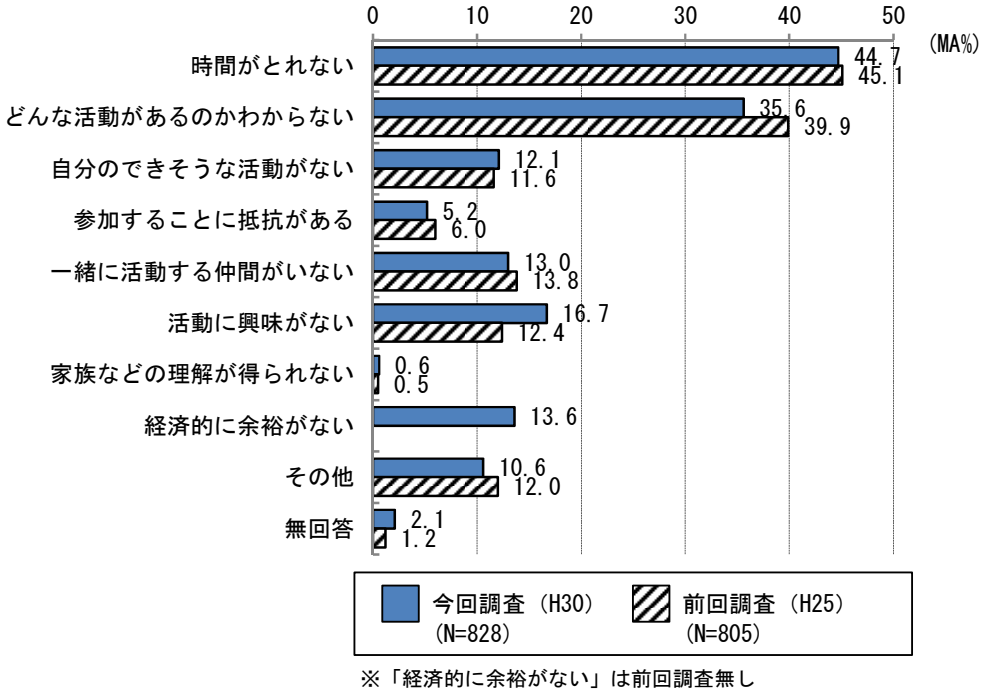

※「経済的に余裕がない」は前回調査無し

■地域活動・ボランティアに参加しない理由（性別・年齢別）

(MA%)

		N	時間がとれない	どんな活動があるのかわからない	自分のできそうな活動がない	参加することに抵抗がある	一緒に活動する仲間がいない	活動に興味がない	家族などの理解が得られない	経済的に余裕がない	その他	無回答
全　体		828	**44.7**	35.6	12.1	5.2	13.0	16.7	0.6	13.6	10.6	2.1
性別	男性	358	**43.6**	36.0	13.7	6.7	13.4	21.2	0.8	13.7	7.8	1.1
	女性	461	**45.6**	35.8	11.1	4.1	13.0	13.4	0.4	13.2	12.6	2.6
年齢別	29歳以下	74	**60.8**	48.6	4.1	2.7	16.2	23.0	－	10.8	4.1	1.4
	30歳代	73	**52.1**	47.9	5.5	8.2	9.6	28.8	－	9.6	2.7	2.7
	40歳代	140	**64.3**	44.3	7.1	5.7	12.1	15.0	0.7	16.4	3.6	－
	50歳代	141	**59.6**	39.0	9.2	5.7	10.6	19.1	－	18.4	5.7	3.5
	60歳代	158	**36.1**	**36.1**	11.4	5.1	14.6	12.7	0.6	13.9	14.6	1.3
	70～74歳	99	**25.3**	24.2	22.2	5.1	11.1	13.1	2.0	12.1	13.1	2.0
	75歳以上	142	**21.1**	18.3	**21.1**	4.2	16.2	13.4	0.7	10.6	23.9	3.5

⑥関心のある地域活動、ボランティア活動の講座

地域活動、ボランティア活動の講座で関心のあるものとしては、「災害時対応ボランティア講座」、「はじめてのボランティア講座」、「エコな暮らし方の実践講座」の順に多くなっており、災害ボランティアの活動などに対する理解促進が期待されます。また、「認知症サポーター養成講座」、「高齢者の疑似体験や介護予防講座」、「手話教室・点訳教室」の回答も１割超えとなっており、ボランティアや支援の必要性を認識している市民が少なからず存在していることがわかります。

■関心のある地域活動、ボランティア活動の講座

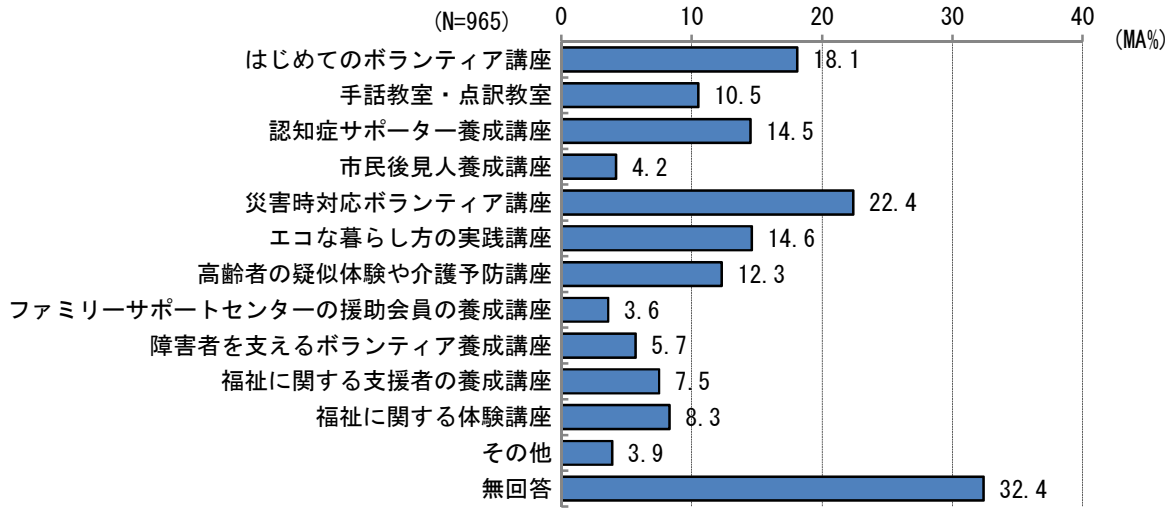

⑦防災への取り組みや災害などの対応

防災への取り組みや災害などの対応について、「災害時の避難行動や避難場所での生活に不安を感じますか」は「はい」が 75.8%、また、「日ごろから地域の防災訓練に参加していますか」は「いいえ」が 84.5%と多くなっています。災害時を想定し、それぞれの取り組みを強化しつつ、防災力を向上していくことが課題となります。前回調査(H25)と比較すると、「緊急避難セットや非常食を常備している（はい)」が 9.9 ポイント、「家族で災害時の行動を話し合ったことがある（はい)」が 9.3 ポイント増加しています。

■防災への取り組みや災害などの対応（H30 調査）

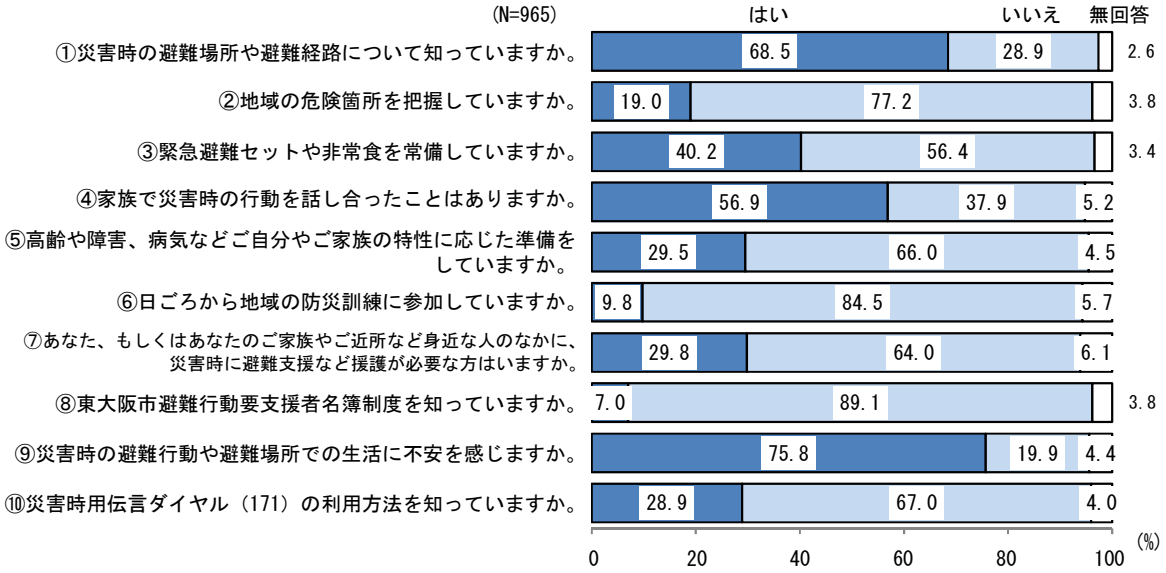

■防災への取り組みや災害などの対応（H25 調査）

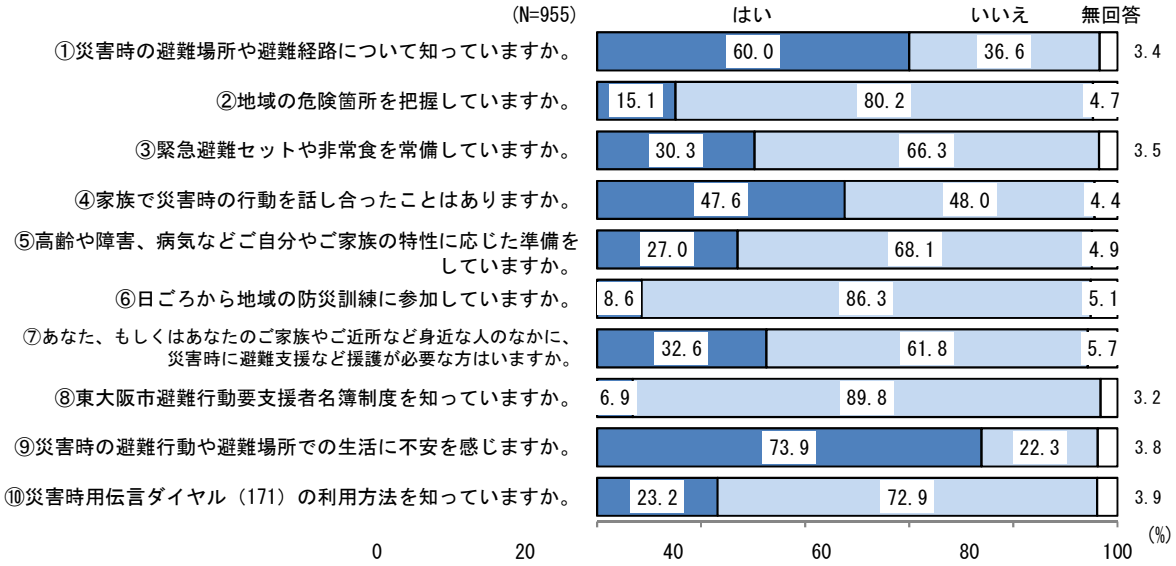

⑧悩みや不安の相談先

悩みや不安の相談先は、多岐に渡っています。「友人・知人」が 51.6%と最も多くなっており、「だれにも相談はしていない」は 23.6%となっています。だれにも相談していない理由としては、「他の人に相談する必要を感じない」が 46.5%と最も多く、次いで、「人に世話をかけたくない」が 28.1%、「悩みや不安の解決につながりそうにない」が 24.1%となっています。

■悩みや不安の相談先

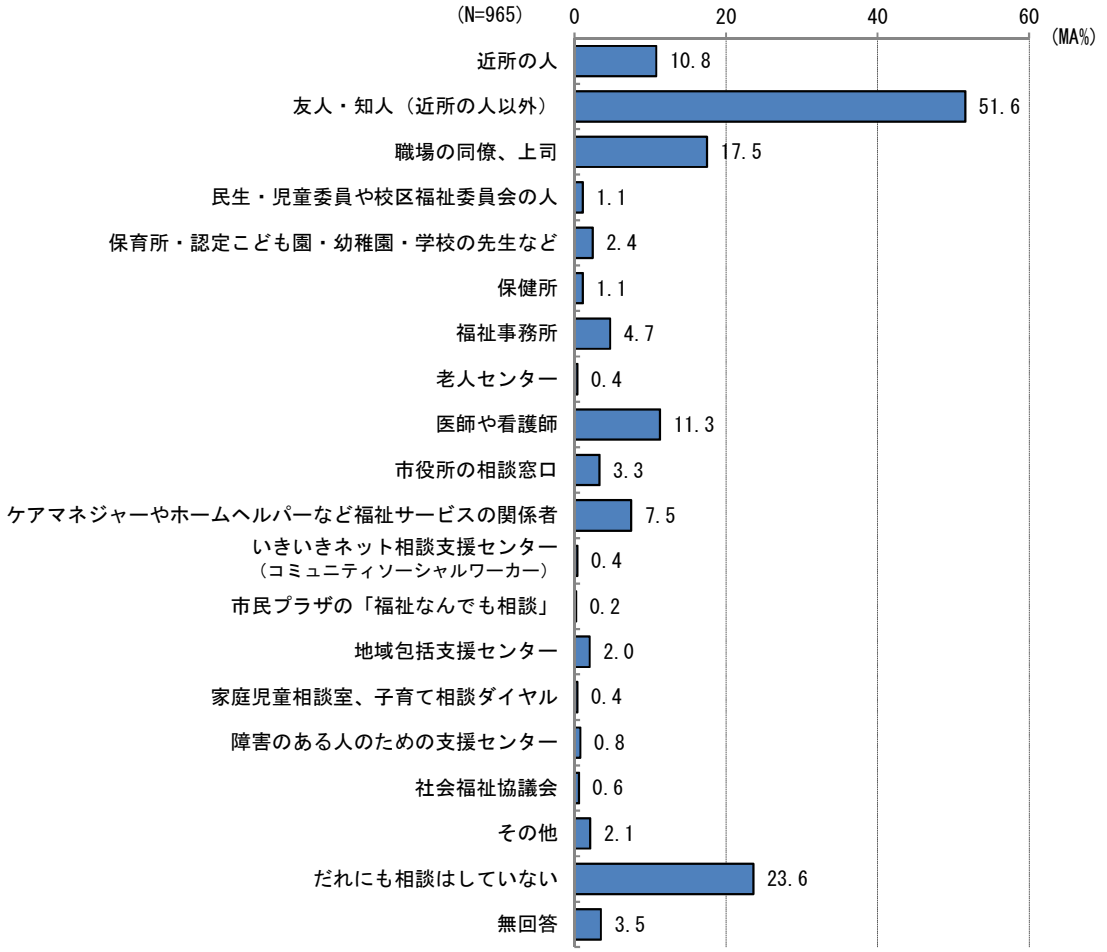

■だれにも相談していない理由

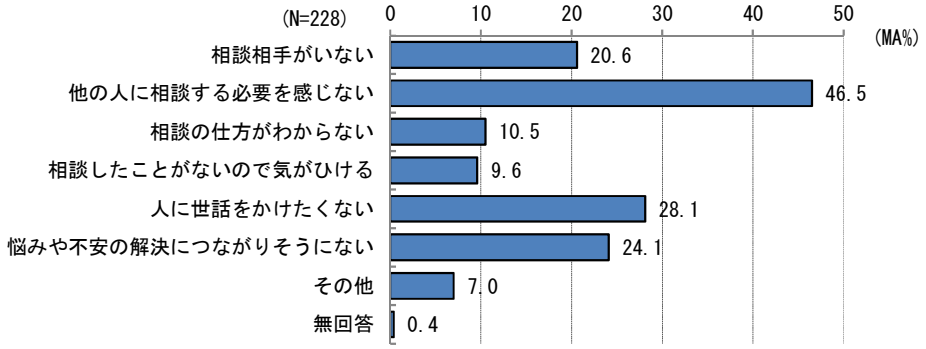

⑨健康や福祉などに関する情報の入手先

健康や福祉などに関して、役立つ情報の入手先は、「市の広報誌」、「インターネット」が多く、「テレビ・ラジオ等」、「家族や友人などの口コミ」、「新聞、タウン誌」が続きます。市民一人ひとりによって、情報の入手先は多種多様であり、さまざまな媒体による情報発信が求められています。

■健康や福祉などに関する情報の入手先

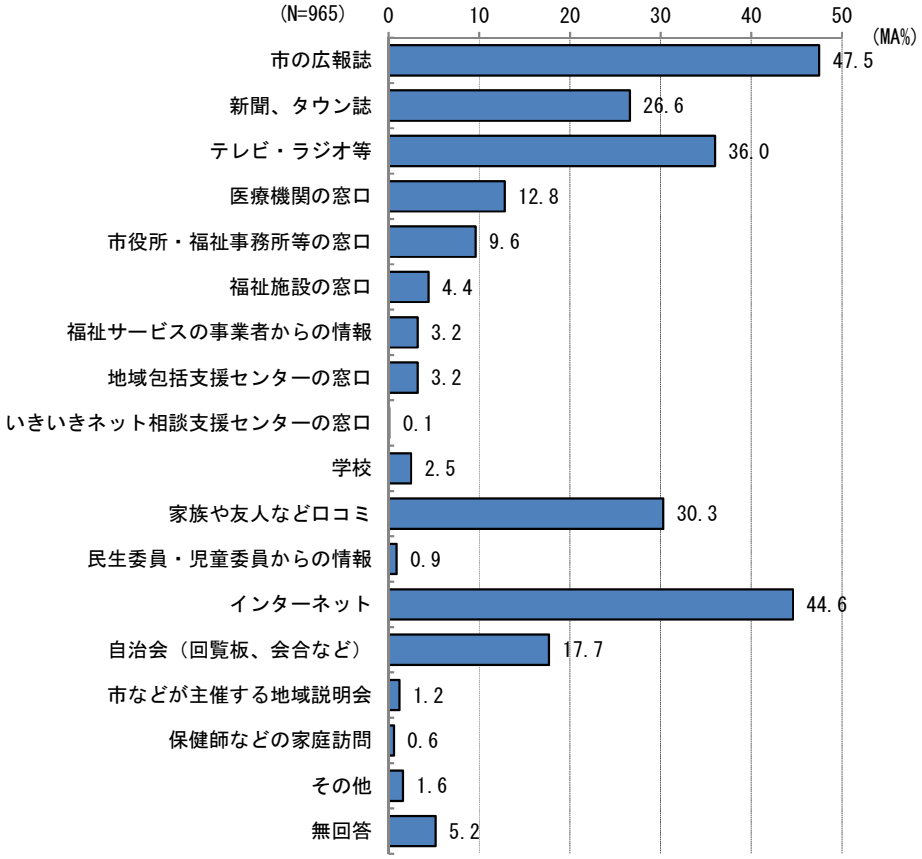

⑩福祉に関する活動内容・名称の認知理解度

福祉に関する活動内容・名称の認知理解度については、「自治会」の活動内容を知っている割合が最も多く、次いで、「「子ども 110 番の家」運動」、「愛ガード運動」、「老人クラブ」、「民生委員・児童委員」の順に高くなっています。

一方、活動内容・名称の認知理解度が低い項目も多く、それぞれの活動などについて、必要な人に情報が行き渡るようなアプローチが課題となります。

■福祉に関する活動内容・名称の認知理解度

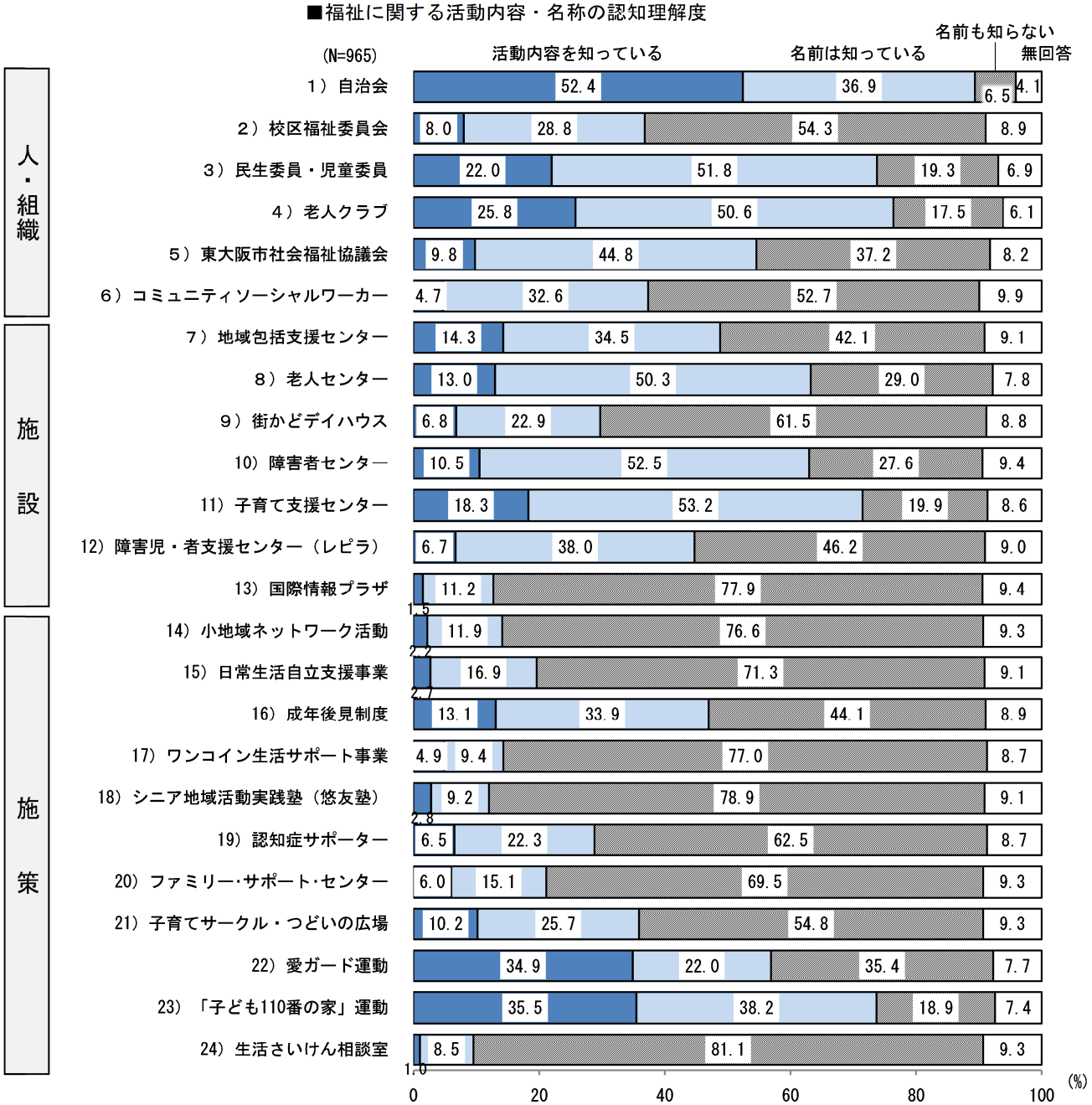

⑪福祉活動の推進のため行政に期待すること

福祉活動推進のため行政に期待することとしては、「困ったときの相談機能」が最も多く、「国や府、市の健康や福祉に関する情報の提供」、「福祉に配慮した都市環境の整備」が続きます。前回調査（H25）と比較すると、「福祉に配慮した都市環境の整備」が増加している一方、「誰もが参加できるボランティアの企画や情報提供」などが減少しています。相談体制や情報提供の充実が多くの人から期待されており、環境整備や活動費用の支援も望まれていることがわかります。

■福祉活動の推進のため行政に期待すること

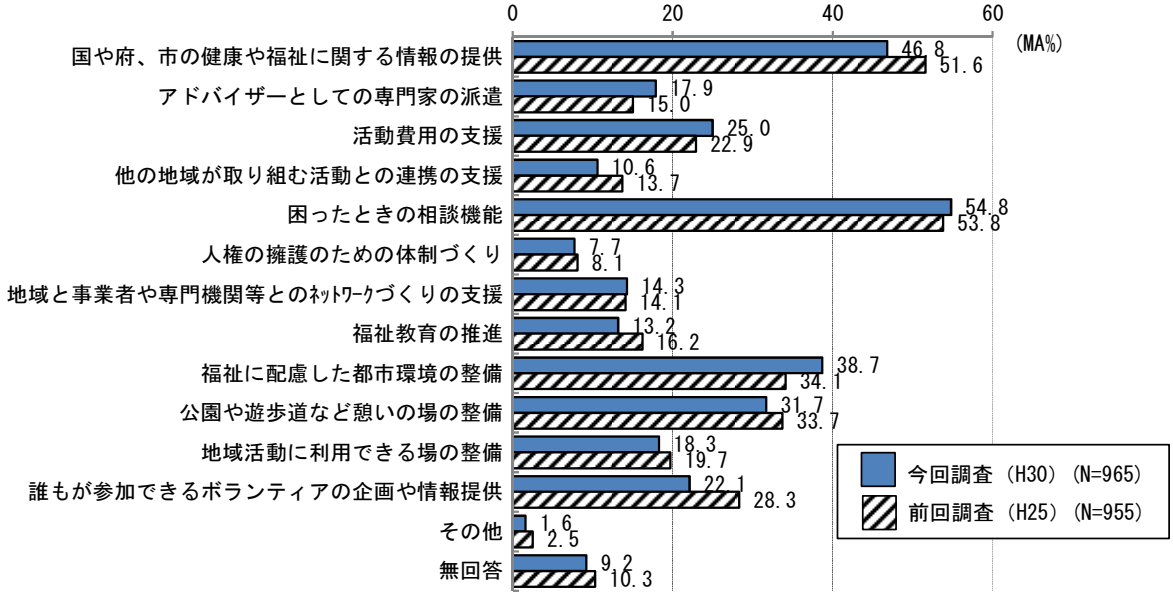

⑫福祉に配慮した都市環境の整備

「⑪福祉活動の推進のため行政に期待すること」で「福祉に配慮した都市環境の整備」と回答した人が必要であると考えている取り組みは、「道路の安全性の向上（歩道の段差解消や拡幅等）」が最も多く、続いて「公共交通網の充実、移動支援など交通アクセスの向上」、「公共施設、商業施設、駅などのバリアフリー化」の順に多くなっています。

■福祉に配慮した都市環境の整備

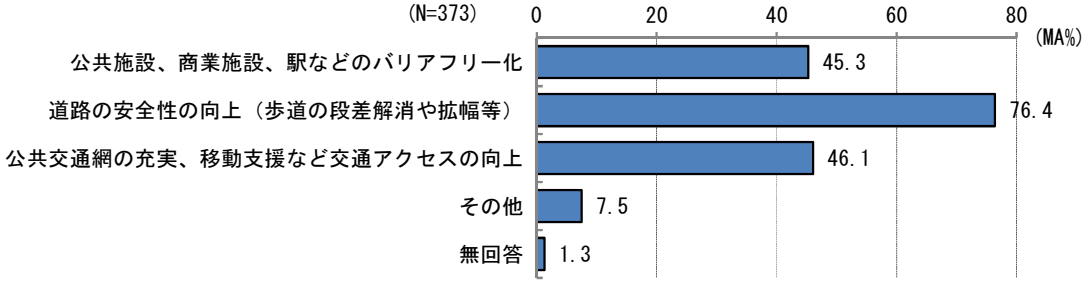

（３） 調査結果と考察【事業所・団体編】

①地域と関わる活動や地域貢献への取り組み

地域と関わる活動や地域貢献については、「取り組んでいる」が 88.5%となっており、多くの事業所・団体で取り組みが行われています。一方、「取り組んでいない」理由としては、「時間に余裕がない」、「人手に余裕がない」がそれぞれ 76.9%と最も多く、次いで、「地域との関係が築けていない」が 53.8%となっています。さらなる取り組みの活性化に向け、より一層活動しやすい環境づくりが求められています。

■地域と関わる活動や地域貢献への取り組み

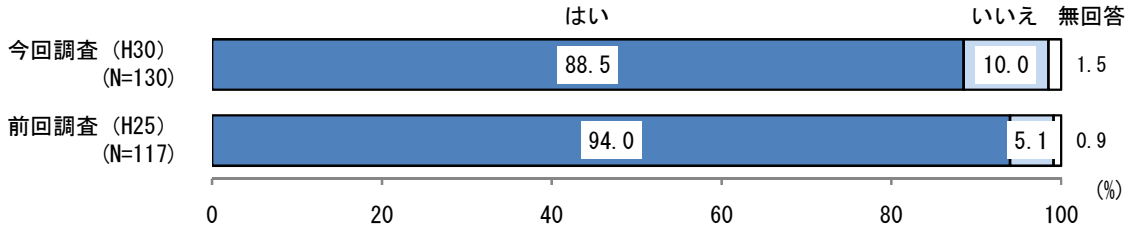

■地域と関わる活動や地域貢献に取り組んでいない理由

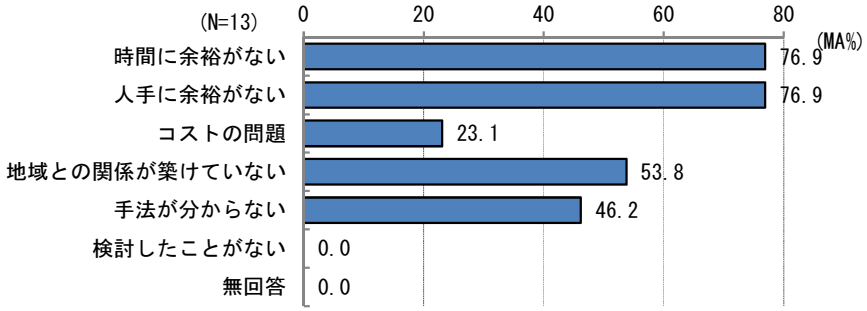

②地域と関わる活動や地域貢献に関する具体的な取り組み

地域と関わる活動や地域貢献に関する具体的な取り組み状況については、「施設の利用者・入居者に対するお手伝いやふれあいのための外部ボランティアなどによる施設訪問を受け入れている」が 69.2%と最も多く、「地域主催の行事に、施設の利用者・入居者が参加するようにしている」、「利用者・入居者が地域住民と接するイベント、交流会などを主催している」などが続きます。また、取り組みたいと考えている項目は、「分野を超えた課題や貧困、社会的孤立など新たな福祉課題」が 29.2%と最も多くなっています。その他の取り組みが進んでいない項目についても、今後取り組みを進めていくことが求められます。

■地域と関わる活動や地域貢献に関する具体的な取り組み

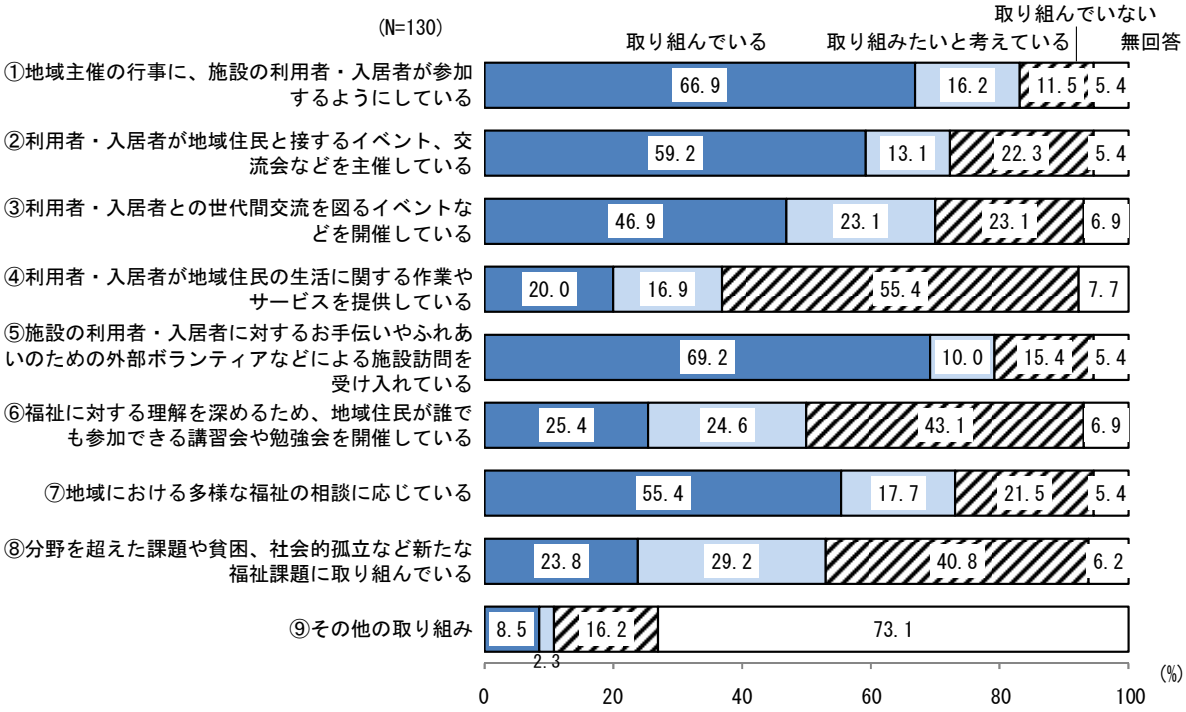

③地域の組織・団体との関わり状況

日頃から関わりを持っている地域の組織・団体としては、「自治会・校区福祉委員会」が 70.0%と最も多く、次いで「小・中学校」、「高校・大学」となっています。また、今後、新たに関わりを持ちたい地域の組織・団体としては、「ボランティア団体」、「高校・大学」、「小・中学校」の順に多くなっていますが、いずれも２割台にとどまっています。

地域生活課題が複雑化・多様化していることを踏まえ、日頃から地域の組織・団体どうしがつながり合えるような支援をしていくことが必要となります。

■地域の組織・団体との関わり状況

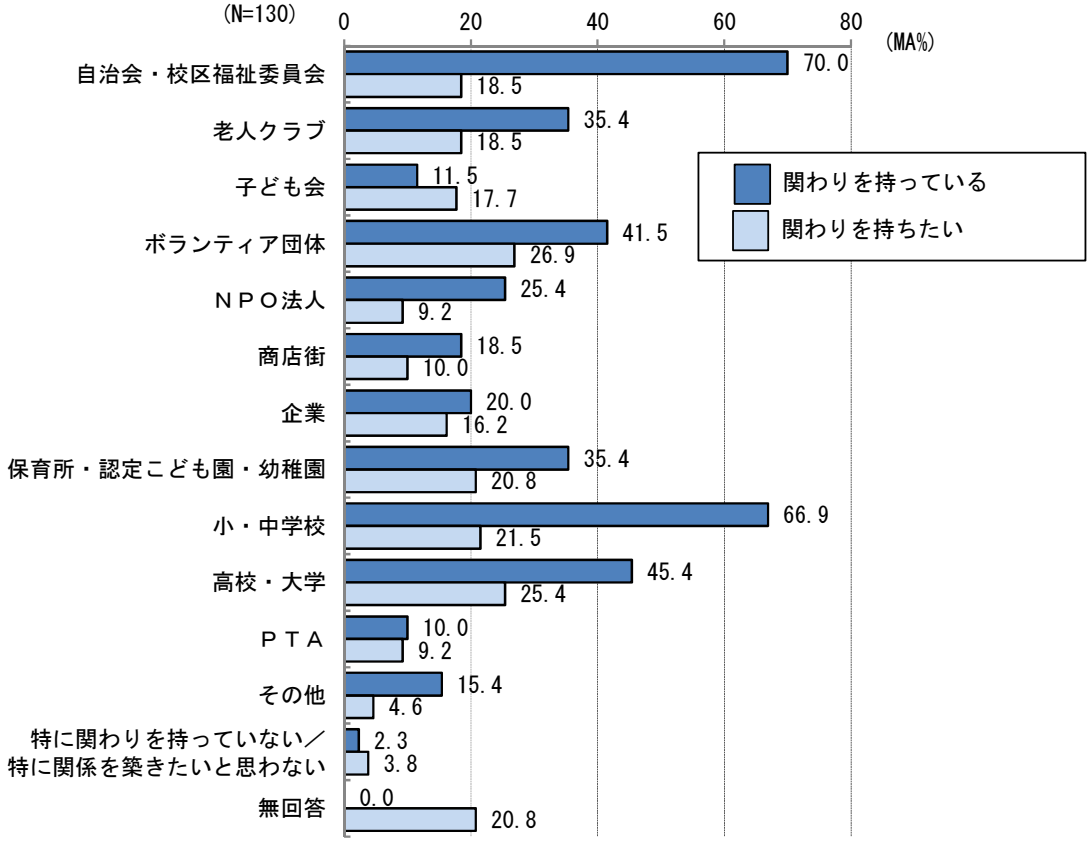

④大規模災害の際に想定する地域への支援活動

大規模災害の際に想定する地域への支援活動は、「利用者の安否確認」が最も多く、「避難活動時における地域との連携」、「地域一般の方の一時避難スペースの提供」が続きます。災害発生時には、事業所・団体などの組織的な協力が必要であると考えられるため、平常時から関係性を構築しておくことが大切です。

■大規模災害の際に想定する地域への支援活動

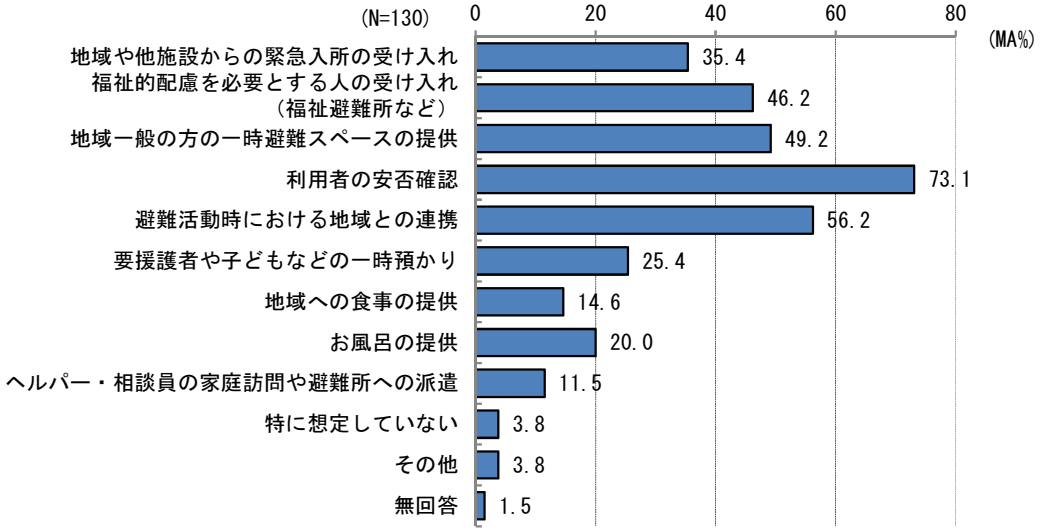

⑤大規模災害への平常時からの備え

大規模災害への平常時からの備えについては、「事業所内での避難訓練」が 81.5%と最も多く、次いで、「水や非常食の備蓄」が 73.8%、「介護用品・衛生用品・オムツ・粉ミルクの備蓄」が 35.4%となっています。前回調査（H25）と比較すると、「水や非常食の備蓄」が 14.8 ポイント、「毛布や簡易トイレの備蓄」が 10.3 ポイント増加しています。

■大規模災害への平常時からの備え

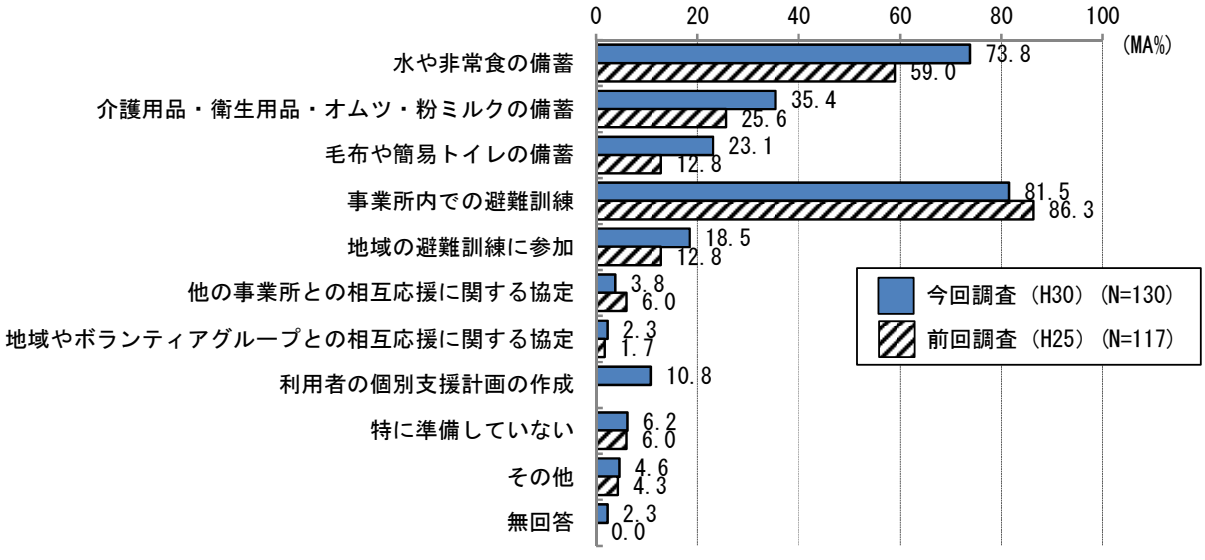

※「利用者の個別支援計画の作成」は前回調査無し

⑥生活困窮者自立支援制度の取り組みの認知状況

生活困窮者自立支援制度の取り組みの認知状況は、「生活に困窮している人が相談できる相談体制の充実」が５割台で、「就労に向けての相談や職業訓練などの支援」、「緊急的な衣食住の確保に関する支援」などが４割台となっています。事業所・団体への制度の周知をより一層図り、地域福祉のセーフティネットを強化することが重要です。

■生活困窮者自立支援制度の取り組みの認知状況

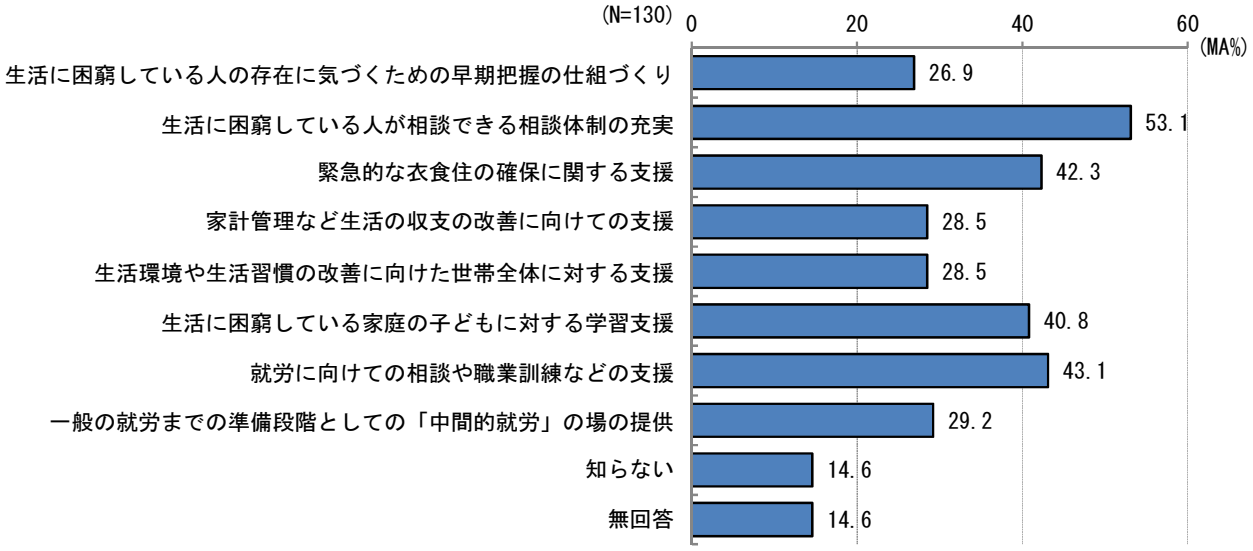

⑦他の事業所・機関との連携状況

連携できる関係を持っている事業所・機関としては、「福祉事務所」が 73.1%と最も多く、次いで、「法人内の他施設」が 62.3%、「医療機関」、「社会福祉協議会」がそれぞれ 61.5%となっています。また、今後、新たに関わりを持ちたい事業所・機関としては、「障害者（児）相談支援事業所」が 13.8%と最も多く、次いで、「地域包括支援センター」、「児童養護施設」がそれぞれ 13.1%となっています。

■他の事業所・機関との連携状況

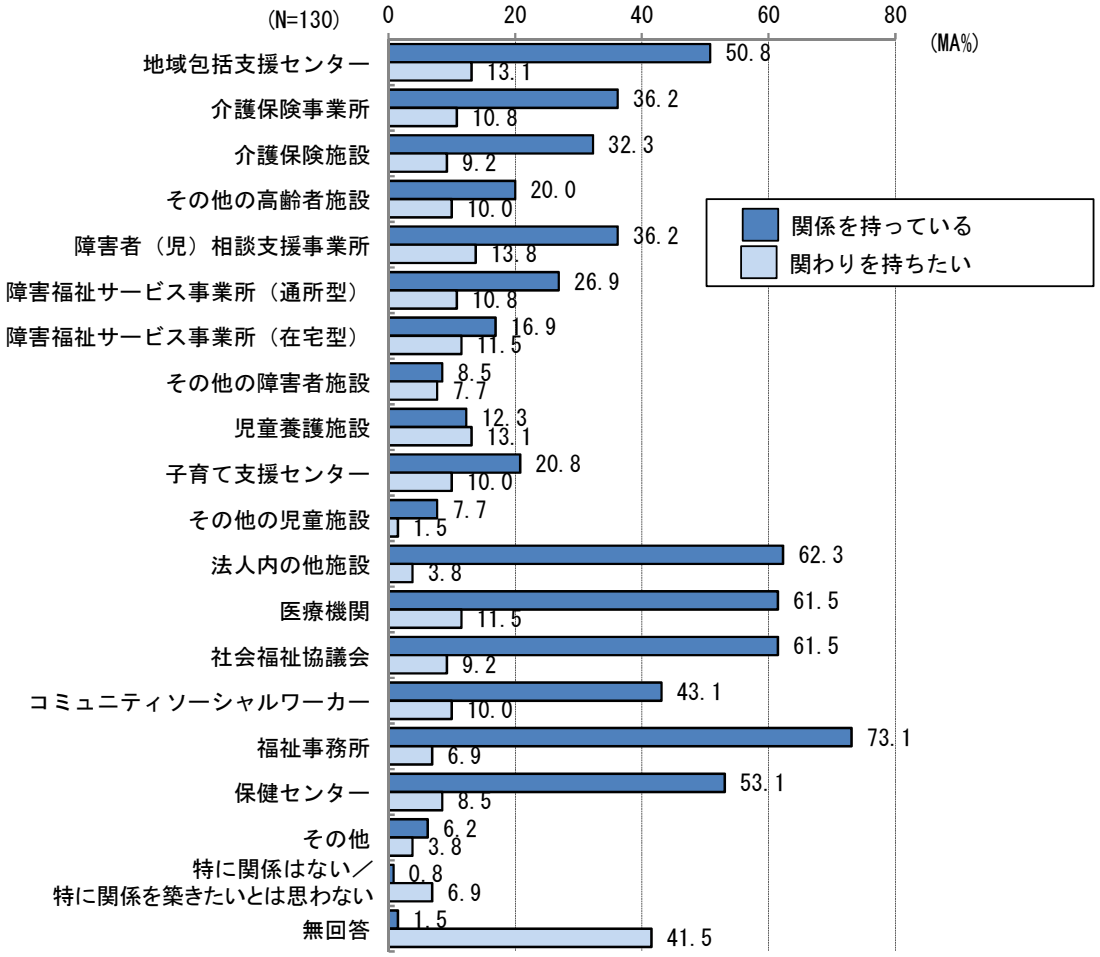

⑧地域福祉ネットワーク推進会議への関心

地域福祉ネットワーク推進会議への関心については、「関心があり、参加したいと思う」が 57.7%と最も多くなっています。前回調査（H25）と比較すると、「関心があり、参加したいと思う」が 5.6 ポイント増加しています。

■地域福祉ネットワーク推進会議への関心

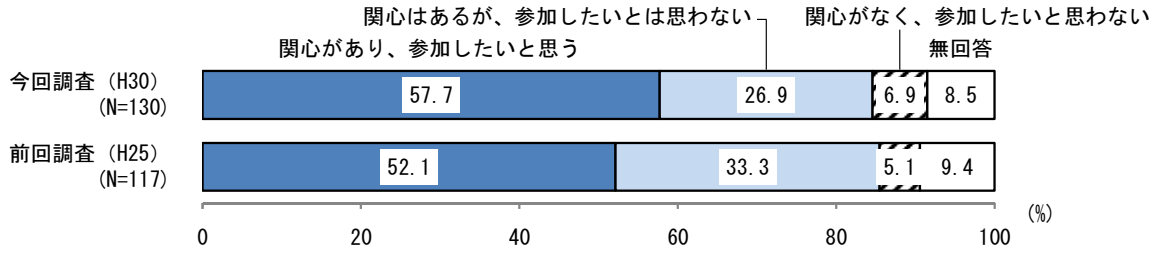

⑨地域福祉ネットワークづくりに必要な取り組み

地域福祉ネットワークづくりに必要な取り組みについては、「関係者への適切な情報提供」が 66.2%と最も多く、次いで、「ネットワークの必要性に関する共通の認識と理解」が 62.3%となっています。

■地域福祉ネットワークづくりに必要な取り組み

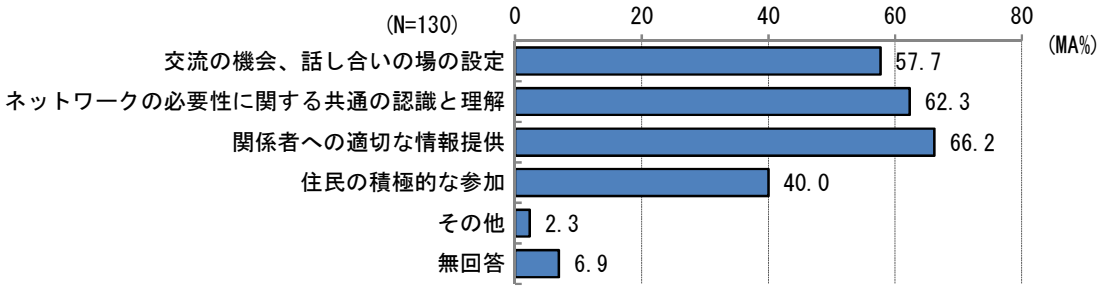

⑩地域や関係機関と連携・協働する上で、行政などに期待すること

地域や関係機関と連携・協働する上で、行政などに期待することとしては、「連携・協働のきっかけづくり」が 63.8%と最も多く、次いで、「地域との関係を調整・コーディネートできる人材の養成」が 60.8%となっています。

■地域や関係機関と連携・協働する上で、行政などに期待すること

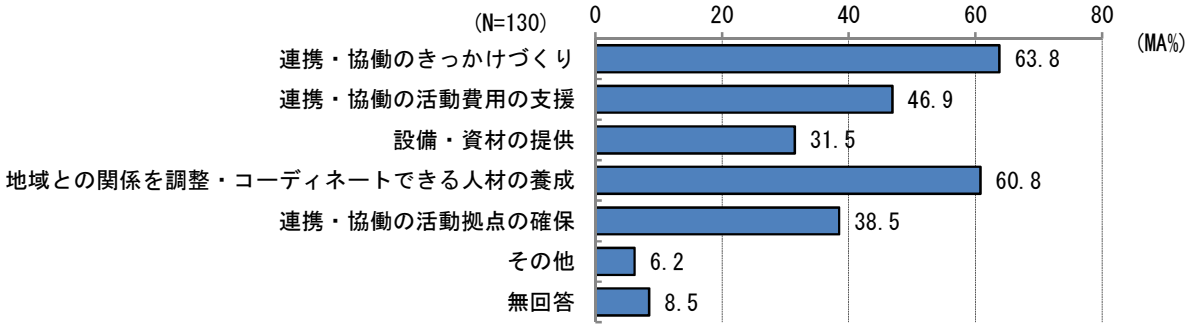

４　地域懇談会からみる課題と今後の取り組み

本計画策定の参考とするため、地域において声かけ活動や見守り活動など、地域での助けあいをしている市民、事業所や福祉に関わる機関で、地域に根ざした活動を行っている専門職など、市の地域福祉を取り巻く人々が集結して、以下のとおり地域懇談会を開催し、地域福祉について普段感じていることや、さまざまな専門職の連携のあり方等について意見交換を行いました。

開催概要

■開催日時：平成３０年８月３１日、９月６日、９月７日
（いずれも午後１時 30 分～午後３時 30 分）

■参 加 者：各地域における校区福祉委員会、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、高齢・障害・子ども各福祉分野の事業所、小中学校の教職員・保育士、公募市民など
（ファシリテーター）ＣＳＷ、社協ＣＯＷ

■グループ：市内の各リージョン区から、地域福祉にかかわりのある参加者各 10 名程度を１グループとして、8/31・9/6 は４グループ、9/7 は６グループを編成

■進行内容：①基調講演
②大きな２つのテーマでのグループ討議
③発表・まとめ

■討議内容：●テーマⅠ：「防災とまちづくり」
・昨今の地震や西日本豪雨の発生について
・防災に関するそれぞれの思いを寄せ書き風に記載して共有
●テーマⅡ：「地域協働」　～多職種連携の新たな構築に向けて～
・今後、地域で協働のまちづくりをどのように進めるかについて
・「できそうな担い手」、「できそうな取り組み」への気付きについて

●開催日とグループ編成

開催日	参加 リージョン区		グループ数	参加人数（計）
8/31	A・B	東地域	4	47
9/6	C・D	中地域	4	41
9/7	E・F・G	西地域	6	63

●意見交換での「新たな気づき」、見えてきた「取り組みの方向性」

方向性	意見（まとめ）
助けあい 支えあい 福祉の心の育成 多種多様な交流 人材の確保・育成 ⇩ **福祉意識の向上と、地域住民が集える場づくりが必要**	・地域の人を尊重し、助けあいができるまちづくりが大切。 ・障害特性などを理解する福祉教育を促進してほしい。 ・学校と福祉施設の交流を増やしてほしい。 ・それぞれが役割を担えるまちづくりが大切。 ・子どもとその保護者、障害者、高齢者など特定の層が集って交流、情報交換できる場が必要。 ・公園や会館、商業施設などの身近なところに、子どもから高齢者までの幅広い世代が気軽に集える場があるとよい。 ・サロン、子ども食堂などの地域での居場所づくりが必要。 ・時間的に余裕のある人が気軽に参加できる、身近なボランティア活動の拠点があればよい。 ・ボランティア活動を行う人が少なくなっている。ボランティア層の高齢化に伴い、新たな担い手やリーダーの育成が必要。
声かけ・あいさつ 近所づきあい 地域コミュニティ 近隣関係の構築 連携と協働 ⇩ **福祉活動の充実と、ネットワークの拡張による地域福祉の推進**	・日頃から近所どうしであいさつを交わし、お互いに助けあえる地域づくりをめざす。 ・地域コミュニティを強化する。 ・お互いに無関心な人が増え、地域でのつながりが弱くなってきている。 ・自治会などの地域福祉の担い手が不足しており、活動する人が固定化してしまっている。 ・地域福祉ネットワーク推進会議に、地域住民を含めた幅広い関係機関に参加してもらうとよいのではないか。 ・「顔の見える関係づくり」、「助け上手、助けられ上手」な関係づくりが大切。

方向性	意見（まとめ）
意識の向上 備えが大切 防災・防犯 安全・安心 見守り・つながり ⇩ **地域の防災・防犯対策には、地域力による自主的な取り組みが必要**	・災害に対する日頃からの備えが大切。日頃から防災について地域のみんなで考える機会が必要。 ・子どもたちと一緒に防災意識を高める。 ・地域での防災マップの作成や、防災訓練を行うことが大切。 ・災害時に支援が必要な人への配慮を行う。 ・日頃から近隣との交流を増やし、助けあえる関係づくりをする。 ・街灯や防犯カメラを増やして安全なまちにしていく。 ・危機管理意識を向上させる。 ・地域住民の見守りにより、みんなに優しいまちづくりを進める。 ・ユニバーサルなまちづくりをめざす。 ・交通弱者のための安全な道路、施設の整備や移動手段の確保が必要。
相談場所 情報伝達 行政支援の周知 サービスの充実 アウトリーチ ⇩ **地域協働、公民連携による生活支援と福祉施策の展開**	・困ったときに相談できる場所をもっと増やしてほしい。 ・相談できる場所が自宅から遠い、相談場所の敷居が高い。 ・近隣どうしで気軽に相談し合える関係を築くことが大切。 ・情報伝達に工夫が必要。手話ができる人が増えてほしい。 ・認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをする。 ・地域での孤立を防ぐ。 ・日本語の不自由な外国籍住民との共生を考える。 ・おせっかいさんの多いまち。 ・高齢者や子どもなどへの虐待を地域の見守りで防止する。 ・困った人には手を差し伸べる思いやりが大切。

５　東大阪市の地域福祉をめぐる主な課題と方向性

統計データやアンケート調査、第４期地域福祉計画の進捗状況及び地域懇談会の意見交換から見えてきた、実際に地域にある課題、これからの取り組むべき方向性について、以下の６つのテーマに整理しました。

１　地域共生社会の理解促進による主体的な近隣関係づくり

支える側と支えられる側の境界をなくし、「我が事・丸ごと」の精神で地域生活課題に取り組んでいくことが、地域福祉の推進につながります。そのため、「地域共生社会」の実現に向けた相互理解を促進し、助けあい支えあいによる地域住民どうしの関係構築を実践していく必要があります。

２　対象層やテーマに応じた多種多様な住民交流の場づくり

地域におけるすべての人が孤立することなく暮らすには、さまざまな目的のもとに集まれる多種多様な場が必要です。特定のテーマに応じた場づくりから、多世代交流のできる拠点まで、住民が集まって協力しあえる機会と場を増やします。

３　多次元・多層構造による福祉ネットワーク機能の強化

複雑多様化する地域生活課題を解決するには、分野を超えた関係機関どうしのつながりが不可欠です。普段から「顔の見える関係づくり」を行い、地域福祉ネットワークのさらなる機能強化を図ります。

４　災害対策と連動した福祉のまちづくりの推進

高齢者や障害者など、災害時に自ら避難することが困難で支援が必要な方を地域で助けあうためには、「自助」「共助」の力を高めていくことが大切です。日頃から防災に関する啓発を行うとともに、地域でのつながりを深めるなど、災害に強い福祉のまちづくりを展開します。

５　フォーマルからインフォーマルまで網羅する福祉的支援の充実

法制度に基づく公的な福祉サービスの充実を図りつつ、民間の事業所や企業、ＮＰＯが実施する事業やボランティア活動への福祉的支援を充実します。

６　福祉教育の充実と福祉意識の醸成

地域活動、ボランティア活動への参加を促進するため、子どもから高齢者まで多世代が地域福祉にふれる機会を増やし、福祉意識の醸成をめざします。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基 本 理 念

地域と行政が協働し新たな福祉社会づくりを進めていくことを表すものとして、従前計画の理念を継承し、次のように設定します。本理念はまた、『東大阪市第２次総合計画』の基本理念「人間尊重のまちづくり」「市民参加のまちづくり」「豊かさを創造するまちづくり」を、地域福祉の観点から表すものです。

＜基本理念＞

すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、
共に生きる　安心と活力の福祉コミュニティの実現

（１）　すべての人の個性の尊重

市民一人ひとりがサービスの利用者であり、また、支援者でもあります。 市民一人ひとりが地域づくりの主体です。一人ひとりの能力を引き出し、個々の自己実現をめざしていきます。

地域の中の事業者、企業市民、ボランティア、市民団体、ＮＰＯ、教育機関、医療・保健機関など、すべて地域福祉の主体です。

すべての人の人権の侵害を許さず、年齢・性別・国籍・出自・心身の状況・社会的な立場など、それぞれの違いにかかわらず個人としての尊厳が守られ、本人の意思が尊重され、また相手の意思を尊重し、相手の尊厳を守ります。

（２）　あるべき地域像

地域は、住民の生活の場であり、住民の活動拠点となるべき場です。 身近な生活範囲の中で、安心して暮らせるサービス基盤や情報の提供があり、相談にも対応してもらえるような、長く住み続けられる環境にある地域をつくります。

（３）　支えあい共に生きる

個人ができることは必ずあります。その力を活かして、支えられる立場だけでなく、時には支える立場となり支援に参加するなど、助けあいと連帯意識の醸成が必要不可欠です。

人は人と人のつながりの中で生きています。ソーシャルインクルージョン、ノーマライゼーション、多世代交流、男女共同参画、多文化交流といった理念のもとに、互いの立場を思いやり、住民相互のつながりを強めるよう影響を与えあいながら、社会的援護を必要

とする人々も包み込み（積極的共存）、誰もが自分らしく生きていることを確認できる共生の地域をつくります。

（４） 安心と活力の福祉コミュニティの実現

福祉コミュニティとは、社会的援護を必要とする人々が、地域の中で孤立や孤独感をもたないように、当事者・家族やボランティア及び社会福祉関係者が中心となって、地域の方々と豊かな交流が図れるように働きかけ、地域としての連帯意識を高めることをめざしたコミュニティです。

すべての人々が、助けあい、生活を支える環境が整うことによる安心感をもつことが重要であり、福祉を軸とする人と人とのつながりや支えあいのある地域社会づくり・ひとづくりが必要不可欠です。

また、住民相互の支えあいの構築とともに、新しい産業の創出など地域の活力づくりや、企業などの関わりによる地域との生活支援のためのネットワークを強化し、安心と安全のセーフティネットづくりをめざします。

２ 基 本 目 標

基本理念に掲げる福祉コミュニティを実現するために、次の４つの基本目標を定めます。

（１） つくろう！福祉のこころと集える場

これからの地域福祉には、支える側も支えられる側も一体となり、多様な地域生活課題を我が事のように、丸ごと受け止め、助けあっていく実践的な行動が求められます。お互いさまの精神で、福祉の意識をさらに醸成し、地域の福祉活動に携われるような人づくり、意識づくり、場づくりを図ります。

（２） ひろげよう！福祉活動とネットワーク

福祉活動においては、近隣に住む人どうしが互いに声をかけあい、関係を築くことで、相互の信頼関係が生まれます。そして、この信頼のネットワークが地域、広域へと広がり、安心して暮らせる福祉のまちづくりに向かっていくことが大切です。

そのため、向こう三軒両隣といった近所どうしの関係を中心に、地域における福祉活動がさらに広がり活発になるような支援を行い、地域住民相互の支えあいと関係機関などの連携による福祉のネットワークを拡張していきます。

（３） まもろう！地域力による防災と防犯

災害に強い安心な福祉のまちづくりを進めるにあたっては、自助・共助・公助により、地域住民を守っていく体制づくりが必要です。近年の大地震や風水害の相次ぐ発生を受け、防災対策や防犯対策と連動した地域福祉をさらに推進していくことが重要となります。また、子ども、障害者、ひとり暮らし高齢者など誰もが安心して地域で暮らすためには福祉の視点による取り組みが欠かせません。

そのため、地域生活課題を地域の人たちが主体的に力を合わせて解決する力、すなわち「地域力」を高め、住民どうしが互いに支えあうことにより、災害に強いまち、安全な地域社会をつくり、安心できる福祉のまちづくりを進めていきます。

（４） ささえよう！地域生活と福祉ニーズ

改正社会福祉法においては、「我が事・丸ごと」の地域福祉の理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制の構築に努める旨が規定されています。

誰もが分け隔てなく、その人のニーズに応じた支援が受けられる「地域共生社会」の実現をめざし、支えあいの取り組みをさらに進めるとともに、必要な公的サービスを提供するしくみと、地域や住民の自助・共助の取り組み、いわゆるインフォーマルなサービスを適切に組み合わせ、誰もが健やかで安心できる地域生活を支援していきます。

３　第５期地域福祉計画の体系

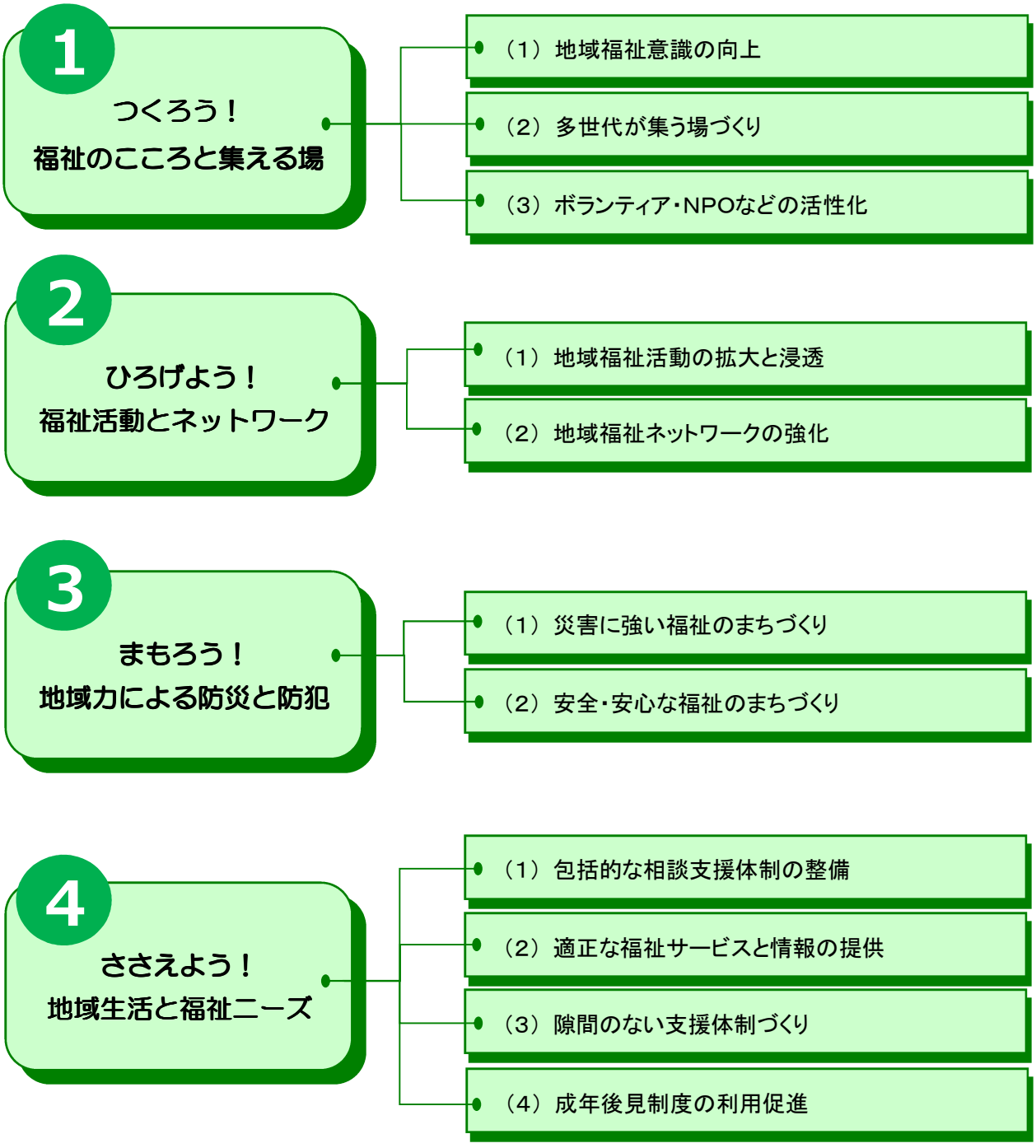

４　第５期地域福祉計画における地域福祉ネットワークのイメージ

地域福祉活動の円滑な推進のためには、適切な活動範囲を設定し、機能しやすい圏域でのネットワーク形成を図る必要があります。

まず、最も身近な福祉のネットワークを『小学校区』とし、近隣住民、自治会、民生委員・児童委員、校区福祉委員会などによる日常的な近所づきあいを通じた相談・見守りなどを行い、地域において支援を必要とする人を早期に発見できる体制を整えます。また、さまざまな活動を展開する地縁組織との協働による場を設置することで、地域の生活課題を把握し、その解決のための取り組みを展開します。

そのいくつかの小学校区単位で一定の情報共有が図られている『中学校区』にはＣＳＷが配置され、身近な見守りにおいて発見された困難な事例の個別支援やつなぎといった機能や身近なネットワークの構築を支援する機能を担っており、また、地域包括支援センターにおいては高齢者の課題解決に向けた総合的な相談支援を行っています。

さらに、市内全域において、障害者については委託相談支援センター、子育て中の親については子育て支援センターなどを中心に、それぞれの分野におけるネットワークを通じた課題解決を図るほか、社協ＣＯＷを中心に医療機関や学校園などさまざまな社会資源を含め、「分野を超えた専門職のネットワーク」をより一層強化するとともに、身近なネットワークのコーディネートを行うことで、より広域的・複合的な課題解決に取り組む重層的な地域福祉ネットワークの構築を図っていきます。

このように従前から築き上げてきた地域福祉ネットワークを礎に、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、地域の住民や福祉関係者・関係機関が互いに連携・協働して解決を図っていくことのできる、『「我が事・丸ごと」の地域共生社会』の実現をめざしていきます。

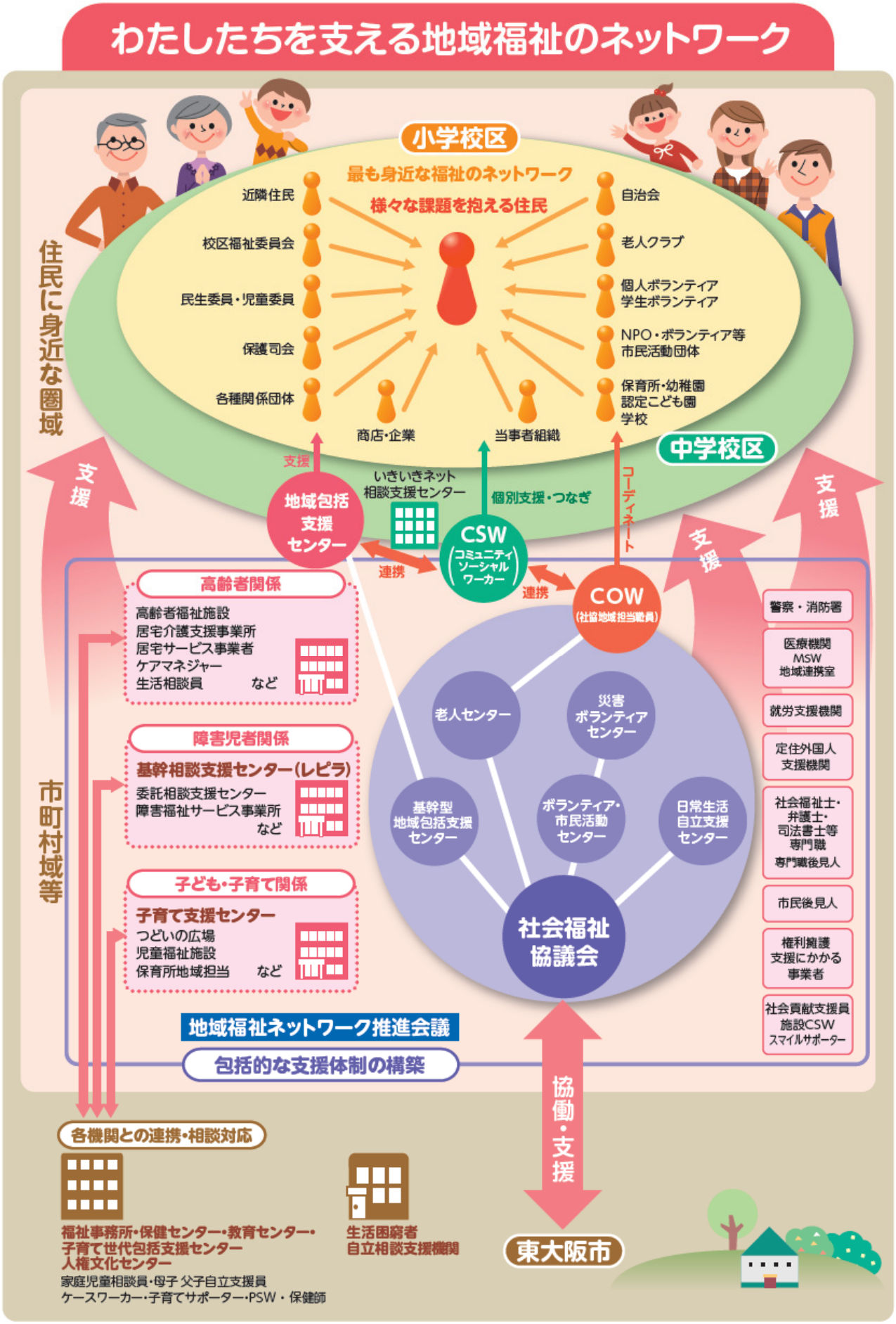
わたしたちを支える地域福祉のネットワーク
住民に身近な圏域
小学校区
最も身近な福祉のネットワーク
様々な課題を抱える住民
近隣住民
校区福祉委員会
民生委員・児童委員
保護司会
各種関係団体
自治会
老人クラブ
個人ボランティア
学生ボランティア
NPO・ボランティア等
市民活動団体
保育所・幼稚園
認定こども園
学校
商店・企業
当事者組織
中学校区
支援
地域包括
支援
センター
いきいきネット
相談支援センター
個別支援・つなぎ
CSW
コミュニティ
ソーシャル
ワーカー
連携
コーディネート
COW
(社協地域担当職員)
支援
支援
市町村域等
高齢者関係
高齢者福祉施設
居宅介護支援事業所
居宅サービス事業者
ケアマネジャー
生活相談員　など
障害児者関係
基幹相談支援センター(レピラ)
委託相談支援センター
障害福祉サービス事業所
など
子ども・子育て関係
子育て支援センター
つどいの広場
児童福祉施設
保育所地域担当　など
老人センター
災害
ボランティア
センター
基幹型
地域包括支援
センター
ボランティア・
市民活動
センター
日常生活
自立支援
センター
社会福祉
協議会
警察・消防署
医療機関
MSW
地域連携室
就労支援機関
定住外国人
支援機関
社会福祉士・
弁護士・
司法書士等
専門職
専門職後見人
市民後見人
権利擁護
支援にかかる
事業者
社会貢献支援員
施設CSW
スマイルサポーター
地域福祉ネットワーク推進会議
包括的な支援体制の構築
協働・支援
東大阪市
各機関との連携・相談対応
福祉事務所・保健センター・教育センター・
子育て世代包括支援センター
人権文化センター
家庭児童相談員・母子 父子自立支援員
ケースワーカー・子育てサポーター・PSW・保健師
生活困窮者
自立相談支援機関

第２部　各論

第４章　　つくろう！福祉のこころと集える場

地域には多様な人が暮らしており、その抱える課題もさまざまです。そのような地域の課題を他人事ではなく、自分の事として考え、受け止めることができるよう、福祉のこころを育むとともに、市民にとって身近な場所で気軽に相談ができる場づくり、そして日々のコミュニケーションを通じた関係づくりに根ざした、思いやり、支えあいの精神により、地域全体で課題解決を図ることができる環境づくりを進めます。

１　地域福祉意識の向上

地域福祉の推進のためには、地域住民一人ひとりの福祉に対する正しい理解と認識が重要となります。子どもの頃から家庭・地域・学校を通じて、福祉のこころや人権意識が育つような教育をめざすとともに、福祉に対する「理解の深化」に向け、心のバリアフリー、ノーマライゼーション、多様性を尊重し、社会的孤立や社会的差別・排除を解消する地域づくりを進めます。また、年齢を問わず地域福祉について触れることのできる機会を増やすことで、社会福祉に無関心な人たちを取り込み、多世代の福祉意識を融合させながら、集合的な地域力を高めていきます。

現状と課題

地域福祉意識の向上に関しては、多世代に向けた幅広い取り組みが行われています。小・中・義務教育学校における福祉教育では、障害者や高齢者などの疑似体験や、当事者との交流を通して、福祉に関する知識を深めるとともに、地域に住む人を思いやり寄り添う心を育成し、福祉活動の実践力の向上をめざしています。また、社会福祉協議会においては、参加者が今後の地域福祉の方向性を一緒になって考える「市民福祉講座」や、高齢者が楽しく集い、語らい、行動し、生きがいのある生活をおくるための学習の場を提供するシニア地域活動実践塾「悠友塾」を開催し、市民が地域福祉について考える機会を提供しています。

しかし、市民アンケートの結果によると、７割以上の人が地域活動・ボランティア活動に参加した経験がなく、５年前と比較しても参加経験のない人の割合が増加しています。また、「地域活動・ボランティア活動に参加しない理由」として、「活動に興味がない」と回答した人の割合も増加し、さらに「福祉活動推進のため行政に期待すること」として福祉教育の推進を挙げた人はわずか１割程度と、まだまだ地域福祉意識が浸透しているとはいえません。これまで地域福祉に関わってこなかった人が、少しでも関心をもつためのきっかけとなるような施策を展開していく必要があります。

そのような中、平成 30 年 4 月に改正社会福祉法が施行され、地域住民や福祉関係者が、支援を要する本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育、人権等に関するさまざまな地域生活課題

を把握し、行政などと協働し課題を解決していくことが必要であるとの国の方向性が示されており、地域のあらゆる住民が支え手側、受け手側に分かれることなく、役割を持って支えあう「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉意識を普及・啓発していくことが求められています。

施策の展開

① 市民一人ひとりの福祉意識・人権意識の向上

さまざまな講座や研修を開催し、市民一人ひとりの福祉に対する正しい理解を促進するとともに、人権意識の向上に取り組み、誰もが差別・排除されることなく安心して暮らせる地域づくりをめざします。また、これまで地域福祉に関わってこなかった人が少しでも関心をもつきっかけとなるよう、ボランティア体験などの取り組みを進めます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
シニア地域活動実践塾事業 【高齢介護課】	60 歳以上の市民を対象に、楽しく集い、語らい、行動し、生きがいのある生活を送るための学習の場として、シニア地域活動実践塾「悠友塾」を開講する。	修了生の状況をアンケート調査等で把握し、定期的に交流会などを開催することで、この講座で得た知識・経験を地域活動につなげてもらえるようなしくみを構築していく。
地域住民へのこころの健康づくりの研修 【健康づくり課】	地域住民や地域の支援機関に対して、こころの健康や自殺予防についての理解を深める研修を実施し、地域の自殺対策力を高める。	こころの健康づくりに関して、幅広い対象者に対する研修や講演会を開催し、技術、知識及び意識の底上げを行う。
市民福祉講座 【社会福祉協議会】	安心して暮らせる社会をめざして、地域福祉の意義や役割、住民の福祉活動と行政の関係、市民参加のあり方など、今後の地域福祉の方向性を参加者が一緒に考える。	今後も地域住民、専門職との連携を図るため、継続的な学習会や啓発活動を行っていく。
ボランティア活動体験事業 【社会福祉協議会】	幅広い世代を対象とし、社会福祉施設において、高齢者や障害者・子ども達と生活や行動を共にし、ボランティア活動を体験する。	協力してもらえる施設との関係の強化により、さまざまな施設を体験できる体制づくりを図る。

② 学校教育における福祉教育の推進

ボランティア体験や高齢者・障害者の疑似体験、多世代や当事者との交流により、次世代の担い手となる子どもたちの福祉のこころを育みます。また、他者への思いやりとやさしさを持ち、助けあい、支えあう心を育てることを基本に、地域社会と教育機関が連携し、すべての人々が共に生き、共に育つ地域福祉の実現をめざした福祉教育の推進を図ります。

主な事業	事業概要	今後の方向性
小・中・義務教育学校における福祉教育 【学校教育推進室】	施設や支援学校訪問、学校行事を通して障害者、高齢者などの当事者とふれあう機会を増やし、また疑似体験活動を実施することで思いやりと助けあいのこころを育む。	「心情の育成」「知識理解」「実践力の育成」をポイントに、福祉教育の目的や意図を明確にし、学校での系統立てた福祉教育の指導と充実を図る。
小・中・義務教育学校における福祉教育 【社会福祉協議会】	各校に車いす、点字器、アイマスク、白杖の貸出を行うとともに、ボランティアや当事者などの体験学習指導者を紹介し、福祉教育の推進を図る。	福祉教育の指導ボランティアの協力によりボランティア養成講座を開催し、新たな担い手を養成する。

③ 生涯学習における福祉教育の推進

東大阪市生涯学習推進計画に基づき生涯学習の機会を提供することによって、福祉教育を市民に身近なものとして位置づけ、学習する機会を充実するなど地域における福祉教育の推進を図ります。

主な事業	事業概要	今後の方向性
生涯学習推進事業 【社会教育課】	東大阪市生涯学習推進計画を基に、施策の進捗管理を行いながら、生涯学習の推進を図る。	福祉に関する情報発信の場として「生涯学習出前講座」事業を展開する。また、生涯学習情報誌「まなびにトライ！」により福祉に関する事業やイベントの周知に努める。
東大阪市連携６大学公開講座 【社会教育センター】	大学の英知を結集して、旬のテーマで講座を開催し、市民が生涯を通じて自主的に学習に取り組む機会を提供する。	受講者の年代が高い傾向にあるため、今後はより若い世代に参加を呼びかけていくとともに、より市民の興味を惹く講座を考案する。また、従来の昼時間帯にこだわらず、夜間時間帯に講座を開催する。

コラム

知っていますか？ ～ ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病のある方、妊娠初期の方など、見た目にはわかりにくくとも援助や配慮を必要としている方が、周りの方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくなるように作成されたマークです。また、ヘルプカードは、氏名や病名、緊急連絡先などを記載し、障害のある方などが緊急時や災害時、また外出時に困りごとが起こった際に、周りの方に伝え、手助けや配慮を受けやすくするためのカードです。

ヘルプマークを持った人を見かけたら、電車内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動を心がけましょう。また、助けを求めることができず困っている方を見かけたら「何かお困りですか。お手伝いできることはありませんか？」と声をかけ、ヘルプカードに記載されている内容を確認するなどの配慮や支援を行いましょう。

コラム

妊産婦にやさしい環境づくりを ～ マタニティマーク

マタニティマークは、妊婦さんが交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。

妊娠初期は赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにもとても大切な時期です。しかし、外見からは見分けがつかないため、「電車で席に座れない」、「たばこの煙が気になる」など妊婦さんにはさまざまな苦労があります。

このマークを街なかで見かけたら、体調の悪そうな方であれば声をかける、交通機関では座席を譲る、近くでは喫煙を控えるなど、「妊産婦にやさしい環境づくり」を心がけましょう 。

２　多世代が集う場づくり

地域での福祉活動を活性化させるには、支える側も支えられる側も一体となって、外に目を向け、社会や地域とつながることが大切です。近隣での顔の見える関係づくりによるフェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーションを深めるとともに、近隣から地域、地域から市域へとつながっていく福祉のこころを源泉として、世代を超えた交流の場、多種多様な交流の機会を増やすことが求められています。また、老人センター、子育て支援センターや社会福祉施設などについて、社会参加を促す場としての機能を高めるとともに、地域の住民による自発的なサロンの開催や、誰もが気軽に立ち寄ることのできる交流の場づくりを支援していきます。

現状と課題

家庭や職場、学校のみならず、地域での自分の居場所づくりは、生きがいや社会参加にもつながります。地域におけるつながりの希薄化が進む昨今、「気軽に集える場」のニーズはますます高まってきています。

本市においては老人センターが高齢者を中心に地域の人が集い交流できる場として機能するとともに、ボランティア活動の拠点としても機能しています。また、子育て支援センターやつどいの広場においては、子育て中の親が地域で孤立しないよう、親子どうしが交流したり、子育ての不安や悩みを相談できる場として機能しています。さらに、市内の社会福祉施設などにおいては、子ども食堂や学習支援を契機とした子どもの居場所づくりにも取り組んでいます。

地域懇談会においては、集いの場についての多様な意見が寄せられており、子どもと子育て中の親、障害者、高齢者といった特定の層が集まって情報交換できる場づくりはもちろん、子どもから高齢者までの多世代が集える交流拠点が必要といった意見がありました。

今後は、特定のターゲット層に照準をあわせた場だけではなく、障害のあるなしに関わらず集える場、地域生活課題に根ざした多世代の交流・情報交換の場など、地域福祉のこころで人々がいつでも集えるあらゆるタイプの場の創出が望まれます。

施策の展開

① 社会参加の場の提供

あらゆる人が役割をもち、支えあいながら自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現が提唱されています。高齢者、障害者、子育て中の親など地域に暮らすすべての人が孤立することなく、その人が本来もっている力を引き出せるよう（＝エンパワメント）、積極的に社会参加できる場を提供していきます。また、社協ＣＯＷやＣＳＷなどを核として、地域特性を活かした多様な場の創出を推進します。

主な事業	事業概要	今後の方向性
シルバーボランティアセンター事業 【社会福祉協議会】	高齢者ボランティアと協働することで、ボランティア活動の場を提供し、利用者間の交流を図るとともに、生きがいをもって社会に貢献できる人材の育成を行う。	クラブ活動や教室などで学んだことをボランティア活動として活かせる場づくり（初心者向けの囲碁・将棋・卓球などを利用者が講師となって教えるなど）を行う。
社協ＣＯＷやＣＳＷなどの活動を通じた交流促進 【社会福祉協議会】	社協ＣＯＷやＣＳＷなどによる地域へのアウトリーチをきっかけに、さまざまな交流を図ることのできる環境を積極的に創出するよう働きかける。	地域とより密接な信頼関係を構築しながら、地域特性を考慮した共生型や世代間交流の場の創出を働きかける。

② 共生型の交流、多世代交流の促進

障害のある人もない人もすべての人が共に生きる地域社会において、障害への理解をさらに深めるため、誰もが参加できるイベントなどにより、高い感受性の醸成、共生型の交流を促進していきます。また、子どもたちが大人と交流できるように、学校園の行事や総合学習の時間を活用し、体験学習などの実施を推進するとともに、昔遊びなどを通じた子どもたちと高齢者との交流の場を設けるなど、多世代交流を促進します。さらに、高齢者が培った社会経験を地域において活用するなど、支える側も支えられる側も、持てる力を引き出し、互いが助けあえるような地域づくりを支援していきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
障害者理解啓発事業 【障害施策推進課】	障害の有無に関わらず参加できる地域交流イベントとして「ふれあいのつどい」を毎年開催するとともに、駅頭での啓発活動を行っている。	障害当事者や関係機関の声を聴きながら、より効果的な理解啓発の方法を検討する。また、当事者や地域住民が主体となって行う地域交流や社会参加促進に向けた活動も支援していく。
地域交流事業 【障害施策推進課】 【社会福祉事業団】	当事者との関わりを通じた啓発活動や障害者の社会参加及び自立的活動を支援し、ふれあいの場づくりを推進する。	利用ニーズの増加に応えるため、他機関との連携や事業コーディネートを積極的に進め、事業の充実、拡大を図る。また、障害者やその家族、地域住民などが取り組む自発的活動についても支援を行う。
食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業 【子ども家庭課】	子どもの居場所が広がるように、いわゆる「子ども食堂」を運営する団体などに対し、安全・安心に資する費用等、事業に要する費用の一部を補助することにより、「子ども食堂」の新規開設や活動促進を図る。	さまざまな子どもに対し、食育や貴重な団らん、地域における居場所確保の機会を提供するため、市の関係部局や関係機関を通じて情報を提供していく。また、支援が必要な子どもを発見した場合には市の相談機関へ「つなぐ」役割を担えるように、子ども食堂を運営する団体に研修などを進めていく。

主な事業	事業概要	今後の方向性
学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業 【子ども家庭課】	子どもの居場所が広がるように、学校の宿題や自主学習の補助を行うことで、学習習慣の定着を目的とする事業。併せて、レクリエーションや施設利用者との交流なども実施する。	さまざまな子どもに対し、学習支援を通じた地域における居場所確保の機会を提供するため、市の関係部局や関係機関を通じて情報を提供していく。また、支援が必要な子どもを発見した場合には、市の相談機関へ「つなぐ」役割を担えるように、事業を実施する社会福祉施設などに研修などを進めていく。

コラム

切れ目ない支援をめざして
～ 東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」

東大阪市立障害児者支援センター　レピラは、障害児者がひとりの市民として地域で安心して豊かに暮らしていけるために支援をする施設として、平成２９年４月にオープンしました。

レピラでは、ライフステージに沿って子どもから大人まで「児者一貫」の切れ目のない支援を行うために相談、通園、通所、医療などを柱にさまざまな専門機能を備えています。

また、障害福祉関係機関や病院をはじめとする地域のネットワークの中核を担っており、本市における障害児者福祉の拠点として機能しています。今後、さらなる機能の充実に向けた取り組みが期待されています。

コラム

子どもの居場所が広がるように
～ 子ども食堂・学習支援

「子どもの居場所」とは、地域の子ども達が気軽に参加でき、一緒に遊び、落ち着いて過ごせるような、子ども達の発想や思いが大切にされる居場所のことです。

地域のさまざまな子ども達を対象とした交流の拠点として「子どもの居場所づくり」が行われていますが、代表的な「子どもの居場所」として、子ども食堂や学習支援があります。

子ども食堂は、子ども達が食を通じた団らんの中で子どもどうしや地域の大人と関わることができる場であり、その多くがボランティアによって運営されています。学習支援は、地域のボランティアによる取り組みや、市も地域の社会福祉法人等と協力し、宿題や自主学習などの支援による学習習慣の定着をめざした子どもの居場所づくりを支援する取り組みを行っています。それぞれ、まだまだ課題はありますが、市としても、安全・安心な子どもの居場所が市内で広がるように、取り組みを支援していきます。皆さまも、改めて地域の活動や身近な子ども達の様子を気に留めてみてください。

３　ボランティア・ＮＰＯなどの活性化

地域福祉の推進には、地域住民、地域団体、福祉分野の専門機関や専門職のみならず、ボランティアや福祉・保健・医療分野から住宅、教育、商工業等の分野に至るＮＰＯまで、地域の住民や組織に所属するさまざまな人々、関係機関の協力が必要です。

ボランティア活動は、強制や義務で行うのではなく、自分の考えで参加し、取り組むものであるゆえに、多様な問題に柔軟に取り組むことができ、人の心に働きかける力を持っています。ボランティア人材やＮＰＯなどの団体による活動を通じて、地域福祉をさらに推進していきます。

現状と課題

社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターでは、市内におけるボランティア活動の拠点として、ボランティア基金の拡充やボランティアに関する講座・ボランティアどうしが集うサロンの開催、情報の提供、市民への啓発などを行っています。

市民アンケート結果では、地域における支えあいといった地域活動やボランティア活動に参加したことのある人は２割程度と過去の調査から減少傾向にあり、地域懇談会においても、ボランティア層の高齢化や後継者不足が指摘されました。

しかし、地域活動・ボランティア活動に参加しない理由としては、「どんな活動があるかわからない」、「一緒に活動する仲間がいない」と回答した人の割合が比較的高く、活動意欲はあるものの、その意思をうまく活用できていないといった課題が明らかになり、その傾向は特に若い世代に多く見られました。本市には数多くの大学が立地していることから、学生をはじめとした若い世代にボランティアの機会を提供し、社会貢献に対する意識の醸成を図るためにも、より一層の情報提供や気軽に活動しやすい体制の整備が求められています。

また、事業所・団体アンケートでは、地域と関わる活動や地域貢献への取り組みを行っている割合が約９割と、多くの事業所・団体で地域に根付いた貢献活動を行っています。一方、「地域との関係が築けていない」ことや、「手法が分からない」といった理由から活動ができていない事業所・団体もあり、より一層取り組みやすい環境づくりに努める必要があります。

施策の展開

① 活動の基盤づくり

市民がボランティアに関心を向け、さまざまな活動に気軽に参加できるよう、社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターの基盤を整備していきます。また、身近な地域での福祉活動に携わるボランティア人材の組織化を進めるとともに、地域の団体やＮＰＯなどが連携できるよう支援し、市民福祉活動を推進する中核的なプラットフォーム機能を充実していきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
ボランティア・市民活動センター基盤整備事業 【社会福祉協議会】	ボランティア活動の拠点としての会場、機材の貸出や基金の拡充、サロンの開催、ニーズの把握などを行い、ボランティアが活動しやすい体制を構築する。	貸し出せる会場に限りがあるため、活動に支障が生じないよう調整を行い、活動を推進していく。
地域型ボランティアセンター 【社会福祉協議会】	老人センターにボランティアセンターのサテライトを設置することにより、市民が身近な地域でボランティア活動をしやすい環境をつくり、活動の活性化を図る。	老人センター（東・中・西地域）ごとに、それぞれの特性や地域性を取り入れた独自のボランティア活動メニューの開発に努める。

② 担い手の育成

今後ますます増加する福祉ニーズに対応するため、福祉専門職の育成を図りつつ、ボランティアやＮＰＯの活動を推進し、さまざまな担い手による福祉活動を活性化していきます。ボランティア活動の活性化のためには、ボランティアの育成や活動機会の充実は欠かすことができません。若年層や勤労者層、元気高齢者など多様な層にボランティアの意義を理解し、参加してもらえるよう、ボランティアの育成の場づくりや活動に関する情報提供を充実していきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
介護予防活動ボランティアの養成 【地域包括ケア推進課】	楽らくトライ体操推進員養成講座など、介護予防活動を推進するための介護予防活動ボランティアの人材育成を行う。	実践練習の場として、楽らくトライ体操教室を毎月開催し、活動経験が豊富な会員とともに、経験に合わせて段階的に実践練習を行う。
ボランティア養成事業 【社会福祉協議会】	ボランティアを養成するためのさまざまな研修を行い、地域福祉活動の担い手やリーダーの確保・育成を図る。	養成講座修了後、ボランティア登録しやすい体制づくりに努める。
小地域ネットワーク活動　ボランティア講座 【社会福祉協議会】	ボランティア養成講座を社会福祉協議会と校区福祉委員会がタイアップして実施し、地域福祉活動の新しい人材を養成する。	ボランティア養成講座の開催を働きかけて、人材養成に努める。
災害時支援ボランティアの登録 【社会福祉協議会】	市内で大規模災害が発生した場合や近隣の市町村で災害が発生したときに、ボランティア活動を円滑に、安心して行えるように、ボランティア登録制度の啓発・推進を行う。	今後は、高校、大学と連携し、若い層のボランティア登録も視野に入れた災害ボランティア養成講座を開催する。

③ ボランティア・ＮＰＯに関する取り組みの充実

ボランティア・ＮＰＯに関する情報を幅広い層の人々に発信し、興味や参加意欲を高めることで、実際の活動につながる機会をさらに充実していきます。また、ボランティア・ＮＰＯに対して、組織運営や助成金、コミュニティビジネスに関する情報提供を行うなど、各グループの活動を支援していきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
地域まちづくり活動助成金 【NPO・市民活動支援課】	地域資源の活用や地域課題の解決に向けたまちづくり活動の活性化を図り、わがまちとして愛着と誇りの持てる市民主体の魅力ある地域づくりを目的として助成金を交付する。	助成金交付団体だけではなく、新たに活動を検討している団体などに向けた講座を実施することで、実際の活動につながるよう支援を行う。
ボランティア連絡会、委員会などの開催 【社会福祉協議会】	ボランティアおよびボランティアグループ相互の連絡・調整を図り、組織的に市民へのボランティア活動の啓発を行う。	担い手となる役員や人材を確保するため、ボランティア連絡会の周知を図る。
広報啓発活動 【社会福祉協議会】	広報紙やケーブルテレビ、テレフォンガイド「テレサ」などの媒体の活用や東大阪市ふれあい祭りへの参加により、ボランティアの活動団体や活動内容について市民にＰＲを行う。	提供する情報のマンネリ化からの脱却を図りつつ、ＩＣＴなどの最新の技術を取り入れ、有益な情報をタイムリーに発信する。
小地域ネットワーク活動　ボランティアとの連携 【社会福祉協議会】	小地域ネットワーク活動実施校区と連携し、ボランティアが食事会、いきいきサロン、子育てサロン等で演芸などを披露する。	社会福祉協議会のウェブサイトや広報紙などにより、ボランティアセンターに未登録のボランティアグループに呼びかけ、加入を促進する。
ファミリー・サポート・センター 【社会福祉協議会】	子育ての援助をしたい方（援助会員）と援助を受けたい方（依頼会員）の相互援助ネットワークを組織し、地域全体で子育てしやすい環境を整備する。	援助会員の確保を図るため、援助会員養成講座の啓発を図る。

④ 学校、企業などとの交流・連携

地域福祉の推進にあたっては、学校や企業も重要な担い手のひとつです。さまざまな担い手による地域福祉の取り組みは、地域全体を活性化させ、市民の生活を向上させることにもつながります。学校や企業などとの協働に向け、交流や連携を図る機会と場づくりを進めます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
総合的教育力活性化事業 【青少年スポーツ室】	学校・家庭・地域が連携しながら、子どもの「生きる力」を育むことを目的とし、全中学校区に学校関係者・ＰＴＡ・自治会・青少年育成団体などの地域教育関係者で構成する地域教育協議会を設置している。	「地域の子どもを地域全体で育てる」という理念に、「市の子どもを市で育てる」という１段階昇華された理念を加えられるよう、意識を醸成していく。

第５章　ひろげよう！福祉活動とネットワーク

地域福祉ネットワークを形作るのは、人と人との「つながり」です。日頃からの近所における「あいさつ」や「声かけ」はそのような「つながり」のきっかけとなるもので、こうした活動の積み重ねにより蒔かれた種が、やがて大きなネットワークとして花開きます。重層的な地域福祉ネットワークをつくり上げていくため、地域の関係者が一体となって取り組む、見守りや支えあいの活動を推進していきます。

１　地域福祉活動の拡大と浸透

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、自分たちが暮らす地域や周りの人々に関心を持ち、地域の多様な主体が地域における課題を「他人事」ではなく、「我が事」として把握・共有し、解決を試みる体制を整備する必要があります。近隣において日頃からあいさつを交わすなど、コミュニケーションを図り顔の見える関係づくりを進めることで、親近感が生じ、近隣の人や地域への関心が高まります。このようにして、互いの絆を深めながら、自分たちの暮らす地域を住みよいまちにしていくための福祉活動を実践していくことが求められています。

また、住民の身近な地域が、人々のつながりにより、さらに広い範囲に広がっていくことによって、重層的な地域福祉ネットワークの構築を進めていきます。

（１）地域福祉活動の拡充

現状と課題

地域で暮らす人にとって、最も身近な圏域である隣近所や小学校区では、自治会、民生委員・児童委員、校区福祉委員会、老人クラブなどが身近な地域福祉の担い手として地域での見守り活動をはじめ、住民どうしの交流の場を設定するなど、地域住民に最も近いところで、支援の必要な人の発見や地域生活課題の把握、その解決に向けた取り組みなどを行っています。そして、それらの活動からさらに中学校区単位で情報の共有化が行われ、重層的なネットワークを構築し、地域福祉活動を活性化しています。

しかし、市民アンケートにおいては、「近所の方に対してお手伝いなどをすることがありますか」、「近所の方に対してお手伝いをしてほしいことがありますか」の問いに対して回答のあった割合がいずれも３割に満たないという結果でした。また、近所づきあいの状況について尋ねた問いについて５年前と比較すると、「近所の仲の良い人とよく行き来している」が減少し、「近所づきあいをほとんどしていない」が増加しており、住民相互の支えあい、助けあいの精神の希薄化が進んでいるといえます。さらに、地域懇談会においても、地域におけるつながりが弱くなっているという意見が多くあり、「地域での顔の見える関係づくり」の重要性や「助け上手・助けられ上手な関係づくり」を

していく必要性が述べられました。

一方、事業所・団体アンケートでは、地域と関わる活動や地域貢献に取り組んでいる事業所・団体が約９割となっており、地域福祉意識の浸透がうかがえます。

今後、地域における支えあいの関係づくりを強化していくためには、自治会、民生委員・児童委員、校区福祉委員会、老人クラブなどの活動と地域住民、事業所などの連携が不可欠です。こうした地域資源を有機的に結びつけるため、各リージョン区単位に配置された社協ＣＯＷが地域の中でさまざまな活動に関わりながらコーディネート機能を発揮しています。地域福祉活動をさらに活性化させるため、関係機関や地域住民をまきこみながら、より一層連携を強化し、地域特性に応じた活動を充実していく必要があります。

施策の展開

① 近隣住民による支えあいの強化

地域で支援を必要とする人を「発見する、相談に応じる、見守る、支援する」ため、地域住民の福祉意識の向上を図りつつ、身近な人どうしの支えあいを推進し、「地域の福祉力」の向上を図ります。また、地域住民を主体に、自治会、民生委員・児童委員、校区福祉委員会、老人クラブなどの連携を強化します。

主な事業	事業概要	今後の方向性
民生委員・児童委員による相談対応 【生活福祉室】 【子ども家庭課】	地域住民の身近な相談窓口であり、指導、調査などの自主的な活動や、福祉事務所などへの協力活動を行う。	活動の負担軽減に向けた支援体制の強化が必要である。また、民生委員・児童委員の活動内容を広く周知する。
母子福祉推進委員による相談対応 【子ども家庭課】	概ね各小学校の通学校区を担当地区として配置され、母子家庭の母や寡婦からの相談対応、情報提供を行う。	年に１度、母子福祉推進委員に対して研修を実施。母子福祉推進委員としての活動のあり方や、市のひとり親施策について啓発を促していく。
支えあい体制づくり 【社会福祉協議会】	介護基盤緊急整備等特例基金を活用し、地域で高齢者や障害者の見守りや居場所づくり、社会参加の促進を図るなど支えあう体制づくりを行う。	引き続き、見守りや居場所づくり、社会参加の促進を図る。

② 地域福祉活動のコーディネート機能の強化

社協ＣＯＷが地域のさまざまな活動に積極的に関わることを通じて、地域住民や福祉の専門職との連携を強化します。また、それぞれのニーズを反映しながら、地域特性に応じた活発な活動を企画・調整し、推進していきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
社会福祉協議会地域担当職員（COW）の配置 【福祉企画課】 【社会福祉協議会】	地域を担当する職員を配置することにより、自治会、民生委員・児童委員、校区福祉委員会、老人クラブなどとの連携を深め、ボランティア活動や地域住民による福祉活動を支援する。	複合多問題ケースが増加する中、引き続き、地域とより密接な信頼関係を構築し、地域課題の発見や支えあいのネットワークづくりに努める。

③ 地域福祉活動の基盤づくり

支援を必要とする人を支えあう身近なネットワークを強化するため、日頃から、地域の資源や特性を活かした福祉のまちづくりを進めていきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
リージョンセンター公民協働事業 【NPO・市民活動支援課】	市民プラザを拠点に、市と市民が協働して行う事業に対して助成金を交付しており、企画運営委員会において、プラザの事業に参加する市民の中から、事業への参画や企画する人を増やす取り組みを行っている。	リージョン区を超えた委員どうしの意見交換の場を設けることや、子どもたちや地域で活躍する他の団体と協働した事業を進めることで、委員の負担を軽減し、新たな企画を生む環境を整備していく。
赤い羽根共同募金 【社会福祉協議会】	高齢者、障害者、子どもなどに対する地域福祉活動を充実・強化する。また、災害時における災害ボランティアセンターの設置、運営に役立てるため募金運動を行う。	募金額が減少しないように、継続的な啓発活動を行っていく。

（２）小地域ネットワーク活動の活性化

現状と課題

最も身近な福祉のネットワークにおいては、小地域（概ね小学校区）を単位として、校区福祉委員会による小地域ネットワーク活動が展開されています。小地域ネットワーク活動においては、声かけ・見守り活動などの個別援助活動や、ふれあい食事会、いきいきサロン、世代間交流、子育て支援活動、介護予防教室などのグループ援助活動といった日常的な活動から、認知症サポーター養成講座、災害時に備えての防災訓練など、さまざまな取り組みが進められています。

こうした行政では担いきれない、地域に根ざしたきめ細かな事業展開を行うことは、SOSを自ら発信することができない人の早期の発見といった、地域における支えあいの精神や共助力を強化する一助となっています。

小地域ネットワーク活動の認知・理解度は向上してきていますが、新たな担い手が不足し、活動に携わる人が固定化しているといった課題も聞かれます。

「地域共生社会」の実現に向け、地域住民の生活実態の把握に努め、地域生活課題を共有し解決への取り組みを進めることが求められます。支援の必要な人が地域の中で孤立しないよう、また、困った時に地域で気軽に相談できるよう、日常の見守りや声かけなどの活動を広げ、市民・団体・関係機関・行政などが協力しながら、地域で支えあえるしくみづくりを進める必要があります。

施策の展開

① 地域住民を主体とした福祉のネットワーク化の推進

小地域ネットワーク活動の活性化に向け、社会福祉協議会との連携のもと、地域住民を主体とした持続的な見守りや援助活動などといった地域に根ざした組織的な活動を支援していきます。また、より多くの人に、参加者としてだけではなく、担い手として活動に関わってもらえるような周知にも取り組みます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
小地域ネットワーク活動 【福祉企画課】 【社会福祉協議会】	小地域（概ね小学校区）を単位として、要援護者を対象に、保健・福祉・医療等の関係者と住民が協働して進める見守り・援助活動を行う。	研修会の開催などによる支援者の育成を行い、地域住民の居場所や相談の場としての機能強化を図る。
小地域ネットワーク活動「介護予防事業」 【地域包括ケア推進課】 【社会福祉協議会】	高齢者が要介護状態となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。	関係機関と連携し、小地域ネットワークの他の取り組みとも連動させて、新規参加者の増加と介護予防リーダーの養成に努める。

② 校区福祉委員会の機能強化

校区福祉委員会は、地域内の各種住民組織の構成員を中心に、福祉活動を行うボランティアなどにより構成されており、組織間の連携や協力体制をとりながら、さまざまな活動を行っています。研修会の開催などの支援を通じ、今後、小地域ネットワークが果たす住民に身近な圏域における地域生活課題の把握、解決の場としての機能のより一層の強化を図っていきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
ＣＳＷ・社協ＣＯＷと地域福祉推進団体との連携【社会福祉協議会】	ＣＳＷ・社協ＣＯＷが、地域福祉を推進する団体に対し、分野を超えた連携・橋渡しを行い、地域課題の共有化を通して、地域のコーディネートを行う。	地域を支えるため、分野を超えた専門機関の連携強化を図り、地域課題解決に向けた取り組みを地域の関係者や専門機関と共に検討する。

（３）社会福祉協議会の機能強化

現状と課題

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な担い手として、社会福祉法においては「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置付けられ、住民主体によるさまざまな地域福祉活動を推進し、行政の福祉事業を受託するなど、公共性の高い民間非営利組織として活動してきました。また、地域住民の地域活動への参加を促進し、ボランティア、福祉関係者などの活動主体との連携や調整を行うための役割を担っています。

さらに、公民協働で地域福祉を推進するために、社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」に基づき、行政や自治会、民生委員・児童委員、校区福祉委員会、福祉団体、社会福祉施設、ボランティア・ＮＰＯ、関係機関などと役割分担・連携してさまざまな活動を行っています。

市民アンケートにおいて、社会福祉協議会の認知度は５割程度にとどまっていることから、地域住民の理解と協力を得るためにはさらなる周知が必要であり、多種多様な事業を実施していることを地域にアピールし、取り組んでいる事業の趣旨や意義などについて、啓発していく必要があります。

事業所・団体アンケート結果では、現在、社会福祉協議会と情報交換など連携ができる関係を持っている事業所・団体は ６ 割を超え、今後、関わりを持ちたい事業所・団体は １ 割程度となっておりますが、地域福祉活動の活性化のためには、社会福祉協議会がより積極的に地域福祉ネットワークに関わっていくことが重要です。

本市の社会福祉協議会は、福祉関係団体の連絡調整や団体の運営・事業推進のための支援を行っており、今後も、本市における地域福祉の中間支援組織として、福祉のプラットフォーム機能やコーディネーター的役割を担っていくことが求められます。

施策の展開

① 地域福祉のコーディネーター機能の強化

公共性の高い民間組織である社会福祉協議会は、福祉関係の団体・機関をつなげる力を持っています。本市の地域福祉の推進を担う中間支援組織として、社会福祉協議会の役割を市民に周知するとともに、組織や分野を超えた連携・協働によるコーディネート機能を強化していきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
校区福祉委員会活動 【社会福祉協議会】	地域内の各種住民組織の構成員を中心に福祉のまちづくりを進めようと活動するボランティアなどが、住民の身の回りで起こっている福祉課題の解決のためにさまざまな活動を行う。	研修会の開催などにより、福祉課題を解決していく支援者の育成を図る。
ボランティア活動の支援を通じた地域福祉ネットワークの強化 【社会福祉協議会】	市民のボランタリーな活動を支援し、その活動においてボランティアならではの力が発揮できるよう、ボランティアニーズの需給調整を行う。	既存のボランティアグループ活動を継続するための担い手の発掘や養成する講座などについて検討していく。
老人センターを通じた地域福祉ネットワークの強化 【社会福祉協議会】	老人センターを拠点として、シルバーボランティア事業を展開する。また、ボランティアに対しての活動支援を図り、地域福祉活動のコーディネートを行う。	シニア地域活動実践塾受講者などに対し、支援型ボランティアを育成する。また施設のニーズに合ったボランティア育成を行う。

② 各種支援組織のプラットフォーム機能の強化

社会福祉協議会は、福祉関係団体の事務局機能を有し、連絡調整をはじめ、それぞれの団体の運営・事業の支援を行っています。この機能を活用し、地域福祉のプラットフォームとして、各団体・組織間の連携を支援し、横断的で有機的な地域福祉を推進します。

主な事業	事業概要	今後の方向性
各種福祉団体の事務局機能を通じた地域福祉のプラットフォーム機能の推進 【社会福祉協議会】	市内の福祉団体の事務局を担い、各団体の円滑な活動の推進を図る。	引き続き、各団体が円滑に活動できるよう努める。
ボランティア活動におけるプラットフォーム機能の推進 【社会福祉協議会】	老人センターを拠点として、シルバーボランティア事業を展開。定例会などを開催し、ボランティアグループの活動支援を行う。	ボランティア養成講座を開催し、新規グループの立ち上げや既存のボランティアグループの会員増加につなげていく。

主な事業	事業概要	今後の方向性
地域福祉ネットワーク推進会議の開催 【社会福祉協議会】	多種多様な関係機関・専門職と連携強化を図り、「制度の狭間」の問題や、複合多問題を抱える人に対して、適確かつ迅速に対応できるネットワーク・プラットフォームの構築をめざす。	会議内容の充実と地域参画の働きかけを行う。

③ 地域福祉に関する情報発信力の強化

社会福祉協議会には、住民のボランティア活動だけでなく、地域福祉プラットフォームとして関わりあいのある組織・団体を含め、地域住民との協働や連携によるさまざまな活動にかかる情報が集まっています。これらの情報を効果的に発信し、活動のさらなる活性化をめざします。

主な事業	事業概要	今後の方向性
さまざまな情報発信ツールの利用・促進 【社会福祉協議会】	広報紙やウェブサイトなど、市民が必要とする福祉情報を発信できるよりよい手段を検討し、また、情報の精査と充実を図る。	数多くの情報発信ツールが存在する中、どのツールの活用が有効かを検討し、従来以上の情報発信に取り組んでいく。

２　地域福祉ネットワークの強化

公的機関や社会福祉法人をはじめとするさまざまな機関は高齢、障害、子どもなどそれぞれの分野において、支援を必要とする人への福祉サービスを提供していますが、少子高齢化や、核家族化の進行による地域のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く環境の変化により、地域住民の抱える地域生活課題は複雑化、多様化しています。

例えば、介護と育児に同時に直面する世帯、高齢の親とひきこもりの子の世帯といった複数分野での課題を抱えた世帯に対しては、従来の「縦割り」の福祉サービスだけでは対応が難しくなっています。

また、これまでの制度では十分な支援が行き届かない、いわゆる「制度の狭間」の問題が明らかになっており、そのような課題に、関係機関が迅速かつ適切に対応するためには、分野を超えた専門機関どうしの連携が不可欠であり、地域住民や地域における支援者、社会資源などとも連携し、さまざまな人が絡み合った重層的な地域福祉ネットワークを構築していく必要があります。

現状と課題

本市では、専門機関どうしの「顔の見える関係づくり」を進めるため、平成 24 年度から地域福祉ネットワーク推進会議を開催しており、行政や地域福祉の推進に関わる専門機関、事業所が分野を超えて交流し、意見交換をすることで、さらなる多職種連携の強化をめざしています。

事業所・団体アンケートにおいては、「地域や関係機関と連携・協働する上で行政に期待すること」として、「連携・協働のきっかけづくり」という意見が最も多く寄せられました。また、地域福祉ネットワーク推進会議へ参加したいという事業所・団体も５年前と比べて増加しており、継続して分野を超えた連携を推進していくことが求められています。さらに、地域懇談会においては、専門職だけでなく地域住民を交えての地域福祉ネットワーク推進会議の開催を希望する声も聞かれました。

今後は地域福祉のコーディネーターとしての役割を担っている社協ＣＯＷやＣＳＷと連携しながら、分野を超えたさらなる連携が促進される包括的な支援体制を整備していく必要があります。

施策の展開

① 地域福祉ネットワークの連携強化

複雑・多様化する地域生活課題に対応するため、関係機関が日頃から意思疎通を図れる環境づくりを進めます。また、地域福祉ネットワーク推進会議などを一層充実し、分野を超えた横断的な連携のさらなる強化にも努めます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
地域福祉ネットワーク推進会議 【福祉企画課】 【社会福祉協議会】	専門機関や地域の支援者が分野を超え、日頃から顔の見える関係づくりを行うことで、多職種連携のさらなる強化を図る。	地域生活課題が多様化、複雑化する中、多職種連携の重要性が高まっている。地域住民を含め、より多くの関係機関の参画を促すなど、地域におけるネットワークのさらなる強化に努める。
自立支援協議会 【障害施策推進課】	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として地域の関係機関のネットワークを構築する。	協議会、部会のあり方などについても議論し、各会議の役割分担を明確化する。
高齢者地域ケア会議 【地域包括ケア推進課】	高齢者が住みなれた地域社会で安心して暮らせるよう、関係機関、事業者などが意思疎通を深め、共通する問題を協力して解決する取り組みを通じ、高齢者支援に関わる諸活動を総合的に調整推進する。	地域課題の把握とシステムの構築、関係団体との情報共有を進め、多様な組織との連携強化を図る。また、各地域で社会資源の見える化としてマップ作成に取り組み、高齢者への情報提供ができるよう努める。
こどもの発達支援ネットワーク協議会 【子ども見守り課】	子どもの障害の早期発見と発達支援並びにその家族を支援することを目的として、福祉・保健・教育の各機関が有する情報の共有、機関連携の強化と療育システムの充実を図る。	定期的な連携会議を開催、多角的な支援の構築を図る。また、ライフステージに応じた適切な支援が受けられるよう相談・療育体制の充実を図り、自立支援協議会とも連携を図る。
こころの健康推進連絡協議会 【健康づくり課】	精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と、社会経済活動への参加の促進のために必要な支援を行い、市民のこころの健康の保持及び増進を図る。	協議会をはじめ各部会において、参加者の意見を反映した議題を積極的に選定するなど、主体的に関わりやすい会議を開催する。地域ネットワーク強化のため今後も継続する。

② ＣＳＷの機能強化

ＣＳＷは、援護を要する人やその家族、既存の制度では対応が難しい「制度の狭間」におかれた人などのさまざまな相談に応じ、民生委員・児童委員、校区福祉委員会、自治会などの地域の支援者や各分野における関係機関と連携しながら、分野横断的な支援機能を果たしています。複合的な地域生活課題を解決する上で、相談支援の包括化（＝丸ごとつながること）は、非常に重要であり、その中核的な機能をＣＳＷが担っています。今後、研修の充実などにより、ＣＳＷのより一層の専門性・相談スキルの向上を図っていきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
コミュニティソーシャルワーカー配置事業 【福祉企画課】	援護を要する人からの相談に応じ、専門機関へのつなぎなどを行うとともに、地域の福祉課題を把握し、社協ＣＯＷと連携しながらセーフティネットの体制を構築する。	今後、複合的で複雑な課題を抱える事例の増加が予想される中、幅広い専門機関が連携できるネットワークづくりを社協ＣＯＷとともに主導して進めていく。

コラム

「顔の見える関係づくり」をめざして ～ 地域福祉ネットワーク推進会議

地域福祉ネットワーク推進会議は、制度の狭間にある方や、複合的な問題を抱えた方に対して円滑に支援できるよう、分野を超えた専門機関どうしの「顔の見える関係づくり」を目的としています。

社協ＣＯＷやＣＳＷなどの働きかけにより、本会議の認知度や参加事業所数は増加してきており、また、参加者からも「複合多問題を抱える人に対して多職種で連携しながら支援することができた」、「他分野の業務内容を理解していたことから、専門外の相談を受けた際もスムーズに適切な窓口へつなぐことができた」といった声が寄せられています。

コラム

地域の身近な福祉の相談窓口 ～ いきいきネット相談支援センター

地域の身近な相談窓口として、ＣＳＷの活動拠点となる「いきいきネット相談支援センター」を市内１０か所に設置し、さまざまな福祉課題に対する相談対応を行っています。また、ＣＳＷが月に１回市民プラザへ出張して「福祉なんでも相談」を実施しています。

相談に応じるＣＳＷは、相談に来られる方の身体の状態や家庭の状況をお伺いすることで課題の本質を探り、関係機関や地域の方と連携し、相談者の思いに寄り添える支援を実施するように心がけています。

暮らしの中で困りごとがあり、どこに相談すればいいかわからない方はお気軽にご相談ください。

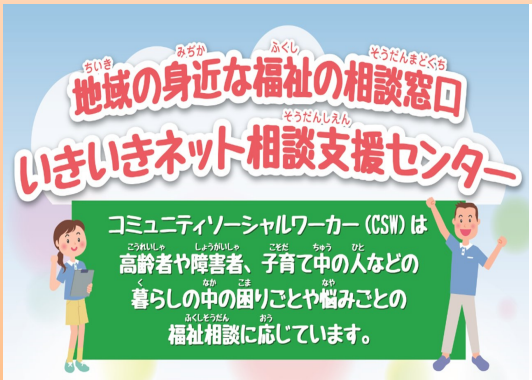

第６章　　まもろう！地域力による防災と防犯

近年は地震や台風などの災害が相次ぎ、各地で大きな被害をもたらしました。また、高齢者などを狙った特殊詐欺などの被害も頻発しています。そのような中、災害や犯罪に強い福祉のまちをつくるためには、地域住民が主体的に協力して課題を解決する力、すなわち「地域力」を高めることが重要です。こうした「地域力」を土台として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる、安全、安心な福祉のまちづくりを進めていきます。

１　災害に強い福祉のまちづくり

地域住民が安全に暮らしていくためには、災害などによる危険を想定した普段の訓練や備えが必要となります。大規模災害発生時には、市全域が甚大な被害を受けることが想定されるため、発災直後には「公助」が十分に機能せず、行政による支援が住民一人ひとりに行き届くまでに一定の時間を要することが予想されます。一人ひとりの命と生活を守るためには、自ら備える「自助」、近隣や地域の人たちの助けあいによる「共助」が重要となります。

自助、共助の力を高めるには、一人ひとりが日頃から災害に備えるよう啓発活動を行うとともに、いざというときに地域で助けあえるよう、普段からの交流が大切です。また、避難誘導や避難支援に向けた避難行動要支援者名簿制度を推進するとともに、いざというときの助けあいに向け、災害ボランティアセンターの充実を図ります。こうした防災力の向上により、災害に強い福祉のまちづくりを進めていきます。

現状と課題

本市では、災害時に自力での避難が困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者の情報を集約した避難行動要支援者名簿を作成することで大規模災害の発生に備えています。また、そのうち地域の支援者への情報提供に同意する旨を申し出た人の情報を、民生委員担当区域や単位自治会ごとにまとめ、平常時から、民生委員や自治会長、校区福祉委員長などに提供し、情報を把握してもらうことで、災害時の避難支援に役立てています。市民の意識の高まりや、民生委員や自治会、校区福祉委員会などの活動や福祉関係事業所からの呼びかけにより、同意者数は増加していますが、今後も真に支援を必要とする避難行動要支援者を中心に同意・登録を促進していく必要があります。

市民アンケートにおいては、関心のある地域活動、ボランティア活動の講座として、災害時対応ボランティア講座が最も高い結果となりました。また、日頃からの防災への取り組みについての問いには、災害時の避難場所や避難経路の認知度、緊急避難セットや非常食の常備状況など多くの項目で ５ 年前の数値を上回り、防災意識の向上がうかがえます。

また、事業所・団体アンケート結果からは、大規模災害の際に想定する地域への支援

活動として、サービス利用者の安否確認、避難活動時における地域との連携、地域の一般の方の一時避難スペースの提供などに意欲的であり、大規模災害への平常時からの備えとして、水や非常食の備蓄への意識の高まりがうかがえます。

一方、災害時の避難行動や避難生活に不安を感じている人は 7 割を超え、また、日頃から地域の防災訓練に参加している人が 1 割に満たないといった課題も明らかになりました。また、地域懇談会においても、地域協働による防災のまちづくりの重要性に関する指摘が多くみられ、平常時からの備えが大事であり、日頃から近隣との交流を増やし、助けあえる関係づくりをしておく必要があるといった意見などが出されました。避難支援にあたっては、特に障害者や高齢者などに配慮が必要であるという声もありました。

地域での助けあいの環境づくりを進めるため、市や社会福祉協議会では、「地域支えあい体制づくり事業」の一環として「救急医療情報セット」を配布し、災害時や救急時に必要となる情報が支援者にわかるような形での備えを進めています。また、要配慮者の特性に応じた支援が円滑に行えるよう、情報をまとめたガイドブックを作成し、周知を図っています。

さらに、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターを拠点として、災害時に活動できるボランティアの募集、登録、育成を通じて、災害が起こったときの人材を確保しておくことにより、機動力のある対応をめざしています。

今後も日頃からの交流を促進し、当事者を交えた訓練を実施するなど、いざというときに助けあえる近隣関係を構築し、また、地域において活動している消防団や自主防災組織とも連携しながら、地域ぐるみでさらなる防災力の向上をめざす必要があります。

施策の展開

① 行政と地域の情報伝達体制の整備

災害発生時に、迅速かつ的確な避難支援が行えるよう、情報伝達体制を整備します。また、障害者や高齢者、日本語の不自由な外国籍住民など、情報を得ることが難しい人にも配慮した情報発信に努めていきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
防災関連情報の伝達 【危機管理室】	防災関連施設における機器の整備や個人情報の取り扱いなど情報通信体制の整備を行うとともに、災害に関する情報や被災者に対する生活情報を伝達できるよう広報体制の整備を行う。	適切に防災関連情報の伝達を行うため、地域防災計画において各部局の役割を明確にし、庁内で連携して広報活動を促進する。
要配慮者調査員 【福祉企画課】	大規模災害が発生した場合に避難行動要支援者の安否確認の状況を各避難所において集約し、その状況を報告することを主な任務とする要配慮者調査員を任命する。	引き続き関係部署と調整しながら任命および従事内容の整理を行う。

② 避難行動要支援者名簿制度の推進

大規模な災害が発生した時は、公的機関だけでは十分な支援が行えないことも想定され、地域で助けあう「共助」が重要となります。本市では、高齢者や障害者など自力で避難することが困難な方について、地域の方々による安否確認や避難支援に役立てるため避難行動要支援者名簿を作成していますが、引き続きわかりやすい制度周知に努めるとともに、地域の支援者への情報提供に未同意の避難行動要支援者についてさらなる同意・登録勧奨を進めていきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
避難行動要支援者名簿制度 【福祉企画課】	大規模災害発生時に支援が必要な方のうち、予め同意のあった方の情報を地域の支援者に提供することで、避難支援や安否確認などに役立てる。	引き続き、当該名簿の同意・登録の勧奨を継続しながら、関係機関や民生委員、自治会、校区福祉委員会といった地域のネットワークによる重層的な支援ができる環境整備を行う。

③ 地域での助けあいのしくみづくりと特性に応じた支援方法の啓発

災害時に地域で助けあうために、要配慮者の特性に応じた支援方法や地域の危険箇所を周知するなど、地域の防災力や防災意識を向上させるための環境づくりを進めていきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
地域版ハザードマップ作成事業 【危機管理室】	地域の防災意識向上のため、地域ごとの災害特性に応じた地域版ハザードマップを作成するよう、自主防災会に働きかける。	引き続き、自主防災会へハザードマップ作成について働きかける。また、地域版ハザードマップを作成済みの自主防災会には、必要に応じて更新作業を行うよう促す。
救急医療情報セット 【社会福祉協議会】	災害時や救急時の際に必要となる情報を支援者にわかるような形で記入できるカードを配布し、それをペットボトルなどに入れて保管してもらうことで、日頃からの備えと迅速な救急活動に役立てる。	救急医療情報セットの目的を正確に周知するとともに、地域の中で救急医療情報セットの管理ができない方の発見や支援につながるようなシステムを構築していく。
災害時支援マニュアルの作成 【社会福祉協議会】	大規模災害時に要配慮者の特性に応じた支援が円滑に行えるよう、当事者や支援者向けのガイドブックを作成し、平常時より周知を図る。	地域の防災学習会などに、若い層が参加できるよう地域とのネットワークの強化に努める。

④ 福祉的配慮による避難所の整備

災害発生時の避難所での生活において、障害者や要介護の高齢者、医療的ケアが必要な人、日本語の不自由な外国籍住民、妊産婦、乳幼児などに対しては、個別にさまざまな対応が必要となります。避難所のバリアフリー化や専用スペースの確保、福祉避難所の設置など、福祉的な配慮に基づく環境整備を推進します。

主な事業	事業概要	今後の方向性
避難スペースの確保と物資の備蓄 【危機管理室】	災害時に避難所における要配慮者に配慮したスペース及びアレルギー対応食などの物資の確保に努める。	教室なども活用しながら避難スペースの確保に努めるとともに、備蓄物資については、府の方針と整合性を図り、避難者のニーズに可能な限り応えられるよう、整備を進める。
福祉避難所の確保 【福祉企画課】 【社会福祉協議会】	災害時に避難所となる小中学校などでの生活が困難で、特別な配慮を要する方の受け入れ先として社会福祉施設などを福祉避難所として確保する。	福祉避難所の運営マニュアルの充実や研修の実施など、支援者に対する啓発を行っていく。また、社会福祉協議会の災害ボランティア拠点の整備も行う。
医療等の専門的ケア体制の整備 【健康づくり課】	災害時における避難所で要配慮者に配慮した医療専門職の配置体制などを整備し、より一層の体制拡充に努める。	具体的な事象を想定した訓練を実施するとともに、庁内の関係部局と連携し、有事の際に専門職の能力をできる限り発揮できる体制を検討する。

⑤ 災害ボランティアなどの育成

災害ボランティアなどの登録や育成に向け、社会福祉協議会の災害ボランティアセンターなどの活動を支援します。災害ボランティアセンターでは、平常時には、災害ボランティア活動に関する情報収集や広報・啓発を行い、災害ボランティアリーダー及びコーディネーターの育成や研修・訓練などに取り組んでいます。災害時には、災害ボランティアの募集や受入・調整から安全確保に至るさまざまな活動が想定されることから、日頃から地域の関係者との連携を図るとともに、必要な体制整備を進めます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
災害時支援ボランティアの登録 【社会福祉協議会】	市内で大規模災害が発生した場合や近隣の市町村で災害が発生した際に、円滑かつ安心してボランティア活動ができるようボランティア登録制度の啓発・推進を行う。	今後は、高校、大学と連携していき、若い層のボランティア登録も視野にいれた災害ボランティア養成講座を開催していく。
小地域ネットワーク活動　避難行動要支援者等防災訓練 【社会福祉協議会】	校区福祉委員会が社会福祉協議会と連携して、地域住民とともにその地域を守るために、避難行動要支援者の支援活動を基本とした防災訓練に取り組む。	研修会の開催などにより支援者を育成する。

コラム

災害時に地域で助けあうために
～ 災害ボランティアセンター

「東大阪市社協災害ボランティアセンター」は、災害時の被災者支援活動を円滑に進めるために、普段から市内で活動する各種団体と、ネットワークの構築を図りながら、調査・研究、訓練を継続的に行っており、災害時においても機能がすみやかに発揮できるように、常設で設置されています。

特に、高齢者や障害者など、自力で避難することが困難な方に、予め同意のあった方の情報を地域の支援者に提供することで、地域の方々による安否確認や、避難支援に役立てる「避難行動要支援者名簿制度」の啓発や、災害時や救急時の際に必要となる情報を支援者にわかるような形で記入できるカード（救急医療情報セット）の配布・活用を推進し、また、要支援者の特性に応じた支援が円滑に行えるよう、当事者や支援者向けのガイドブックを作成し、周知を図っています。

さらに、平常時から災害に備えた災害時支援ボランティアの啓発・推進を行うため、災害ボランティア養成講座の開催や、地域の要支援者の支援活動を基本とした防災訓練等を実施する地域の関係者と連携し、支援者の育成に努め、必要な支援体制の整備を図るなど、さらなる防災力の向上をめざしています。

２　安全・安心な福祉のまちづくり

誰もが犯罪や詐欺被害などに巻き込まれることなく、地域で安心して住み続けることができるように、地域ぐるみでの取り組みを推進します。

また、子どもをはじめ地域に暮らす人が安心して歩くことができるような生活道路や街灯を整備するなど地域の防犯体制を強化するとともに、ひとり暮らしの高齢者の緊急時にも迅速かつ適切に対応できるシステムの導入などを支援するほか、認知症高齢者をサポートするしくみづくりを進めます。また、消費生活において、悪質な商法の取り締まりや相談体制を充実するなど、安心して地域生活を営めるような支援を行います。そして、高齢者や障害者など誰もが日常生活において、外出や施設利用などの制約を受けることがないよう、福祉的な配慮の視点によるユニバーサルデザインの環境整備を進めるとともに、移動手段の確保や、「心のバリアフリー」の観点から、啓発活動にも取り組みます。

（１）安全と安心の確保

現状と課題

社会的に弱い立場の高齢者や障害者、子どもなどを犯罪や詐欺から守り、交通事故などに巻き込まれることなく、誰もが安全で安心な地域生活を送るためには、地域に根ざした福祉のまちづくりが必要です。

本市においては、警察、防犯協議会、自治会などが連携し、日常のパトロール活動を行うなど、地域ぐるみの防犯活動が行われ、消防広報紙や警防パトロールを通じた広報により、放火防止についても啓発しています。

また、学校・地域・家庭が子どもの安全確保を図るために連携し、「愛ガード運動推進事業」や「「子ども１１０番の家」推進運動」を実施するとともに、不審者の通報など、学校園との情報共有を図っています。さらに、犯罪や非行のない地域社会づくりのため、法務省主唱による「社会を明るくする運動」として、市や関係機関が連携し、さまざまな広報活動・啓発活動を実施しています。

消費生活にかかる相談対応については、悪徳商法の被害をはじめとした相談や苦情に対し、消費生活センターにおいて消費生活相談員が助言やあっせんを行っており、また、地域包括支援センターを中心として、高齢者の消費生活などの被害防止にも取り組んでいます。

さらに、商店街や道路、公園等の補修・改修など、安全・安心なまちづくりに向けた環境整備を進めています。

市民アンケートにおいては、地域活動や行事への参加状況は多岐にわたっており、地域の清掃活動や環境保全の活動、防犯活動や青少年の健全育成活動、防火活動などがあげられ、参加経験はないが、今後参加してみたいといった意見もみられました。

地域懇談会においては、危機管理意識の向上、安全安心なまちの実現に向けた意見が出されました。また、地域連携をキーワードに、地域住民の見回り・見守りによるネッ

トワークで、子どもや高齢者、認知症の人や障害のある人など、みんなにやさしいまちづくりを進めることが大切との意見が多くみられました。

今後も、地域ぐるみの防犯活動の展開、安全・安心な地域生活を維持するための知識・情報の獲得、行政や社会福祉施設だけでなく地元の事業所なども巻き込んだ福祉ネットワークづくりなど、地域住民が安らかに心豊かに暮らせるまちづくりが望まれます。

施策の展開

① 防犯のまちづくり強化

地域住民のコミュニティを中心として、街路灯の設置や関係機関の連携による日々のパトロール活動など地域に根ざした防犯活動をさらに充実し、安全・安心なまちづくりを進めます。また、高齢者のための安否確認や緊急時支援、子どもたちを守るための不審者の通報など、防犯対策を強化しつつ、声かけ・見守りなどを通じて、みんなにやさしい福祉のまちづくりを推進します。

主な事業	事業概要	今後の方向性
防犯活動業務 【地域コミュニティ支援室】	市、警察、防犯協議会が連携し、日々のパトロール活動をはじめ、地域に根ざした防犯活動を積極的に展開している。	今後も市、警察、防犯協議会が連携し、日々のパトロール活動をはじめ、地域に根ざした防犯活動を積極的に展開していく。
共同施設設置事業 【商業課】	商店街などの小売商店業者で組織する団体が、街路灯などの共同施設について設置、補修を行う場合に支援を行う。	安心安全なまちづくりにも寄与するため、共同施設に関する支援を継続していく。
高齢者住宅等安心確保事業 【高齢介護課】	高齢者世話付き住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等に生活援助員を派遣し、高齢者が自立し安心した生活を営むことができるように安否確認、一時的な家事援助及び生活・健康面の相談などのサービスを提供する。	入居者の高齢化が進行しており、安否確認、家事援助、生活相談等のサービスを提供するとともに、必要な場合は介護サービスにつなぐなど、関係機関との連携を図り、入居者の状況に即した支援を行う。
緊急通報装置レンタル事業 【高齢介護課】	ひとり暮らし高齢者等の居宅に、緊急通報装置をレンタルし、急病や災害などの緊急時に簡単に受信センターに通報でき、通報を受けて迅速かつ適切な対応を行う。	業者による駆け付けサービスを行うことができるようにするなど、今後も利用しやすい事業のあり方を検討していく。
高齢者の詐欺被害防止事業 【高齢介護課】	65 歳以上の方がいる世帯を対象に固定電話に取り付ける特殊詐欺対応機器を無償貸与する。	高齢者の安全と安心を確保できるよう、特殊詐欺被害の発生状況などを確認しながら、事業に取り組む。
子どもに対する不審者情報発信 【施設指導課】 【保育室】	学校教育推進室と連絡を取り、不審者情報を随時共有するとともに、公立保育所、公立幼保連携型認定こども園、子育て支援センター、私立保育園、私立認定こども園、小規模保育施設、認可外保育施設に注意勧告文書を発信する。	今後も危機管理室と教育委員会と連携を取り、情報発信を継続していく。

主な事業	事業概要	今後の方向性
放火防止活動 【消防局予防広報課】	市や消防広報紙、ＳＮＳの利用、警防パトロール中の巡行広報、防火訓練などで、放火防止対策の必要性についての広報を実施する。また、放火発生地域周辺に対し啓発チラシを配布する。	引き続き、放火に加えて各種火災の予防を促進するため、テレビ、紙面及びＳＮＳを利用した火災予防の啓発に取り組んでいく。
子ども安全安心推進事業 【学校教育推進室】	子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、学校・地域・家庭が連携して、子どもの安全確保を図るため、ＰＴＡや自治会、老人クラブ、地域教育協議会、ボランティアグループなどの協力を得て、「愛ガード運動推進事業」を実施する。	市政だよりや学校だよりなどで愛ガード運動への協力を求めるとともに、自治会や警察等関係団体との連携強化や市内大学生ボランティアへの協力依頼など事業の推進を図る。
「子ども１１０番の家」運動推進事業 【青少年スポーツ室】	地域の子どもが犯罪に巻き込まれそうになった時に、逃げ込み、保護を求めることができる協力家庭を推進している。協力家庭にはプレートや小旗を無償で配布しており、さらに協力者を支援する為、災害見舞金保険に加入している。	市政だよりや運動啓発用ポスターの掲示などにより市民への協力の呼びかけを引き続き行っていく。

②　消費者被害の未然防止

消費者被害を防ぐため、地域の消費者団体等と連携し、消費生活に関するさまざまな問題について、トラブル回避のための注意事項などを啓発していきます。また、消費行動についての講座やさまざまな広報媒体を通じて、地域住民の安心で安全な消費生活を支援します。

主な事業	事業概要	今後の方向性
消費者対策事業 【消費生活センター】	消費者等からの消費生活に係る相談及び苦情を受け、消費生活相談員が助言やあっせんを行う。また、消費者被害の未然防止を図るため、出張講座などの啓発事業を行う。	消費者被害の未然防止を図るため、引き続き消費者啓発事業を行う。

③　事業者や企業などを巻き込んだ見守りのネットワークの構築

地域で活動する事業者や企業などに見守りや声かけといった福祉的な活動を行ってもらうなど、さまざまな関係機関を巻き込みながら地域でのネットワークを構築します。そして地域で支援を必要とする人を早期に発見し、適切な関係機関につなぐ包括的な支援体制づくりに努めます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
認知症サポーター養成講座 【地域包括ケア推進課】	認知症に対する理解と認識を、地域住民に持ってもらうため、講座を開催し、認知症になっても本人も家族も地域で安心して生活できる環境づくりを促進する。	高齢者に関わるさまざまな事業所従事者や関係機関を対象に講座を実施できるよう、関係機関との連携を強化していく。
事業所ふくしネットワーク事業 【社会福祉協議会】	新聞、食材などの配達を行う宅配事業所などとネットワーク化を進め、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者などに何か異変があった時には、地域の包括支援センターや地域支援者と連携し、安否確認や緊急対応するしくみを構築する。	顕彰事業などを行い、事業を広めていくとともに、登録事業所数を増やし、早期発見・早期対応できるよう事業展開していく。
ＳＯＳオレンジネットワーク事業 【社会福祉協議会】	行方不明になる恐れのある認知症高齢者を地域の支援を得て早期に発見できるよう、関係機関及び市内の企業などと支援体制を構築し、行方不明になった際に協力事業所に、本人の身なりやその時の状況などの情報を配信し、早期発見につなげる。	啓発活動や支援体制を強化し、施設入所者などを含めた認知症高齢者や家族をサポートしていく体系づくりをめざす。

コラム

詐欺被害を防ぐために ～ 振り込め詐欺等被害防止機器

高齢者を狙った振り込め詐欺等の被害が市内でも多く発生しており、本市では６５才以上の方が居住する世帯を対象に、固定電話に取り付ける振り込め詐欺等防止機器を無料で貸し出しています（先着順）。この機器はケーブルでご家庭にある固定電話とつなげるだけの簡単なしくみです。取り付けることで、電話の着信前に警告アナウンスが流れるとともに、会話を録音することで被害の未然防止に役立ちます。利用者へのアンケートでは、「不要な電話がなくなり、安心して電話に出ることができるようになりました。」との声をいただいています。「自分だけは大丈夫」とは考えず、日頃から被害の防止に向けた取り組みを心がけましょう。

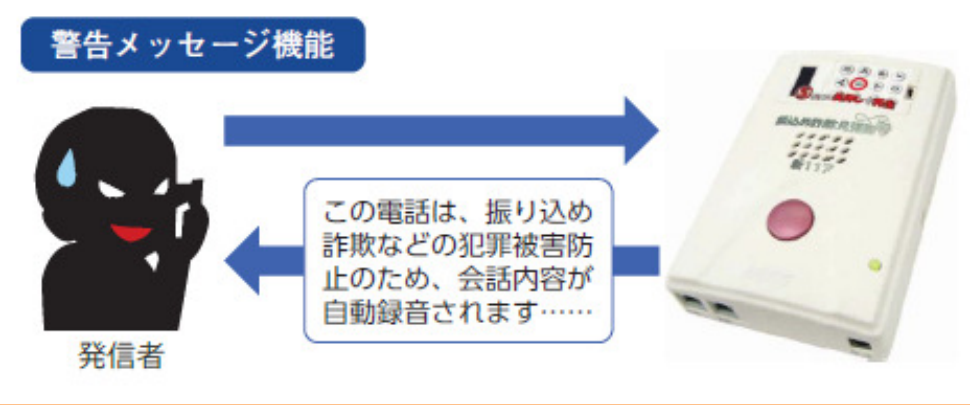

コラム

認知症の方を地域で見守るために
～ ＳＯＳオレンジネットワーク(認知症高齢者見守りネット)

「ＳＯＳオレンジネットワーク」は、認知症の高齢者が行方不明になった際に、市内の公共機関、企業などが連携して早期に発見・保護できるようサポートするシステムです。認知症高齢者（事前登録制）が行方不明になったときに、ご登録いただいた関係機関や企業などに本人の身なりやその時の状況をご指定のメールにて配信し、情報の提供にご協力をいただいています。

【見守りトライくんシール】
ＳＯＳオレンジネットワークに登録された方に、見守りトライくんシールを配布しています。このシールは東大阪市のキャラクターであるトライくんとコードが印刷されており、衣類や靴などに熱圧着することができます。保護した方がこのコードを携帯電話で読み込むと、SOS オレンジネットワーク事務局の連絡先が表示され、事務局に連絡していただくことにより、身元確認を早期に確実に行うことができます。

コラム

犯罪被害ゼロをめざして ～ 安まちメール

安まちメールは、ひったくり、路上強盗、子どもに対する声かけ事案、女性被害情報、通り魔、特殊詐欺などの「犯罪発生情報」とともに、その被害を防止するための「防犯対策情報」を、警察署からリアルタイムにお知らせする情報提供サービスです。送信してほしい時間帯、知りたい情報の種別、知りたい地域を選択して登録できます。
犯罪から身を守るためには、犯罪がいつ、どこで発生したのかを「まず知ること」が大切です。安まちメールを活用して、日頃から防犯に関する意識を高めておきましょう。

～登録方法～
①ＱＲコードからアクセス
携帯電話やスマートフォンアプリのＱＲコードリーダーで、右記ＱＲコードを読み取り、表示されたメールアドレスに空メールを送信してください。

②直接メールで登録
touroku@info.police.pref.osaka.jp　へ空メールを送信してください。
※iPhoneから送信される場合は、自動的に入力される「iPhone から送信」の文字を削除して送信してください。

（２）福祉環境の整備

現状と課題

誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、日常生活の中で外出の制約を受けることのないように、誰にとっても利用しやすい道路・歩道、建物、住宅などの環境整備を進めていく必要があります。

公共施設においては、不特定多数の人が出入りするため、福祉的配慮の観点から施設の見直しを継続的に行っており、物理的な障壁を除くバリアフリー化とともに、施設の目的や特性に合わせた最適なユニバーサルデザインの導入を基本に、整備を推進する必要があります。

大阪府福祉のまちづくり条例では、大阪府内における建築物の新築・改築・増築などを計画する際、用途・規模に応じ、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例で定める基準（移動等円滑化基準）に適合させる必要があるとしています。また、基準への適合義務のない建築物でも、用途・規模によっては、一層のバリアフリー化に努めてもらうため施設設置者や管理者に市町村への事前協議を義務づけています。

本市においても、適合基準を遵守しつつ、各事業者の理解と努力を得て、各施設の建築や改修時には、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、利用しやすい施設へと順次改善を図っています。

市域全体についても、福祉的な視点による道路や公共施設などの整備に寄せられる期待は大きく、整備に関する取り組みは恒常的に検討されています。本市においては、交通バリアフリー法に基づき、交通バリアフリー基本構想を策定してバリアフリーを推進してきましたが、平成 30 年にはバリアフリー法が改正され、社会的障壁を除去し共生社会をめざすことが明確にされました。また、法改正に伴いこれまでのバリアフリー基準やガイドラインが改正・改訂されたため、今後、これらの新しいしくみに対応し、当事者参加・参画のバリアフリーを継続的に進めていく必要があります。

市民アンケートでは、福祉的観点からの都市環境の整備に向けて、「公共施設、商業施設、駅などのバリアフリー化」を望む意見もあり、子どもや高齢者、障害者、妊産婦などの移動がより円滑になるようにと、さまざまな視点での施設整備・環境整備が求められています。

また、地域懇談会においては、交通弱者のための安全な道路・施設整備や移動が困難な人の交通手段の確保と工夫といった意見があげられ、誰もが安心して歩ける、安全でやさしいまちづくりが求められています。

本市に居住する人、働く人、訪れる人すべての人にとって「やさしいまち」をめざし、バリアフリーとユニバーサルデザインに基づく一層の環境整備が課題となります。

施策の展開

① 福祉のまちづくりに関する理解の促進

人にやさしいバリアフリーのまちづくりをアピールし、移動と利用がしやすい環境づくりに基づく情報発信に努めるため、広報紙や市ウェブサイト、各種媒体により、建物や施設、道路のバリアフリー化について、市内の状況を発信していきます。また、福祉教育を通じて、ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくりについて普及・啓発するとともに、体験学習を通じて支援が必要な人の立場を疑似体験することにより、「心のバリアフリー」を推進します。

主な事業	事業概要	今後の方向性
小・中・義務教育学校における福祉教育 【学校教育推進室】	施設や支援学校訪問、学校行事を通して障害者、高齢者などの当事者とふれあう機会を増やし、また疑似体験活動を実施することで思いやりと助けあいのこころを育む。	「心情の育成」「知識理解」「実践力の育成」をポイントに、福祉教育の目的や意図を明確にし、学校での系統立てた福祉教育の指導と充実を図る。
小・中・義務教育学校における福祉教育 【社会福祉協議会】	各校に車いす、点字器、アイマスク、白杖の貸出を行うとともに、ボランティアや当事者などの体験学習指導者を紹介し、福祉教育の推進を図る。	福祉教育の指導ボランティアの協力によりボランティア養成講座を開催し、新たな担い手を養成する。

② 道路・施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化のスパイラルアップ

道路・施設のバリアフリー及びユニバーサルデザイン化に向け、スパイラルアップ（継続的改善）による整備をより一層推進します。公共の道路・施設の整備については、市の関係部局が主導的役割をもって取り組みを進めます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
基準適合の遵守やユニバーサルデザインのさらなる導入 【建築審査課】	福祉のまちづくり事業として、大阪府福祉のまちづくり条例に基づく審査を通して、障害者が安心して暮らせるバリアフリー化を推進する。	多数の人が利用する施設のバリアフリー化や使いやすくする配慮を求め、今後も引き続き適切な審査・指導及び条例の周知を行っていく。
基準適合の遵守やユニバーサルデザインのさらなる導入 【公園整備課】	「東大阪市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づき、公園施設のバリアフリー化を行う。	2019（平成 31）年度以降は、市単独費での整備となる為、財政部局と協議を重ねる必要がある。
市内道路における交通安全施設の整備事業 【道路建設室】	市内道路利用者の安全と円滑な利用を促進するため、市内の認定道路において、歩道端部の段差解消及び視覚障害者誘導ブロックの設置を実施する。	歩道端部の段差解消及び視覚障害者誘導ブロックの設置を継続的に実施する。

主な事業	事業概要	今後の方向性
放置自転車防止事業 【道路管理室】	放置自転車などを減少させるため啓発、指導し、道路等公共スペースの交通障害を除去し、緊急活動・機器行動の場並びに歩行者の安全な通行を確保し、良好な生活環境及び駅前空間を作る。	引き続き、放置自転車の撤去を行い、歩行者の安全な通行を確保し、良好な生活環境の整備に努める。
違法駐車防止活動 【道路管理室】	違法駐車による交通渋滞や交通事故を防止し、市民の安全で快適な生活環境を向上させるため、迷惑駐車防止の助言啓発活動、違法駐車台数の調査、道路案内等の教示などの活動を行う。	道路交通の機能を低下させないため、平日における啓発活動を強化するなど、さらなる啓発活動を行い、違法駐車の防止に努める。

③ 移動困難者の交通手段確保方策の検討

福祉有償運送や福祉・介護タクシーなど、福祉輸送サービスの周知と利用の促進を図ります。また、高齢者や障害者などの移動困難者の交通手段の確保等、支援の方法や取り組みを検討していきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
誰もが利用しやすい交通手段の検討 【公共交通課】	交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策を検討し、誰もが利用しやすい交通手段の確保をめざす。	学識経験者や交通事業者、市民の代表の方々の意見を取り入れた総合交通戦略を基に、誰もが利用しやすい交通環境の実現に向けて事業を推進していく。
福祉有償運送 【福祉企画課】	高齢者や障害者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的として、非営利法人等が有償で行う車による移送サービスである福祉有償運送について、拡大のための環境づくりを行う。	旅客の輸送サービスの提供という観点から、安全性の確保が重要である。また、他の制度も含めた国の動向を見極めていく。

第７章　　ささえよう！地域生活と福祉ニーズ

地域に暮らすすべての人々が、取りこぼされることなく、誰もが役割を持って自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向けては、暮らしの中から生まれるさまざまな悩みを気軽に相談でき、また日々の見守りの中で困っている人が見つかれば手を差し伸べ、一人ひとりの困りごとを地域の課題として受け止めることができる、「地域の包容力」を高めることが重要です。またそれとともに、必要な人が、必要なときに情報にアクセスできるよう、垣根のない情報受発信のしくみづくりを図るなど、さまざまな福祉ニーズに対応できる環境を整備していきます。

１　包括的な相談支援体制の整備

地域生活課題の解決は、悩みや課題を抱えた人が誰かに相談することから始まります。そのため誰もが悩みや困り事を気軽に相談できる体制づくりを進める必要があります。

介護と育児に同時に直面するダブルケアの問題や、高齢の親とひきこもりの子の８０５０問題など相談内容は複雑化・深刻化しており、どこにどう相談すればいいかわからず、悩みを一人で抱え込み、地域から孤立してしまうといったケースも顕在化しています。こうした複合多問題ケースに対応するため、高齢・障害・子どもといった分野を超えて多様な専門職が連携・協働することにより、さまざまな相談を「丸ごと」受け止めることのできる体制整備を進めます。

現状と課題

市民アンケート結果において、悩みや不安の相談先として行政や関係機関では医師・看護師が比較的多く、その他にもケアマネジャーやホームヘルパーなど福祉サービスの関係者、福祉事務所などの市役所の相談窓口、保育所や学校の先生など相談相手や相談機関は多岐に渡っており、専門機関どうしの連携を強化して、どこに相談しても適切に対応される体制づくりが必要であるといえます。

その一方、悩みや不安を誰にも相談していない人は２割を超えており、相談しない理由として、必要性を感じない、人に世話をかけたくない、解決につながりそうにない、相談相手がいないといった回答が寄せられています。こうした人たちの中には、社会的に孤立していたり、問題を一人で抱えて解決できずにいる場合もあり、そういった人を発見し、手を差し伸べていくことが重要となっています。

地域懇談会においては、困ったときに相談できる場所をもっと増やしてほしい、相談できる場所が自宅から遠い、相談場所の敷居が高いといった意見があり、近隣での身近な相談先が求められています。また、近隣どうしで気軽に相談しあえる関係を築くことが大切といった意見も聞かれました。

本市には、高齢者に関しては地域包括支援センター、障害者に関しては委託相談支援センター、子どもに関しては子育て支援センターやつどいの広場、子育て相談ダイヤル

など各分野におけるさまざまな支援拠点を設置しており、福祉事務所や保健センターでも相談窓口を設置しています。また、改正社会福祉法において、「隣保館等は関係機関の一つ」であるという国の方向性に沿って、人権文化センターについても、広く開かれた相談窓口としての機能を果たすことが期待されています。

また、地域の支援者である民生委員・児童委員、校区福祉委員会、自治会、母子福祉推進委員などが市民に一番身近な相談窓口としての機能を担っています。

さらに、地域住民によるサロンなどにおいて日頃からの交流を図り、近隣住民どうしの顔の見える関係づくりを進めることで、地域生活課題の早期発見に役立てています。また、およそ２つの中学校区単位で設置している「いきいきネット相談支援センター」に配置したＣＳＷが、相談できずに地域で孤立している人を適切な窓口へ「つなぐ」役割を担っています。

今後は、それぞれの特長を生かした相談支援業務の強化と分野を超えた連携により、幅広いニーズにきめ細かく対応していくための環境を整備し、どんな課題を抱えていても気軽に相談できる包括的な相談体制の整備を進めていく必要があります。

施策の展開

① 相談窓口の連携と機能強化

高齢、障害、子育てなどの相談窓口における職員の専門性の向上に努めるとともに、相談窓口や関係機関との連携を図り、多様化、複雑化する市民の相談や地域生活課題に対して、適切に対応できるよう相談窓口の機能を強化します。また、誰もが気軽に相談できる環境づくりを進めます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
各種窓口における相談対応 【関係各課】	担当職員に対する十分な専門的研修の機会を確保するなどして、各種相談機関における相談機能の強化を図る。また、行政機関をはじめ各分野における専門相談窓口などとの連携を図る。	研修などにより担当職員のさらなるスキルアップを図るとともに、他機関との連携を強化する。また、多様化する相談者のニーズを的確に把握するよう努め、必要に応じてアウトリーチも行う。
人権文化センター総合相談事業 【長瀬・荒本人権文化センター】	さまざまな課題を抱える市民に適切な助言・情報提供などを行う。また、関係機関との連携により、住民のニーズを的確に把握し、福祉の向上と自立のための支援を行う。	地域生活課題を解決する関係機関として、広く市民全体に対する相談支援機関としての役割を果たしていく。
相談支援事業 【障害施策推進課】	基幹相談支援センターを障害児者支援センター（レピラ）内に、すべての障害種別に対応できる委託相談支援センターを各リージョン区に設置し、相談対応、情報提供、権利擁護にかかる必要な支援を行っている。また、発達障害に特化した相談窓口として発達障害相談支援センターを設置している。	各地域での相談支援の状況について定期的に評価、見直しを行う。また、基幹相談支援センターの調整機能を活かしたバックアップ体制を構築するとともに、他機関との連携によりきめ細かな支援体制の構築をめざす。

主な事業	事業概要	今後の方向性
地域包括支援センター事業 【地域包括ケア推進課】	地域のさまざまな社会資源を使い、市内22ケ所の地域包括支援センターにおいて、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、高齢者への総合的な相談支援を行う。	引き続き地縁組織や多職種との連携を強化し、高齢者を支援するネットワーク強化に努める。また、地域包括支援センターごとに設置している生活支援コーディネーターが主体となり、地域の関係機関や専門職などと協力して地域資源の把握を進める。
利用者支援事業 【子育て支援課】	子育て支援事業の情報提供、また子どもや保護者の相談・助言を行う子育てサポーターを地域住民の身近な場所へ配置することで、子育て世帯の支援を行う。	2019（平成31）年度に子育て世代包括支援センターを本格実施する。また、全ての乳幼児などを対象にしたポピュレーションアプローチ及び、関係機関等との連携を強化していく。
大阪府生活福祉資金 【社会福祉協議会】	低所得世帯などに対し、当該世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、社会福祉協議会が窓口となって各種貸付の相談業務を行う。	他機関との連携・情報共有に努め、相談機能の充実を図っていく。

② 相談窓口の効果的な周知

高齢者、障害者、子育て中の親、外国籍住民など、誰もが身近に相談できる窓口をわかりやすくまとめた情報を市政だより、社会福祉協議会のふくしだより、ウェブサイトなどさまざまな媒体を通じて、効果的に情報提供を拡充していきます。また、ＣＳＷおよびその配置先である「いきいきネット相談支援センター」が、地域の身近な福祉の相談窓口として、地域の支援者や関係機関との連携により課題解決に取り組んでいることについて、より一層周知を図ります。

主な事業	事業概要	今後の方向性
相談窓口に関する情報提供 【関係各課】	各分野における相談窓口情報を冊子にまとめて広く配布する。また、市政だより、ふくしだより、ウェブサイト、アプリなどを活用して情報提供を行う。	関係する制度、サービスについて横断的に、わかりやすい案内の作成に努める。また、必要な人に必要な情報が届くように、さまざまな情報発信ツールの活用を検討する。

③ 地域における自主的な集いの場の推進

地域では、支援を必要とする人が地域との関わりを持ち続けるための場としてさまざまな取り組みが行われています。こうした場や機会が、参加する人の抱える課題を早期発見し、また、「支援する人を支援する」場としても機能するように、社協ＣＯＷなどと連携しながら支援していきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
街かどデイハウス運営事業 【高齢介護課】	地域の身近な施設を活用して、介護保険サービスを利用していない在宅の高齢者などに、住民参加による柔軟できめ細やかな介護予防・生活支援に資する日帰りサービスを提供する。	介護予防・日常生活支援総合事業とあわせ、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けより効果的な制度を構築するよう、引き続き見直しを行う。
介護予防・日常生活支援総合事業 【地域包括ケア推進課】	地域の実情に応じて、住民や事業者等による多様なサービスを充実することにより、地域の支えあいの体制づくりを推進し、要支援者などへの効果的かつ効率的な支援をめざす。	身近なサービスとして定着するよう周知を図るとともに、高齢者の生活や行動の多様化に合わせた介護予防事業のメニューの工夫や、介護予防の意識醸成に向けた啓発を行う。
地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター・つどいの広場) 【子育て支援課】	子育て中の親子が気軽に集い、交流したり相談できる場を各地域に設置することで、より子育て中の親の不安感や孤独感をなくし、子育てを楽しめたり、地域の育児力を育てる活動を行う。	身近な地域で気軽に集え相談できる場の設置に努めるとともに、支援の場に出て来られない親子への支援のあり方を考えていく。また、利用者支援事業、保健センターとの連携をさらに強め、相談、支援につなげていくとともに、より一層の事業周知を図る。
ふれあいサロン、共生型サロンの促進 【社会福祉協議会】	校区福祉委員会が小地域ネットワーク活動のグループ援助活動として実践しているふれあいサロンのさらなる推進と、障害者や子どもなども参加できる共生型サロンの促進を図り、地域での「顔の見える関係」を構築する。	地域課題の発見や課題解決に向けた取り組みを地域住民や関係機関と共に検討する。

コラム

高齢者の身近な相談窓口 ～ 地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、高齢者がより安心して暮らせるように、高齢者本人や家族などの相談に応じたり、権利擁護、地域のネットワークづくり、介護予防や介護予防ケアプランの作成などを総合的に行っています。

センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって高齢者の支援を行っており、それぞれが専門分野の仕事だけを行うのではなく、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的に高齢者を支えています。

平成 28 年 4 月より、これまでの 19 か所のセンターに加えて新たに 3 か所のセンターを開設し、22 か所のセンター体制に拡充しました。

今後も地域や関係機関とのネットワークを一層強化していき、高齢者が暮らしやすい地域づくりを進めていきます。

コラム

障害者の身近な相談窓口
～ 基幹相談支援センター・委託相談支援センター

基幹相談支援センターは、東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」内に設置しており、障害児者の総合的な相談窓口として、地域における相談支援の中核を担い、地域の委託相談支援センターをはじめとする関係機関と連携して、専門的な相談を行います。

委託相談支援センターは、各リージョン地域担当制として市内７箇所に設置しており、障害のある方・保護者・介護者等の相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、障害福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助等を地域で総合的に行います。

コラム

妊娠期から子育て期までの身近な相談窓口
～ 子育て世代包括支援センター

平成 31 年４月より、妊娠や出産、子どもの発育、子育てに関すること全般について相談に応じ、保健センターの保健師と福祉事務所の子育てサポーターが妊娠期から子育て期にかけて切れ目なく妊産婦や子育て中の家族をサポートします。

妊産婦や乳幼児、その家庭の状況は日々変化するものであり、センターの運営による「包括的な支援」を通じて、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者の生活の質の改善・向上や、胎児・乳幼児にとって良好な生育環境の実現・維持を図っていきます。

まずは、その入り口として、母子健康手帳の交付を市内３か所の保健センターに集約し、妊娠届出時に保健師等が全妊婦の面談を行い、妊婦・乳幼児等の状況の把握のため、『セルフプラン』の作成支援や、必要により『サービス利用計画』の作成、特にその中で必要な方には『支援プラン』を策定し継続的な支援へ繋げます。また全妊婦に担当保健師と子育てサポーターの氏名を記載した『担当者紹介カード』を渡し、顔の見える関係性の構築で利用者目線に立ち、気軽に立ち寄ることができ、相談窓口として認知されることをめざしていきます。また保健師と子育てサポーターの連携会議を行い、支援が必要な方の定期的なプランの見直しと課題の共有を行っていきます。

２　適正な福祉サービスと情報の提供

利用者が安心して質の高い福祉サービスを受けるためには、事業者や施設などが適正に運営され、適切な事業活動が行われる必要があります。そのため、指導監査を通じて環境改善を促進するとともに、苦情解決などの支援を行います。

また、さまざまな事業や施設、福祉サービスに関する情報が、必要な人に届き、適切な利用につながるように、庁内での福祉関連情報の共有と充実を図り、多種多様な媒体と伝達手法により情報提供体制を整備していきます。

現状と課題

国による「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、福祉サービスの提供にあたっては、地域の支援ニーズの現状・将来的変動、人口の状況、まちづくりの方針等を踏まえ、それぞれの地域がその実情に合った体制を整えることが重要であるとしています。新たな福祉ビジョンを受け、行政も事業者も、地域の実情に照らしつつ、高齢者、障害者、子どもなどに係る福祉サービスの総合的な提供を積極的に実施することが期待されています。

本市では、法令遵守のもと、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業が行われるように、社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監査を実施しています。利用者の視点に立った指導監査を行い、不適切事項などについては、改善状況の確認を徹底しています。また、多くの社会福祉法人では地域貢献活動に取り組んでおり、今後さらなる活動の活性化を促進していく必要があります。

情報提供については、欲しい情報が正しい情報としてきちんと必要な人に届くような情報発信体制を整備するとともに、気軽に相談ができ、市民や地域の困りごとや悩みを受け止めることのできる環境づくりが重要となります。

市民アンケートでは、福祉活動の推進に向け行政に期待することとして、半数近くの人が「国や府、市の健康や福祉に関する情報の提供」をあげていました。また、事業所・団体アンケートでは、地域福祉ネットワークづくりに必要な取り組みとして、多数の事業所・団体が「関係者への適切な情報提供」と回答しました。

また、健康や福祉に関する情報の入手先としては、「市の広報紙」、「インターネット」という回答が多く、特に「インターネット」の割合が５年前の前回調査時の 37.7%から増加しています。また、「テレビ・ラジオ等」や「家族や友人などの口コミ」、「新聞、タウン誌」などもあげられていました。地域懇談会では、さらなる情報伝達の工夫が必要といった意見もあり、例えば、手話のできる人が増えてほしいといった声があがっていました。

本市においては、市のウェブサイトや市政だより、社会福祉協議会のふくしだより、リージョンセンター企画運営委員会による広報紙、ふれあい東大阪、ケーブルテレビなどによって、市民に身近な情報を提供しています。市政だよりでは、外国語版や点字版を作成するなど、要配慮者へ向けた対応も行っています。さらに、ＳＮＳやスマートフォン向けアプリを活用した情報提供も行っています。今後も、さまざまな工夫を凝らし

ながら、支援が必要な人に確実に届くよう効果的な情報発信を行っていく必要があります。

また、年齢や国籍、心身の状況などに関係なく誰もが等しく情報にアクセスできる「情報のバリアフリー」にも取り組みます。

そして、庁内においても、福祉推進委員会などを通じて各部局の福祉に対する取り組みの理解を深め、市が行うさまざまな施策について福祉的観点をもって推進していく必要があります。

施策の展開

① 利用者の視点に立った指導監査

社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監査を適正に実施することにより、質の高い福祉サービスの提供につなげていきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
社会福祉法人指導監査事業 【法人指導課】	本市が所管する社会福祉法人、社会福祉施設に対し、指導監査（報告の徴収、業務の状況の検査、助言指導）を実施する。	指導対象施設や業務量の増加に対応するため、効果的・効率的な指導監査のあり方を検討する。

② 苦情解決体制の充実

質の高い福祉サービスを安心して利用できるよう福祉サービスを提供する機関・事業者に対する苦情や相談に対応し、その解決に努めます。また、必要に応じ大阪府国民健康保険団体連合会の介護サービス苦情処理委員会や大阪府社会福祉協議会の福祉サービス運営適正化委員会などにつなぎます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
苦情相談 【居宅事業者課】 【高齢介護課】	福祉サービスや、サービスを提供する施設などに対する苦情・相談に対応する。	今後も、市民が安心してサービスを利用できるよう、苦情に対して適切な解決を図る。

③ 多様な媒体による情報発信

地域福祉に関する情報や福祉サービスについて、市や社会福祉協議会が中心となって集約し、多様な媒体を通じて広く発信します。また、手話や点字、音声による情報発信など、「情報のバリアフリー」の視点を取り入れながら、支援を必要とする人が、福祉に関する情報を容易に入手でき、相談や支援につながる環境づくりを図ります。

主な事業	事業概要	今後の方向性
リージョンセンター公民協働事業 【市民協働室】	リージョンセンター企画運営委員会が発行する広報紙に、福祉の相談窓口や福祉に関する催しなどの情報を掲載する。	リージョン区を超えた委員どうしの意見交換の場を設けることで、効果的な広報の方法を模索していく。

主な事業	事業概要	今後の方向性
子育て支援情報アプリの配信 【子育て支援課】	市ウェブサイトと連動した、子育て支援にかかる情報を提供するスマートフォン向けアプリを導入し、在宅の子育て世帯に対して、子育て支援施策の普及を図る。	アプリの開発及びリリースを終えたため、今後はユーザーの要求や要望を反映させたバージョンアップやダウンロード数を増加させるための周知を行う。
広報紙などの配布 【社会福祉協議会】	ふくしだよりやボランティアハンドブック、ボラの小窓などにより福祉に関する情報を発信する。	広報紙等での情報発信からインターネットなどを活用した情報発信に改善していくか検討していく。

④ 行政内部の連携強化

行政において福祉にかかる担当部局が恒常的に情報の共有を図りつつ、福祉関連施策を実施していきます。また、庁内全体での関連施策が、福祉的観点をもって推進される体制を整備し、各部局の連携を強化しつつ、事業や取り組みを推進していきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
福祉推進委員会 【関係各課】	行政内部の関係所属で構成される福祉推進委員会で、社会福祉に関する計画の策定、施策の総合的な企画及び調整を行う。	福祉に関わる部署以外においても、福祉的な視点をもちながら事業を実施するよう、より一層の周知を行う。

３　隙間のない支援体制づくり

かつては地域に暮らす人々がさまざまな課題に直面した場合でも、近隣住民どうしの顔の見える関係において助けあうことで、地域生活は支えられてきました。しかし家族形態の変化や人々の暮らし方、働き方の多様化、生活圏域の広域化などが進行し、地域社会の連帯感が希薄化するなかで、さまざまな課題が絡み合い複合的に連鎖することであらゆるつながりが失われ、コミュニティから切り離され社会的に孤立する「社会的排除」の問題が顕在化しています。

地域には、ひきこもり、虐待やＤＶを受けている人、セルフネグレクト、ニート、生活困窮者、ホームレス、「制度の狭間」にある人など、支援を必要としながらも自らＳＯＳを発信することができない、サービスの存在を知らない、閉じこもってサービスを受け付けないといった理由から支援を受けられない人がいます。また、日本語の不自由な外国籍住民、矯正施設出所者、性的少数者など、さまざまな理由により暮らしにくい思いをし、地域で孤立しやすい人がいます。

このような人たちが地域社会とつながり、生きがいを持って暮らせる「地域共生社会」の実現に向け、地域でのセーフティネットを充実し、必要に応じて支援の手を差し伸べるなど、地域での支えあいによる課題の解決に向けた体制づくりが求められています。

現状と課題

地域懇談会においては、「お互いに無関心な人が増え、地域におけるつながりが弱くなっている」、「地域での孤立を防ぐ必要がある」といった声が聞かれました。また、地域連携に向けてめざすこととして、「日本語が不自由な外国籍住民との共存」や「高齢者や子どもなどへの虐待を地域の見守りで防止する」などの意見がありました。

本市においては、支援が必要にもかかわらず、社会から孤立している人を地域と連携して支援するため、さまざまな取り組みを展開しています。

外国籍住民に向けては、国際情報プラザを拠点に多文化理解・国際交流を図る活動を支援しています。高齢者、障害者、子どもなどの虐待防止に向けては早期発見と早期対応による取り組みがなされています。また、刑務所などの矯正施設出所者には、関係機関と連携し、再び犯罪や非行に陥ることのないよう、社会復帰と地域生活への定着を支援していく必要があります。

多様かつ複合的な課題を抱え、経済的に困窮している生活困窮者への支援については、経済的な課題解決はもちろん、本人の状況に応じた幅広い支援が必要となってきます。本市では「生活さいけん相談室」を設置し、自立相談支援や住居確保、就労支援、学習支援などの事業を行い、自立に向けた取り組みを行っています。また、地域においては民生委員・児童委員などによる見守り活動が行われ、支援が必要な人の早期発見に努めています。平成 30 年 10 月の生活困窮者自立支援法の改正では、行政の各部局（福祉・就労・教育・税務・住宅等）において生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨をすることが義務付けられ、また、関係機関で支援に必要な情報共有の体制の構築が可能となりました。今後は、専門機関だけではなく、地域住民などのイン

フォーマルな部門とも協働しながら、「第２のセーフティネット」としての機能をより一層促進していく必要があります。

一方、地域においてはＣＳＷが民生委員・児童委員、校区福祉委員会、自治会などと連携しながら地域の実情に応じた福祉活動をコーディネートし、また、支援が必要な人を適切な機関へつなぐ取り組みを行っています。さらに、教育分野ではスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、子育て分野ではスマイルサポーターや子育てサポーター、医療分野では医療系ソーシャルワーカー（ＭＳＷ・ＰＳＷ）などがそれぞれの分野において課題を抱えている人を福祉的側面から支援しています。こうしたさまざまな関係機関による重層的なネットワークをさらに強化することにより「隙間のない支援体制づくり」を推進していく必要があります。

施策の展開

① セーフティネットの充実

地域においてさまざまな困難や課題を抱え制度の狭間で困窮している人を早期に発見し、専門的な相談対応や必要なサービス・支援につなげられるように、人材や施設などの地域資源を有効に活用し、重層的なセーフティネットのもと、伴走型の支援を行います。

主な事業	事業概要	今後の方向性
地域の福祉関係者等との情報交換、協働 【福祉企画課】 【社会福祉協議会】	ＣＳＷや民生委員・児童委員、校区福祉委員会、自治会、社会貢献支援員、関係機関などによる協働で、制度の狭間で困窮している人への対応や課題の解決に向けた取り組みを行う。	専門機関の連携・協働をさらに強化し、社協ＣＯＷとともに引き続き「顔の見える関係づくり」の強化に努めていく。

② 外国籍住民との共生に向けた環境整備

外国籍住民との共生をより一層促進するため、行政の関係部局が連携を図り、外国籍住民向けの情報提供や相談の機会を拡充するとともに、子育て支援など日本語の不自由な人が適切な支援を受けられるよう取り組みます。さらに、外国籍住民から寄せられる相談内容や、地域で外国籍住民と共に生活する市民から寄せられる課題やニーズを把握し、すべての人が暮らしやすい環境整備を進めます。そして、地域で共に働き、共に学ぶ地域社会の一員として外国籍住民を受け入れ、外国籍住民の持つ能力や多様性による地域の活性化を図ります。

主な事業	事業概要	今後の方向性
国際情報プラザ事業 【文化国際課】	本庁舎 12 階に国際情報プラザを設け、行政全般にかかる業務の通訳・翻訳及び市広報紙の一部を多言語化したプラザだよりの発信を行う。また、語学ボランティア制度を取り入れ、プラザの対応言語以外の翻訳・通訳に対応している。	OFIX や JICA など、他の行政機関との連携や会議・研修への出席、国際情報プラザの周知を行う。
日本語教室開催事業 【文化国際課】	市と特定非営利活動法人との協働により、外国籍住民などに日本語を学習する機会を提供し、日本語によるコミュニケーションを図る。	市内大学への広報を行うなど、幅広い世代の日本語ボランティアを拡充していく。
窓口対応用多言語対訳集作成事業 【文化国際課】	行政サービスをスムーズに提供できるよう、行政の窓口用として多言語対訳集を設置する。	窓口業務担当課への聞き取り調査などを実施し、実情に見合った形にしていく。
中国帰国市民相談 【市民生活総務室】	中国帰国市民が、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、中国語の話せる相談員を中鴻池行政サービスセンターに配置し、悩み事や生活全般にわたる相談業務を行う。	継続して実施することで、市民の安心・安全な生活に寄与していく。
地域子育て支援センター事業 【保育室】	中国帰国者の保護者を対象に、定期的に子育てに関する相談に応じるため、中国語通訳を配置する。	中国以外の外国籍の方のためのフォロー・支援のために、文化国際課と連携していく。

③ 虐待への対応の強化

法令やさまざまなガイドラインに基づき、虐待やそのおそれのあるケースの早期発見に取り組みます。また、虐待に関する通報に迅速に対応し、虐待の再発防止に向けた取り組みを進めるため、分野を超えたさまざまな部局や関係機関による体制の整備を進めます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
障害者虐待防止対策支援事業 【障害施策推進課】	養護者、施設従事者、使用者による障害者への虐待を防ぐとともに養護者に対する支援などを行う。	緊急一時保護などが必要となった場合に、迅速かつ適切に支援サービスの利用が可能となるよう、関係機関との調整や連携強化を行っていく。
高齢者虐待防止ネットワーク事業 【地域包括ケア推進課】	養護者、施設従事者等による高齢者虐待を防ぐため、関係機関によるネットワークにより、養護者への支援も含めた虐待防止に取り組む。	引き続き市民への啓発を進める。虐待事案については、速やかに情報を集約し、高齢者虐待ネットワークにて関係機関と役割分担をし、早期解決、虐待の再発の防止に努めるとともに、専門会議での検証結果を今後の対応に活かしていく。

主な事業	事業概要	今後の方向性
要保護児童対策地域協議会 【子ども見守り課】	児童虐待の早期発見に努め、被虐待児童と家族への援助策などについて検討し、きめ細かなネットワークを構築する。	児童福祉法において努力義務とされている子ども家庭総合支援拠点の設置をめざし、機能強化を図るとともに、支援拠点を中心とした機関連携と事業展開を検討していく。

④ 表面化しにくい課題に対する支援

支援を必要とする誰もが、人権を尊重されながら、適切に制度やサービスを利用し、自分らしく住み慣れた地域で生活ができるようＤＶの防止や差別の解消、認知症高齢者やその家族に向けた支援、自殺の予防、判断能力が不十分な人に対する金銭管理などを行います。また、矯正施設出所者への更生保護の取り組みや就労の場の提供により、社会復帰を支援します。

主な事業	事業概要	今後の方向性
ＤＶ対策事業 【男女共同参画課】	ＤＶ被害の防止、被害者からの相談対応、安全の確保、心のケアを含めた自立支援などについて、関係機関と連携し、総合的に推進する。また、ＤＶ被害防止にかかる啓発にも積極的に取り組む。	ＤＶ専門相談員を配置し、被害者が身体的・精神的に安心して自立するための相談や各種支援を行う。また、関係機関との連携強化に向けた連絡会議の開催や民間シェルターなどに対する支援、ＤＶ被害防止にかかる啓発にも取り組んでいく。
障害者差別解消支援事業 【障害施策推進課】	平成 28 年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障害者差別に関する相談窓口を整備する。また、一般市民や障害当事者が参加し、障害者差別について一緒に考える機会とするためのワークショップを開催する。	差別解消法についての理解啓発を進め、障害特性に応じた合理的配慮の提供などについて、調整や働きかけを行う。
認知症初期集中支援チーム事業 【地域包括ケア推進課】	認知症が疑われる方や認知症高齢者、その家族に対し、初期の段階で包括的・集中的な支援を行うことで、認知症患者やその家族の自立生活に向けたサポートを行う認知症初期集中支援チームを設置する。	認知症の早期から必要な支援につなげることで、認知症の人ができる限り住み慣れた地域の、よい環境で暮らし続けられるよう、市民への一層の周知を図り、地域包括支援センター等関係機関と連携しながら対応を強化する。
自殺予防対策事業 【健康づくり課】	自殺や精神疾患に対する正しい知識の普及により、うつ病の早期発見・治療などに取り組むとともに、自殺危機にある人に気づき、適切な支援機関などへつなぐ「ゲートキーパー」の養成や自殺対策のための地域ネットワークを構築し、総合的な自殺対策を推進する。	市自殺対策計画に基づき、自殺の実態や課題など、状況の変化に柔軟に対応しながら、地域の「生きる支援」に関する事業や活動を総動員し取り組んでいく。

⑤ 生活困窮者に対する支援

生活困窮者自立支援法に基づき設置した「生活さいけん相談室」において、自立相談支援などのさまざまな事業に取り組むとともに、関係機関が把握した生活困窮者に関する情報により適切な支援を行います。また、地域住民などとも連携し、包括的な「支えあいの地域づくり」をめざします。

主な事業	事業概要	今後の方向性
生活困窮者自立支援事業 【生活福祉室】	生活保護に至る前の段階からの早期の支援を行う相談窓口を設置し、自立相談支援、住居確保、就労支援、学習支援などの事業を一体的に行うことで、生活困窮者の自立を支援する。	法改正をうけて、さらなる生活困窮者支援の体制整備・拡充を推進する。また、関係機関との連携を強化するとともに、支援が必要な人を発見した場合は、本制度の利用勧奨を行うよう周知していく。

コラム

生活に不安を感じたときはご相談ください
～ 生活さいけん相談室

平成 27 年４月より「生活困窮者自立支援制度」がスタートし、本市では本庁舎８階に「生活さいけん相談室」を設置しています。

「生活さいけん相談室」は、さまざまな原因で生活に困っている方に対し、生活再建に向けた支援プランを共に考え、支援をすすめていく窓口です。経済的な困窮状態にある方に対し、就労や家計の見直しを中心に支援し、多重債務状態の方には債務整理などの法律相談も行っています。また、相談対象者等の世帯の中学生が将来的に希望を持った進路選択ができるよう、学習支援と居場所づくりを兼ねた場も提供しています。さらに、制度の狭間に陥り困窮している人を支援するため、関係部局や地域における関係機関などとも連携しています。

生活に不安を感じたときには、ひとりで抱え込まずお気軽にご相談ください。

コラム

住み慣れた地域で安心して暮らすために
～ 認知症初期集中支援チーム「東大阪市オレンジチーム」

市では、認知症になっても地域で安心して暮らせるよう、専門職で構成する認知症初期集中支援チーム「東大阪市オレンジチーム」を設置し、平成 29 年７月より、認知症の方、認知症の疑いのある方、そのご家族のお宅を訪問し、認知症に関する相談に対する支援を行っています。また、本人や家族の希望をうかがいながら、病院受診や介護サービスの利用など適切な支援へつなぎ、負担を軽くするお手伝いをしています。

認知症は、原因疾患によって治療可能なものがあります。また、周囲の人が適切な対応をとることで記憶力や判断力の低下などの中核症状の進行を遅らせたり、認知症の方が感じているストレスを取り除くことで攻撃的な言動や無気力などの行動・心理症状の緩和が可能になります。さらに、症状が軽いうちは本人や家族が話し合って今後の対応を考えたり、利用できる制度やサービスを調べるなど「認知症に向き合うための準備」を整えることができます。認知症についてお悩みの場合は、まずは、最寄りの地域包括支援センターへご相談ください。

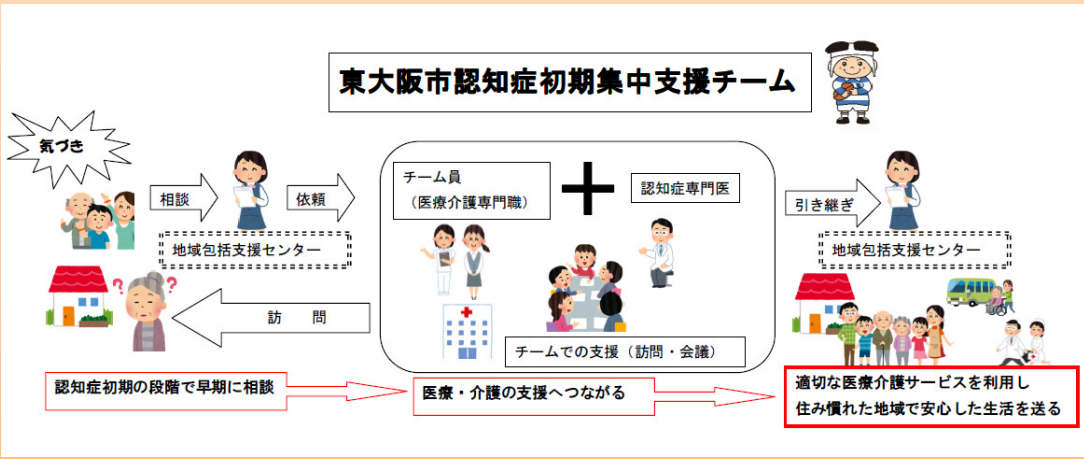

4　成年後見制度の利用促進

成年後見制度とは、認知症、知的障害、その他精神上の障害などの理由により、判断能力が十分ではない方々について、財産管理、介護、施設への入所手続き等の身上保護などを本人に代わって成年後見人等が行うもので、判断能力が不十分な方の権利を社会全体で支えあうために重要な手段ですが、これまで十分に利用されていなかった状況を鑑み、平成 28 年５月に、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「促進法」という。）が施行されました。

促進法においては、国の責務等を明らかにし、基本方針その他基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国は基本的な計画を定めることとされており、平成 29 年３月に「成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定されました。

また市町村に対しても、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じ取り組みを行うよう求められるとともに、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進にかかる基本的な計画を策定するよう努めることとされています。

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

（1）成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
（2）計画の対象期間は概ね5年間を念頭（平成29年度～33年度）。
（3）国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。　＜別紙1参照＞

基本的な考え方及び目標等

（1）今後の施策の基本的な考え方
①ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
②自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
③財産管理のみならず、身上保護も重視。

（2）今後の施策の目標
①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
②全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
③後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
④成年被後見人等の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直す。

（3）施策の進捗状況の把握・評価等
基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

資料：内閣府

（促進法第１条）この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

現状と課題

本市においては福祉事務所や保健センター、地域包括支援センター等において成年後見制度に関する相談を受け付けており、また身寄りのない場合など本人や家族等による申立てが期待できない場合、市長が代わって申立てを行っています。

しかしながら、成年後見制度や相談窓口などが市民にあまり知られておらず、また、判断能力が相当程度に低下した方が「後見」類型として財産管理を目的に制度を利用する場合が大半を占めており、現状では制度を必要とする方が十分に利用できているとは言えません。さらに、実際に相談に来られた方を適切に制度へとつなげることができていない場合もあり、また制度へとつながるまでに時間がかかっていることなどから、本人の意思を尊重し、身上保護を重視した、市民にとってより利用しやすい制度へと改める必要があります。

本市においては、本項により促進法第 14 条に規定する、本市区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるとともに、国基本計画における地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置その他成年後見制度の利用促進にかかる必要な機能を整備します。

施策の展開

成年後見制度の利用促進のために、2019（平成 31）年度から３ヵ年の間に権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築をめざします。本市においては関係機関の中から地域連携ネットワークの「中核機関」を定め、専門職や関係機関による「協議会」を設置・運営するとともに、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者や後見人による「チーム」を支援するしくみづくりに取り組みます。

また、成年後見制度に関するわかりやすい広報に努め、制度利用につなげるとともに、今後の制度利用の増加を見込み、その担い手としての市民後見人の育成・活動機会の拡充を図ります。また市民後見人、親族後見人などの活動支援にも取り組みます。

そして、日常生活自立支援事業の適切な利用を図るため、成年後見制度との連携を進めるとともに、市民後見人、法人後見、専門職などの役割分担を明確化し、適切な制度への移行を促進します。

① 地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援のため、地域の関係団体等との連携を図り、地域連携ネットワークを構築します。また、地域で支えあうしくみとして、関係機関の中から中核機関を定め、主体的に、全体をコントロールしていく体制を構築します。

そして、地域連携ネットワークを効果的に機能させていくために、会議の設置や実務的な連携の拡充をめざすとともに、困難な事例に対しては、専門職等も含む「チーム」で対応していくしくみを構築し、制度の利用促進を図ります。

●協議会の設置

家庭裁判所など関係機関との連携及び情報共有を推進するため、法律、福祉の専門職団体や関係団体、学識経験者等により構成する「協議会」を設置するとともに、市においても成年後見制度利用促進にかかる庁内会議を設置し、制度の利用促進を総合的に推進します。

「協議会」は「チーム」や後見人等を支援し、地域における成年後見制度の円滑な利用の促進に努め、必要に応じ、親族後見人の相談会や、必要なときに専門職の支援が受けられるしくみづくりについても検討します。

●中核機関の運営

権利擁護支援・成年後見制度利用促進に向けて、地域連携ネットワークを段階的・計画的に強化していくため、関係機関の中から中核機関を定め、市と共に、地域における連携と対応強化を図ります。

中核機関は、権利擁護支援の地域連携ネットワークが広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を効果的に果たすための司令塔として協議会の事務局機能を担うとともに、地域における成年後見制度利用促進にかかる進行管理を行います。中核機関が担うべき機能については、市や他の機関等との役割分担を行いながら、段階的な整備を図ります。

●「チーム」による対応

成年後見制度の利用促進を図っていくためには、地域で権利擁護支援が必要な人を発見し、必要な支援へ結び付ける機能が必要です。本市には権利擁護の身近な相談窓口として、福祉事務所、保健センター、地域包括支援センターなどがありますが、これらの相談支援機関が権利擁護を必要とする人を発見し、その人の状況に応じて、家族、親族や保健・福祉・医療・地域の関係者等が「チーム」として協力し、本人の意思や状況を継続的に把握した上で、身上保護を重視した支援を行います。

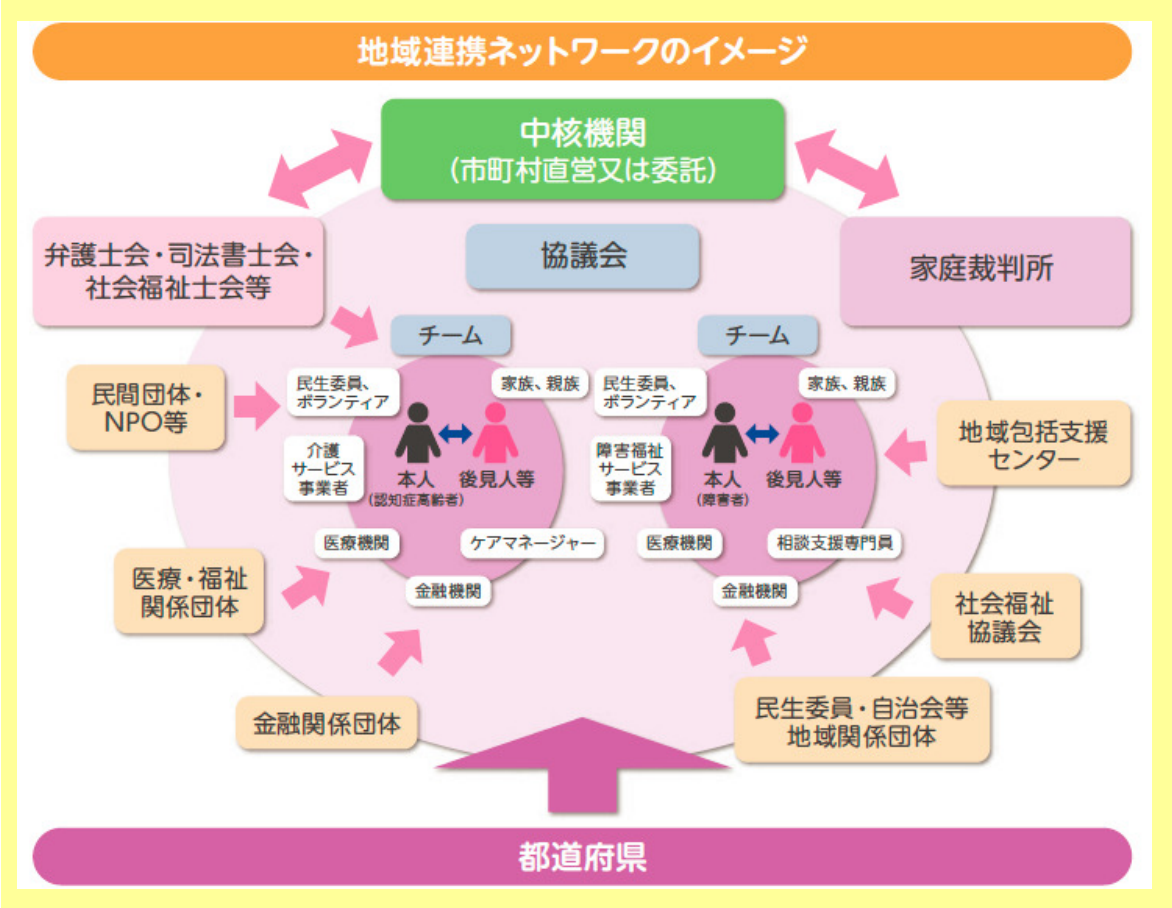

資料：厚生労働省

② 成年後見制度の周知

成年後見制度の利用の必要性が高い人を地域で発見し、確実に制度利用へとつなげるため、本人や家族にとってわかりやすいパンフレットを作成するなど、協議会と連携し効果的な制度周知を図ります。制度周知にあたっては、保佐・補助類型や任意後見の広報に重点を置き、本人の意思を尊重し、身上保護を重視する、利用者がメリットを感じられる制度であるという制度理念を十分に説明する必要があります。

また、成年後見制度に関する相談窓口のさらなる周知を図るとともに、市民にとって利用しやすい制度とするため、成年後見制度にかかる費用助成の要件について見直すことも検討します。

主な事業	事業概要	今後の方向性
成年後見制度に係る利用支援 【障害施策推進課】 【地域包括ケア推進課】 【健康づくり課】 【社会福祉協議会】	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が十分でない人の権利擁護を図るため、成年後見制度の周知を行い、制度の利用を促進する。	引き続き、地域で成年後見制度の利用が必要な方を早期発見し、早期に制度につなげられるようウェブサイトやパンフレット、研修、講演会などを通じ関係機関への制度周知を図る。

③ 相談体制の充実

相談窓口において丁寧かつ的確な制度説明を行うため、全ての窓口で共通して活用できる相談マニュアルを作成するとともに、早期の相談段階から対応できるよう、窓口におけるチェックシートなどの整備に取り組みます。また、窓口職員の相談対応能力の向上を図るため、計画的に研修を実施するとともに、相談支援機関からの日常的な相談に対応する職員の配置と専門職との連携を検討します。

成年後見制度に関する主な相談窓口

申立手続きを行うところ	・大阪家庭裁判所後見センター
市長申立てについての相談窓口	・福祉事務所（東・中・西） ・保健センター（東・中・西）
成年後見制度の利用などの権利擁護相談窓口	・地域包括支援センター ・基幹相談支援センター（レピラ）
日常生活自立支援事業のサービス相談窓口	・東大阪市社会福祉協議会　日常生活自立支援センター
高齢者や障害者の権利擁護相談、成年後見制度の利用手続き等の援助を行っている専門職団体	・（公社）大阪社会福祉士会 相談センター「ぱあとなあ」 ・（公社）成年後見センター リーガルサポート大阪支部 ・大阪司法書士会 ・大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」

④ 市民後見人制度の推進

今後、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者など、権利擁護支援を必要とする方の増加が見込まれます。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における権利擁護の担い手を育成することは重要であり、本市においては、大阪府社会福祉協議会等と連携しながら、判断能力が十分でない方の生活を身近な立場で支える「市民後見人」の養成に取り組んでいます。しかしながら、市民後見人養成講座の受講者が減少し、バンク登録者の伸びも鈍化していることから、市民後見人の活動に興味を示す市民を掘り起こすため、市民後見人に関する広報の強化を図ります。

また、本市においては、平成３０年３月末現在で２８名の方が市民後見人としてバンク登録されていますが、多くの方が未だ後見人として選任されていないことから、後見人となるための実務経験の機会の提供や、協議会を通じた家庭裁判所との連携強化などにより、市民後見人の活躍の場の確保に努めます。

市民後見人養成～活動の流れ

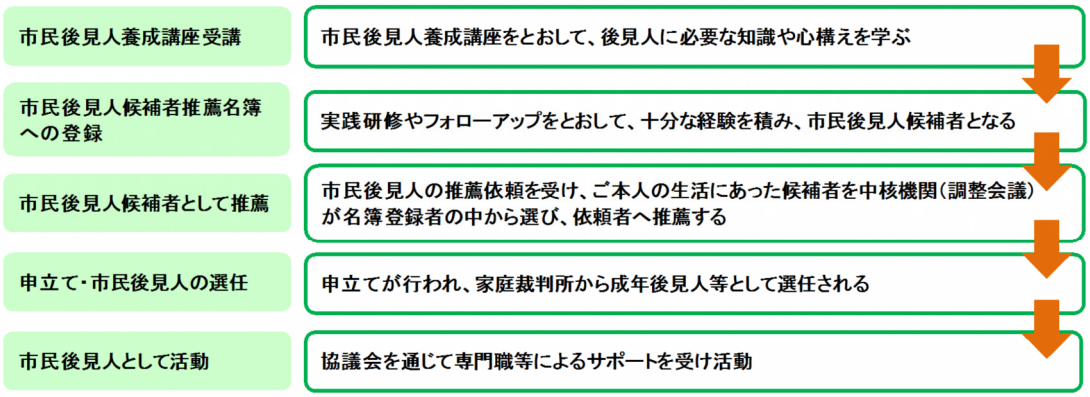

主な事業	事業概要	今後の方向性
市民後見推進事業 【地域包括ケア推進課】 【社会福祉協議会】	権利擁護と地域福祉の担い手である市民後見人の活動を推進するため、専門職による技術支援と相談支援を行うなど、バックアップ体制を整備する。	引き続き市民や関係機関を対象に研修、講演会を通じ、市民後見人の周知、広報、バンク登録者のスキルアップに努める。また、受任促進に向け、関係機関と連携していく。

⑤ 日常生活自立支援事業・法人後見事業などの適切な運用

日常生活自立支援事業は、判断能力の不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理をお手伝いすることにより、地域で自立した生活を送ることを目的とした事業で、平成３０年８月末現在で３４５名の方が同事業を利用されています。なお、利用中の方でも、症状の進行などに伴い利用開始時よりも判断能力が低下し、同事業では対応することが難しくなっている方もおられることから、成年後見制度、日常生活自立支援事業それぞれの内容について、従事者の理解を深めるために研修を実施するとともに、利用者や家族への丁寧な広報を行い、適切な制度利用を促す必要があります。

また、本市においては、ＮＰＯ法人から引き継ぐ形で、東大阪市社会福祉事業団において平成２９年度から法人後見を実施していますが、新たな方を受け入れることなどの課題があります。

今後、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行促進に努めるとともに、市民後見人、法人後見、専門職などの棲み分けを明確化し、利用者にとって適切な後見人が選任される体制構築を検討します。

主な事業	事業概要	今後の方向性
日常生活自立支援事業 【高齢介護課】 【社会福祉協議会】	認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用契約を結ぶことが困難な方が適切なサービスを利用できるよう、社会福祉協議会で利用手続きの代行や日常的金銭管理・書類預かりサービスなどの援助を行う。	業務の効率化、手続きの簡素化を図りながら、早期にサービス利用できるよう、職員間や関係機関との連携を強化する。また、契約後の利用者の生活の安定や、意思能力が低下した場合に、速やかに成年後見制度に移行できるよう努める。

主な事業	事業概要	今後の方向性
法人後見事業 【社会福祉事業団】	法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に判断能力が不十分な方の保護・支援を行う。	新たな利用者を受け入れるために、現在利用している方の中で安定したケースについては市民後見人への移行などを検討していく。

第８章　計画の推進体制

地域福祉に関わる課題は、福祉、保健、医療、住まい、就労、教育、人権、防災など、多岐にわたります。

そのため、市民をはじめ、関係団体、社会福祉協議会、社会福祉事業者、行政等が一丸となって、多様化・複合化する地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携・協働により、その解決を促進する施策に取り組み、地域福祉の推進を図っていきます。

１　地域福祉ネットワーク形成による計画の推進

（１）地域協働、多職種連携による包括的な支援体制の構築

地域福祉の推進にあたっては、制度に基づく施策を推進する市などの行政機関、地域福祉の中間支援組織としての社会福祉協議会、それぞれの分野を横断する地域福祉ネットワークの中心となる専門機関や事業者、そしてなにより、近隣住民、自治会、校区福祉委員会、民生委員・児童委員、学校園、各種関係団体、ＮＰＯ・ボランティアといった市民活動団体など、さまざまな地域資源の主体と協働して、多職種連携による包括的な支援体制の構築を図り、また、地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施するなど、より効果的な施策推進をめざします。

（２）市民の役割

市民は改正社会福祉法において地域福祉の推進主体として明確に位置づけられており、複雑多様化・複合化する地域生活課題を解決するため、行政や社会福祉協議会、社会福祉事業者のみならず、地域の支援関係者や各種関係団体、当事者団体、ＮＰＯ・ボランティア団体など、さまざまな支援機関と連携し、「地域共生社会」の理念のもと、主体的に地域福祉推進に取り組んでいくことが期待されます。

（３）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法に規定される社会福祉に資するさまざまな事業を実施することで、地域福祉の推進を図ることを目的に設置された団体です。市は地域福祉を推進するにあたって、常に社会福祉協議会との連携・協働を図り、その活動を継続的に支援していく必要があります。その上で社会福祉協議会は、多様化、複雑化する新たな福祉課題に対してその社会的使命と役割を果たすために、本計画に基づく「地域福祉活動計画」に掲げる施策の確実な実行と、より積極的な施策展開を図る必要があります。

本計画では社会福祉協議会を、市の地域福祉における中核的役割を果たす中間支援組織として明確に位置づけ、さまざまな福祉分野のネットワークの中心として、地域

福祉活動を総合的に推進する役割が期待されます。

（４）社会福祉事業者の役割

社会福祉事業者は、地域の要援護者を支える福祉サービスの提供者として利用者に安心して利用してもらうためには、常に客観的な視点でサービスを見直し、利用者のニーズにあわせた改善を継続することで、質の高いサービスを提供する必要があります。あわせて事業内容やサービス内容の情報提供を広く行い、相談等を通じて他機関の支援が必要な課題を把握した場合は、適切な支援機関につなぐなど、他のサービスとの連携強化によるサービスを利用しやすい環境づくりが求められています。

また、多様化、複雑化する福祉ニーズに対応し、ボランティア体験の受け入れや地域のさまざまな人との交流を深めることにより、福祉的配慮が必要な人への理解の深化を進める場としての役割が求められます。

さらにさまざまな分野のサービス事業者や地域との連携を図ることで、地域に広く開かれた施設として、地域のつながりや支えあいに対する支援といった取り組みが期待されます。

（５）行政の役割

行政は法や制度に基づき、それぞれの分野において責任をもって施策に取り組み、福祉の推進を図っています。その上で「制度の狭間」などにより既存の福祉サービスを受けにくい人々に対する支援を、相互の連携において実施する必要があり、多様化、複雑化する地域生活課題に対応するために、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境を整備し、多機関の協働により包括的な支援体制を構築することが求められています。

市全体の行政の推進においても福祉や保健はもとより、教育、労働、人権などさまざまな分野において福祉的な視点から事業を見直し、各分野の連携や施策の工夫・改善を図り、福祉的な配慮が必要な人々の自立を支援するための施策を、それぞれの立場において進める必要があります。

また、地域の社会資源である地域の支援団体、当事者団体、ＮＰＯ・ボランティア団体などの関係機関・団体の役割を尊重し、相互の連携・協力の上での地域の福祉活動が促進されるよう、支援していきます。

２　計画の実効性の確保

（１）計画の進行管理

本計画の進捗管理については、計画の進捗状況の確認、評価を継続的に実施するため、「社会福祉審議会」においてPDCAサイクルに基づく進行管理を行うとともに、本計画に新たに生じた課題などについて検討を行います。また、計画の進捗状況についてはウェブサイトなどで随時公表していきます。

＜ＰＤＣＡサイクルによる計画の推進＞

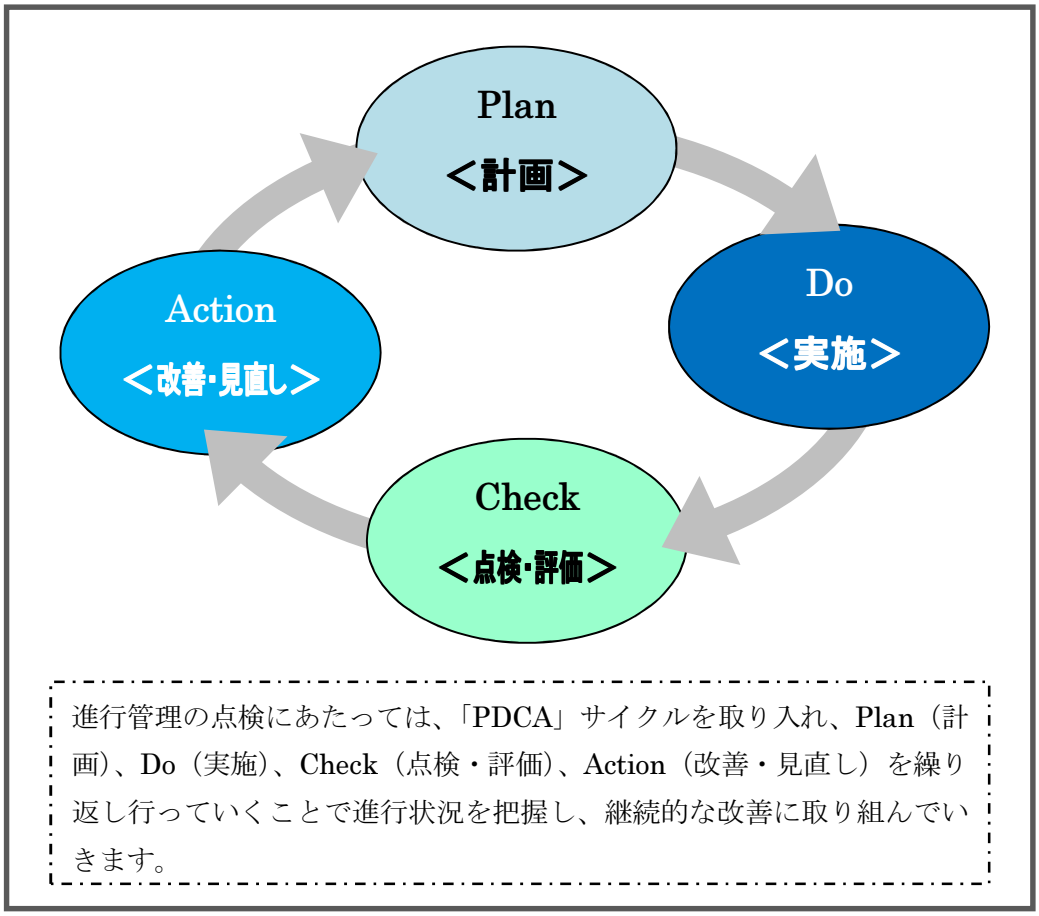

進行管理の点検にあたっては、「PDCA」サイクルを取り入れ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、継続的な改善に取り組んでいきます。

（２）事業評価・見直しのしくみの検討

行政内部の横断的な取り組みを進めるにあたり、福祉推進委員会を中心に連携を図り、限られた人員・予算の中で計画の効果的な推進に努めます。

また、計画の目標達成に向けて、上記の推進体制における評価に基づく事業の見直しや新たな事業の検討などを継続して行います。あわせて関係機関などから取り組みに対する意見を受ける機会づくりに努めます。

（３）計画の周知

本計画を広く公表し、市民への周知に努めます。また、広報紙や市のウェブサイトでの紹介、わかりやすいパンフレットの作成など、幅広く本計画のＰＲに努めるとともに、市内の関係機関などにも協力を依頼し、市民へのきめ細かい周知を図ります。

資　料　編

資料編

1　「社会福祉法」からの一部抜粋

【第４条】（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

２　地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

【第５条】（福祉サービス提供の原則）

社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

【第６条（略）】（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

２　国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

【第 106 条の２】（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
二 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

【第 106 条の 3】(包括的な支援体制の整備)

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2　厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

【第 107 条】(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

２　東大阪市社会福祉審議会条例

（設置）
第１条　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（調査審議事項の特例）
第２条　審議会は、法第 12 条第１項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。
２　審議会は、前項の事項のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条に規定する事項を、同条の幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として調査審議する。

（委員の任期）
第３条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
３　臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。

（委員長の職務の代理）
第４条　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）
第５条　審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
２　委員長は、委員の４分の１以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。
３　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
４　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
５　臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前２項の規定の適用については、委員とみなす。

（専門分科会）
第６条　審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
２　専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。
３　専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
４　専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。
５　前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

（委任）
第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則
１　この条例は、平成 17 年４月１日から施行する。
２　この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第５条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附　則（平成 26 年６月 30 日条例第 28 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 29 年３月 31 日条例第８号）
この条例は、平成 29 年４月１日から施行する。

３　東大阪市社会福祉審議会規則

（趣旨）
第１条　この規則は、東大阪市社会福祉審議会条例（平成 17 年東大阪市条例第２号）第７条の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（専門分科会）
第２条　専門分科会及びその調査審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）　民生委員審査専門分科会　民生委員の適否の審査に関する事項
（２）　障害者福祉専門分科会　身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
（３）　高齢者福祉専門分科会　高齢者の福祉に関する事項
（４）　児童福祉専門分科会　児童並びに母子及び父子の福祉並びに母子保健に関する事項
２　審議会は、前項各号に定める専門分科会のほか、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。
３　審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）の所管に属する専門事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（審査部会）
第３条　審議会は、障害者福祉専門分科会に次の各号に掲げる審査部会を置く。
（１）　視覚障害審査部会
（２）　聴覚障害等審査部会
（３）　肢体不自由審査部会
（４）　内部障害審査部会
（５）　更生医療機関審査部会
２　審議会は、前項第１号から第４号までに掲げる審査部会に身体障害者の障害の種別ごとに障害程度の審査に関する事項並びに身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項を、前項第５号に掲げる審査部会に更生医療を担当する医療機関の指定及び取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項を、それぞれ調査審議させるものとする。
３　審査部会ごとに審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
４　審査部会長は、会務を掌理する。
５　審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

（審査部会の会議）
第４条　審査部会の会議は、審査部会長が招集し、審査部会長がその議長となる。
２　審査部会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
３　審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。
４　審議会は、前条第２項に定める事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

（庶務）
第５条　審議会の庶務は、福祉部において処理する。

（委任）
第６条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則
この規則は、平成 17 年４月１日から施行する。
附　則（平成 17 年３月 31 日規則第 27 号）
この規則は、平成 17 年４月１日から施行する。
附　則（平成 24 年３月 29 日規則第 16 号）
この規則は、平成 24 年４月１日から施行する。
附　則（平成 26 年９月 30 日規則第 51 号）抄
１　この規則は、平成 26 年 10 月１日から施行する。
附　則（平成 29 年３月 31 日規則第 24 号）
この規則は、平成 29 年４月１日から施行する。

4　東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会設置要綱

（設置）
第１条　本市における地域福祉に関する計画その他の地域福祉に関する事項を調査研究するため、東大阪市社会福祉審議会規則第２条第２項の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会に地域福祉専門分科会を設置する。

(所掌事務)
第２条　地域福祉専門分科会の所掌事務は、次のとおりとする。
（１）　東大阪市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の見直しに関する調査及び研究に関すること。
（２）　地域福祉計画の進捗状況に関すること。
（３）　その他地域福祉計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)
第３条　地域福祉専門分科会は、東大阪市社会福祉審議会委員１１人以内で組織する。

(会長及び代理者)
第４条　地域福祉専門分科会に会長を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、地域福祉専門分科会を代表し、会務を総理する。
３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）
第５条　地域福祉専門分科会の会議は、東大阪市社会福祉審議会条例第５条の規定を準用する。

（庶務）
第６条　地域福祉専門分科会の庶務は、福祉部福祉企画課において処理する。

(その他)
第７条　この要綱に定めるもののほか、地域福祉専門分科会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則
この要綱は、平成２０年４月２５日から施行する。
附則
この要綱は、平成２５年４月４日から施行する。

５　東大阪市第５期地域福祉計画策定懇話会設置要綱

（設置）
第１条　社会福祉法第１０７条の規定に基づく、東大阪市第４期地域福祉計画（平成２６年３月策定）を見直すにあたり開催する東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、市民、福祉関係者、有識者等の意見を聴取するため、東大阪市第５期地域福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（組織）
第２条　懇話会は、委員１０人以内で組織する。
２　委員は、学識経験者、一般市民代表、福祉関係者・団体、事業者等のうちから市長が選任する。

（任期）
第３条　委員の任期は、第５期地域福祉計画の策定が完了する時までとする。

（報償費）
第４条　委員に支給する報償費の額は、日額８，０００円（交通費込）とする。但し、委員のうち、地方公共団体の職員である者に対しては報償費を支給しない。

（会議）
第５条　懇話会の会議は、東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の会長が招集し、その議長となる。

（庶務）
第６条　懇話会の庶務は、福祉部福祉企画課において処理する。

附則
１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
２　この要綱は、東大阪市第５期地域福祉計画の策定が完了した日に、その効力を失う。

6　委員名簿

東大阪市社会福祉審議会委員名簿

平成 30 年 11 月 30 日現在
（50 音順、敬称略）

氏　名	所属団体等
新　崎　国　広	大阪教育大学教育学部教授
稲　森　公　嘉	京都大学大学院法学研究科教授
井　上　寿　美	大阪大谷大学教育学部准教授
江　浦　　保	東大阪市社会福祉協議会会長
遠　藤　加代子	東大阪市母子寡婦福祉会副会長
勝　山　真　介	東大阪市社会福祉事業団　東大阪市立障害児者支援センター センター長
義　之　清　規	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会会長
坂　本　ヒロ子	東大阪市手をつなぐ育成会会長
潮　谷　光　人	東大阪大学こども学部こども学科准教授
芝　開　庸　晃	東大阪市老人クラブ連合会会長
関　川　芳　孝	大阪府立大学教育福祉学類教授
高　橋　茂　之	東大阪労働組合総連合福祉保育労組、ひびき福祉会分会　書記長
髙　橋　尚　三	東大阪市人権長瀬地域協議会事務局次長
滝　川　峰　子	東大阪市障害児・者福祉施設連絡会会長
中　川　千恵美	大阪人間科学大学社会福祉学科教授
中　西　英　二	東大阪市人権擁護委員会副会長
永　見　恵　子	東大阪市自治協議会会計
西　島　善　久	東大阪市高齢者介護施設会会長
福　田　実　加	連合東大阪地区協議会委員
松　浦　　隆	東大阪市校区福祉委員会連合会委員長
松　端　克　文	武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授
松　本　喜美子	東大阪市意岐部地域人権協会会計監査
松　山　浩　吉	東大阪市民健康づくり推進協議会副会長
三　星　昭　宏	近畿大学名誉教授・関西福祉科学大学客員教授
村　岡　悠　子	弁護士
森　田　信　司	東大阪市私立保育会会長
森　田　典　博	東大阪市議会議員
山　下　雅　子	東大阪市身体障害者福祉協会副会長
山　田　祥　隆	東大阪市福祉施設会会長
山　野　　忠	東大阪労働団体連絡協議会委員
吉　田　聖　子	東大阪市議会議員

地域福祉専門分科会委員名簿

（50 音順、敬称略）

氏　名	所属団体等
新　崎　国　広	大阪教育大学教育学部教授
江　浦　　保	東大阪市社会福祉協議会会長
遠　藤　加代子	東大阪市母子寡婦福祉会副会長
義　之　清　規	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会会長
髙　橋　尚　三	東大阪市人権長瀬地域協議会事務局次長
滝　川　峰　子	東大阪市障害児・者福祉施設連絡会会長
永　見　惠　子	東大阪市自治協議会会計
西　島　善　久	東大阪市高齢者介護施設会会長
松　浦　　隆	東大阪市校区福祉委員会連合会委員長
松　本　喜美子	東大阪市意岐部地域人権協会会計監査
森　田　信　司	東大阪市私立保育会会長

第５期地域福祉計画策定懇話会委員名簿

（50 音順、敬称略）

氏　名	所属団体等
梅　津　和　弘	大阪社会福祉士会
瓜　生　みのり	公募委員
小　川　　清	東大阪市ボランティア連絡会
杉　本　眞　美	基幹型地域包括支援センター
地　村　貴　士	東大阪市自立支援協議会
西　野　　要	東大阪市教育委員会
西　野　弘　哲	東大阪市社会福祉協議会
村　井　好　野	特定非営利活動法人東大阪日本語教室
森　田　興　治	公募委員
米　田　明　子	コミュニティソーシャルワーカー連絡会

7　計画策定経過

年月日	項目	議事内容
平成 30 年 5月 21 日（月）	第１回社会福祉審議会	●第４期地域福祉計画の進捗状況説明
	第１回地域福祉専門分科会、地域福祉計画策定懇話会合同会議	●第４期地域福祉計画の現況報告について ●第５期地域福祉計画の策定スケジュール、市民アンケート、事業所・団体アンケートについて
６月27日（水） ～7月 17 日（火）	市民アンケート調査	●東大阪市内在住の 18 歳以上の市民 3,000 人を対象に調査
	事業所・団体アンケート調査	●東大阪市内で地域福祉に関わる 189 事業所・団体を対象に調査
８月 23 日（木）	第２回地域福祉専門分科会、地域福祉計画策定懇話会合同会議	●市民アンケート、事業所・団体アンケートの結果について ●地域懇談会について
８月 31 日（金） ９月６日（木） ９月７日（金）	地域懇談会	●地域の支援者、福祉に関わる事業所、公募市民などが集い、今後の地域福祉について意見交換
10 月 31 日（水）	第３回地域福祉専門分科会、地域福祉計画策定懇話会合同会議	●地域懇談会についての報告 ●第５期地域福祉計画の骨子案（章立て）について
11 月 27 日（火）	第４回地域福祉専門分科会、地域福祉計画策定懇話会合同会議	●第５期地域福祉計画の素案について
11 月 28 日（水）	福祉推進委員会幹事会	●第５期地域福祉計画について
12 月 28 日（金） ～平成 31 年 １月 28 日（月）	パブリックコメント	●計画素案に対する市民意見の募集
２月６日（水）	第５回地域福祉専門分科会、地域福祉計画策定懇話会合同会議	●第５期地域福祉計画の案について
２月 22 日（金）	第２回社会福祉審議会	●第５期地域福祉計画（案）の承認

8　用語解説（50 音順）

あ行

●アウトリーチ

相談員などが地域や支援を必要とする人のもとに直接出向いて、地域福祉の推進に向けたしくみづくりの働きかけや相談業務を行ったりすること。

●インフォーマル

インフォーマルケア、インフォーマルサービスとは、自治体や専門機関など、フォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援のこと。地域福祉においては、公的機関による「フォーマル」な福祉サービスから、「インフォーマル」な活動まで、地域住民の生活課題に対応した支援が重要となる。

●ＮＰＯ

営利を目的としない公益事業や市民活動を行う民間組織のことで、「非営利組織（Non-Profit Organization）」の略称。「特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）」に基づき法人格を取得した法人を「ＮＰＯ法人」という。

か行

●虐待

身体的な暴行や心理的・性的・経済的な不利益をもたらす行為やネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）を行うこと。高齢者、障害者、児童についてそれぞれの分野ごとに虐待の防止に向けた法律が整備され、その防止や早期発見、通報などに関する規定が定められている。

●協働

異なった立場や専門性を持つ主体が、共通の目的を達成するためにそれぞれの専門性を尊重しながら相互に協力・連携すること。

●権利擁護

自己の権利を表明することが困難な高齢者や障害者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるように、援助者が代理人としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

●校区福祉委員会

社会福祉協議会の内部組織として、おおむね小学校区単位に結成された自主的な活動を行う組織。住民団体、福祉団体、当事者団体、関係団体など地域の各種団体から構成されており、校区内の身近な福祉問題を解決するための活動を行っている。

●コーディネーター

物事を調整し、まとめる役割を果たす人。地域福祉の推進には、市民による主体的な活動と行政や民間の多様な主体が協働して役割を果たしていることから、地域のさまざまな資源を円滑につないでいく、ネットワークの中心となる人や機関の役割が重要となっている。

●国際情報プラザ

日本語能力に関わらず、全ての住民が公平に行政サービスにアクセスできる体制整備とともに、市民の一人ひとりが見識豊かで多様な文化を認めあう国際人として、市民意識啓発を進めることを目的として市役所内に開設し、英語、韓国・朝鮮語、中国語、日本語による多言語相談案内・情報提供等を行っている。

●子育て支援センター

子育て不安の軽減に向けて、気軽に利用できる相談窓口や親子交流、情報提供、子育て講座の開催、子育てサークルへの育成・支援などを行う子育て支援の拠点施設。

●子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談等に応じ、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とした施設。

●コミュニティ

地域社会ともいい、住民が共同体意識を持って生活を営む、一定の地域及び近隣社会のこと。居住地域に関わらず、同じ目的や関心で結びついた人々の集まり（テーマコミュニティ）を指す場合もある。

●コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）

地域において支援を必要とする人について、本人やその家族からの相談に応じたり、地域を基盤とする活動や関係機関、専門的な相談先につなぐ役割を果たすほか、地域における福祉課題を把握し、支援を必要とする人を総合的に支援するための地域福祉活動のネットワークづくりの支援を行うことを目的に市が配置する専門職。

●コミュニティワーカー（ＣＯＷ）

「社会福祉協議会地域担当職員」のこと。社会福祉協議会が運営する３カ所の老人センターを活動拠点として、地域福祉の活性化を図るため、小地域ネットワーク活動をはじめとするさまざまな地域福祉に関わる諸団体の地域特性を活かした活動を支援し、老人センターの各種事業やボランティア活動と地域との橋渡しを行う。また、「地域福祉ネットワーク推進会議」の開催を通じて、ＣＳＷなどと共に高齢・障害・子ども等の分野を超えた福祉専門機関の顔の見える関係づくりにも努めている。

さ行

●市民後見人制度

成年後見制度を利用するにあたっては、親族または弁護士や社会福祉士などの専門職の人が後見人になることが多いが、新たな担い手として一般市民が研修を経た上で後見人となって活動する制度。

●小地域ネットワーク活動

小地域（おおむね小学校区）を単位として、高齢者や障害者、子育てや介護をしている家庭などが地域で孤立することなく安心して生活できるよう、それぞれの校区福祉委員会が実施する住民の参加と協力による支えあい、助けあい活動。見守りや声かけ訪問などの個別援助活動やいきいきサロンなどのグループ援助活動などがある。

●制度の狭間

日常生活を送るにあたってさまざまな課題を抱えていながら、公的な福祉サービスの要件に該当せず制度では拾いきれないニーズや、自ら問題の解決に向かうことが困難な人、分野を超えた複合的に多問題を抱えた家庭など、従来の制度だけでは対応が困難な福祉ニーズのある状態。「制度の谷間」「制度の隙間」という表現もあるが、同様の意味である。

●成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人を不利益から守るために、財産管理や契約の締結といった法律行為を、家庭裁判所が選任した成年後見人などが本人を代理して行う制度。

●セーフティネット

何らかの生活課題を抱えた人を援助したり、さらに困難な状況に陥らないように支える制度やしくみ。地域福祉におけるセーフティネットは、地域の住民や関係者が地域の課題を共有した上で、支援を必要とする人を早期に発見し必要なサービスにつないでいくための、助けあい・支えあいネットワークによる生活支援のしくみ。

●世代間交流

地域の高齢者と子どもたちといった世代の異なる人が学校や地域の行事などに集い、それぞれが持つ能力や経験を活かした交流をすることによって、地域コミュニティの再構築を図る取り組み。

●セルフネグレクト

生活に関する能力や意欲が低下し、自分で身の回りのことなどができないなど客観的に見て本人の人権が侵害されている状態。家族や地域とのつながり、介護や支援などを拒否し、自らの健康や安全が脅かされている事例が問題となっている。

●ソーシャルインクルージョン

「社会的包容」「社会的包摂」などと訳され、社会的に排除されたり孤立している人を排除せず、社会の構成員として包み支えあい、助けあって生きていこうという考え方。

た行

●地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

●地域福祉活動計画

地域住民やさまざまな民間団体などによる地域福祉推進に向けた自主的な取り組みの具体的な内容について、行政計画である地域福祉計画との理念の共有のもと、社会福祉協議会が中心となって策定する行動計画。

●地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者を支える中核的拠点として介護保険法で定められた包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、権利擁護、総合的な相談・支援、ケアマネジャーへの支援）などを総合的に行う機関で、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などが専門性を活かして相互連携しながら業務にあたっている。

●つどいの広場

子育て支援センターと同様の機能を持ち、かつ、ベビーカーで気軽に行ける、身近でアットホームな場所。

な行

●日常生活自立支援事業

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、書類などの預かりサービスを行う事業。

●認知症サポーター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のことで、認知症サポーター養成講座を受講することによりなることができる。

●ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、同じ社会の一員として均等に当たり前に生活する社会こそ当たり前の社会であるという理念にもとづいて、共に支えあいながら生活することができる社会をめざそうとする考え方。

は行

●バリアフリー

社会生活をしていくうえで物理的なバリア（障壁）となるもの（段差など）を除去すること。高齢者や障害者、外国人などが活動する上で社会参加を困難にしている、社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

●避難行動要支援者名簿制度

大規模な災害時に自力での避難が困難で特に支援を要する方（避難行動要支援者）のうち、事前に同意を得た方の情報を地域の支援者や市の関係部局などに提供することで、災害時における地域での避難支援や安否確認に活用する制度。

●ファシリテーター

ファシリテーションを専門的に行う人。グループや組織でものごとを進めていくときにその進行を円滑にし、目的を達成できるよう、中立的な立場から働きかける役割を担う。

●福祉避難所

災害発生時に高齢者・障害者・妊産婦など特別な配慮を必要とする「要配慮者」を受け入れる避難所。

●福祉有償運送

高齢者・障害者などのうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方に対して、ＮＰＯ法人などが営利とは認められない範囲の対価により、道路運送法第 79 条による登録の上で自家用自動車を使用して行う個別輸送サービス。

●母子福祉推進委員

母子家庭及び寡婦の福祉の推進を図るため、概ね各小学校の通学校区において１名配置し、母子家庭の母及び寡婦からの相談に応じたり、情報提供を行う委員。

ま行

●民生委員・児童委員

地域のボランティアとして、社会福祉の増進のため常に住民の立場に立って相談・援助など住民のくらしを支援する、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。民生委員は、児童福祉に関する相談・支援等を行う児童委員を兼ねている。

や行

●ユニバーサルデザイン

製品、建築、空間などについて、年齢や性別、身体の状況、言語や国籍の違いなどに関わらず、できるだけ多くの人が快適に利用できるようにされた設計（デザイン）。

ら行

●ライフステージ

人間の成長の度合いに応じた人生の段階を指す言葉で、人生の節目によって変わる生活スタイルやこれに着目した考え方。

個人では、幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期など、家庭生活においては新婚期、育児期、教育期、子独立期、老夫婦期などに分けられ、ライフステージの変化にともない、生活に対する要望も変化するといわれている。

●リージョン

本市では、地域の特性を活かした個性的なまちづくりを進めるため、幹線道路や河川で分けられた７つの地域（リージョン）区分を設定している。本計画では、それら個々の地域をリージョン区と表記している。

東大阪市第５期地域福祉計画

すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、
共に生きる　安心と活力の福祉コミュニティの実現

発　行　日　平成31年（2019年）3月
編集・発行　東大阪市 福祉部 福祉企画課

〒577−8521
大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号
電　　話　06−4309−3181
https://www.city.higashiosaka.lg.jp/